

令和 2 年 第 1 回知名町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 3 月 3 日

令和2年第1回知名町議会定例会議事日程
令和2年3月3日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 令和2年度施政方針表明
(町長)
- 日程第6 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②中野 賢一君
 - ③新山 直樹君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	新山直樹君	2番	外山利章君
3番	根釜昭一郎君	5番	西文男君
6番	宗村勝君	7番	大藏哲治君
8番	中野賢一君	9番	今井吉男君
10番	福井源乃介君	11番	奥山直武君
12番	名間武忠君	13番	平秀徳君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井力夫君	会計管理者兼会計課長	大山幹雄君
副町長	赤地邦男君	税務課長	甲斐敬造君
教育長	林富義志君	町民課長	元栄吉治君
総務課長	瀬島徳幸君	保健福祉課長	新納哲仁君
総務課参事	村山裕一郎君	水道課長	山田悟君
企画振興課長	高風勝一郎君	子育て支援課長	安田末広君
農林課長	上村隆一郎君	教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	迫田昭三君
農業委員会事務局長	元栄恵美子君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	栄照和君
建設課長	平山盛文君	中央公民館長兼図書館長	前利潔君
耕地課長	窪田政英君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

ただいまから令和２年第１回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平 秀徳君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって根釜昭一郎君及び西 文男君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（平 秀徳君）

日程第２、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１０日までの８日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１０日までの８日間と決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（平 秀徳君）

日程第３、諸般の報告を行いますが、その前に、新型コロナウイルスが国内外で感染が拡大し、国内においても都道府県で感染者が確認され、感染症対策として各種イベントの中止や規模縮小、自粛の動きが広まっております。また、小・中・高の２週間程度の臨時休校となりました。沖永良部及び本町においては感染者が確認されておりませんが、町民の皆様には万全の対策で、アルコール消毒やマスクを着

用し感染予防に努め、感染者が出ないことと早期の終息を願うところでございます。
それでは、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してありますが、若干申し上げます。

1月9日、知名町献血推進協議会が、県協議会、徳之島保健所長、関係者出席の下、商工会館で開催されました。血液製剤を必要とする方の尊い生命を救うため、需要に応じた献血血液を安定的に確保することを目的としております。採血基準が、年齢、男性で17歳から69歳まで、女性が18歳から69歳まで、体重50キロ以上の制限があります。本町においては、平成30年度は一般・高校126名の献血者数となっています。今後、少子高齢化によって若年層の人口及び献血者数が減少しており、特に10代から30代への献血普及啓発が重要とのことでした。

1月31日、沖縄県今帰仁村・知名町・和泊町友好都市締結調印式が今帰仁村コミュニティセンターで交わされました。調印式には、今帰仁村長、両町長、沖縄沖洲会関係者多数出席の下、村長、両町長が北山王をイメージした衣装で登壇し、調印なされました。今帰仁城を本拠地とした北山王の次男、世之主が沖永良部を統治し、歴史的、文化的に深いつながりがある知名町は、平成元年から10年まで、青少年の相互交流、文化・教育・スポーツ交流が活発に行われ、平成21年第30回今帰仁村祭においては、正名ヤッコ踊り、上平川大蛇踊りも参加いたしております。今後さらに友好の絆を深め、お互いの繁栄を支え合い、次世代に歴史を受け継ぎ、様々な交流及び6項目を掲げた友好都市協定書に署名がなされました。

2月8日、令和2年産春植・株出推進大会が南栄糖業で開催されました。令和元年、2年の製糖も順調に推移し、搬入量の確保、糖度も過去数年の平均値上回っているとのことでした。今年度計画、春植え面積、両町で150ヘクタール、知名町で69ヘクタール、和泊町81ヘクタール、株出しは両町で1,050ヘクタール、知名町で536ヘクタール、和泊町で514ヘクタール、夏植えにおいては400ヘクタール、知名町220ヘクタール、和泊町180ヘクタール、合計1,600ヘクタールの計画達成が図られますことと、今期の製糖が事故もなく安全で無事に終了することを願うとのことでした。

午後は、知名町園芸振興会のばれいしょ出発式、目ぞろえ会、出荷協議会が出荷場で開催されました。出発式には、知名小学校の金管バンドや沖高のエイサーも披露され、盛大に行われました。出荷協議会では、産地から市場及び消費地へのメッセージや、市場関係者の決意表明が行われ、「春のささやき」沖永良部バレイショ、安心・安全で定時定量に努め、今年度の目標である計画量4,000トンを達成することを誓いました。

2月13日、市町村議会議長会が奄美観光ホテルで開催されました。当面の行事について説明がありましたが、2月23日に鹿児島市で予定されていた天皇陛下ご即位の記念行事は、新型コロナウイルスによって中止となりました。第63回奄美群島議会議員大会は、5月28日、奄美市で開催予定です。その後、市町村長、議会議長会合同会、奄美・やんばる広域圏交流会総会、奄美群島広域事務組合定例会が開催されました。各会計の令和元年度の補正予算、令和2年度予算が可決されました。令和2年度奄美TIDAネシア基金特別会計においては、沖縄首里城再建支援負担金2,000万円が新たに計上され、本町の負担額は134万4,000円となりました。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を、同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（平 秀徳君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、議場内の傍聴者の皆様、そしてネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。平素から町行政に対しましてご協力いただきまして誠にありがとうございます。今後とも町政に対するご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

私の行政報告の前に、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、また諸対応に苦慮されている皆様のご心痛をお察し申し上げるとともに、また様々な対応に苦慮され、そして経済に大きな影響を今与えている現状でございます。このような中で、罹患されている方々には心からお見舞いを申し上げます。早々に新型コロナウイルスの終息を願っているところでございます。

それでは、閉会中の私の行政報告を行います。議長と重なる部分につきましては、幾つか短く紹介させていただきます。

まず、12月18日、高齢者叙勲の伝達式を行いました。元榮 勇氏と吉川邦忠氏両氏に対しまして地方自治功労に対して旭日単光章が贈られました。両氏ともに豊かな社会づくりと本町発展に大きく貢献されてまいりました。これまでのご功績

に敬意を表するとともに、受賞に対して衷心より祝福を申し上げます。

同日、奄美群島排出油等防除協議会総会が本町で開催されました。本協議会は、奄美群島を6つの支部に分けて構成されております。群島内で大量の油や有害物質等の排出事故が発生したときの防除活動などについてあらかじめ協議、準備して、迅速、的確な行動ができることを目的として行われております。今回は、油流出時における影響はどのようなことが考えられるのかということにつきまして協議し、後半にはオイルフェンスの展張訓練を行っております。

12月20日、第3回沖永良部バス企業団定例議会、議題は令和元年度沖永良部バス企業団会計補正予算と給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定等について審議しました。来年度から実施されます会計年度任用職員に関する給与・旅費等に関する条例を審議し、承認されております。およそ例年より190万円ほど増額していく必要があるということでございます。

同日、沖永良部与論地区広域事務組合第2回定例議会がございました。一般質問は2名の議員からありました。与論町の沖野一雄議員からは、災害から町民の生命・財産を守るための体制強化についての質問があり、ふだんから消防職員は予防消防活動、研修や訓練に取り組んでいることを報告しております。知名町からは、今井吉男議員から広域事務組合の継続に向けた取組について、人事の公平性、負担金に応じた職員の数、パワハラ防止策、3点についてのご質問がございました。

また、議案につきましては、消防本部議会室空調設備の更新に伴う専決処分事項と会計年度職員に対する給与等の条例改正を議決しております。

12月22日、青少年のための科学の祭典。この事業は、私が中学校勤務時代に島の子供たちに、自然科学の原理、生の生き物を観察することにより科学の面白さや不思議さを体験してもらい、青少年の子供たちの可能性を伸ばしていきたいと考えて実施してまいりました。島内の教職員、沖永良部警察署、民間企業の方々にご協力をいただき、今後も継続して島の子供たちの科学に対する興味・関心を高めていければと考えております。

12月26日、フローラルホテル上半期の役員会がございました。フローラルホテルの経営立て直しに向けましては、中小企業診断士であります長友氏を招聘いたしまして4月から実施しております。赤字額は少しずつ減少しておりますが、依然として12月21日現在で147万8,941円の赤字を計上しております。フローラル館のほうは20万858円の黒字を計上しております。全体で127万8,000円ほどの赤字になっております。さらに経費削減と、宿泊・食事・お土産等の工夫を図ることが求められていると。建設から20年が経過しており、施

設・機器などの更新・補修なども計画的に進めていく必要があると思います。

1月2日、第45回町内一周駅伝大会がございました。知名町新春恒例の第45回町内一周駅伝大会は、例年よりチーム数が少なくなりまして11チームの参加で行われました。今年も西目チームが連覇を果たしました。西目チームは少ない字人口でございますが、駅伝に参加したいと希望する人が多く、希望者全員を参加させてやりたいが選手の人数は決まっております、人選には大変苦労したと、選手選考に苦心している字にとっては大変羨ましいような話を耳にしました。2位には正名チーム、3位に瀬利覚チーム、躍進賞は黒貫チームでした。3区間で新記録も出ております。駅伝大会などのこのような行事を通して、字の活性化や親睦を図ることができ、ひいては町の活性化につながるものと考えております。町体育協会や関係者の皆様には、新年早々大変お世話になりました。ありがとうございます。

午後からは、令和2年度の成人式が行われました。男子が26名、女子が27名、計53名の新成人が誕生しております。新成人を代表いたしまして、武明日香さん、前田拓さんが力強く新成人の誓いを述べておりました。これらの若者の前途に大いなる幸と、健康で活躍されることを念じております。

1月6日、知名町消防団出初め式が、本年6月に開催されます大島地区操法大会の会場となる知名漁港で開催されました。これまで永年にわたり知名町の安心・安全を守ってこられました団員や団体表彰の後、中隊訓練、操法訓練が、また、しらゆり保育園の園児の起立訓練などの披露もあり、会場からは大きな祝福の拍手がございました。知名町消防団は、団員のふるさとを守るといふ思いと、それを支えている家族、地域の理解があつて運営されておりますことに心より感謝申し上げます。

1月8日、本年度初めての沖永良部家畜市場子牛セリ市が開催され、知名町からは頭数で雌牛が52頭、平均価格は60万7,231円です。前回の競り値は平均値が61万68円ですので、2,800円ほど値を下げております。去勢におきましては71頭、そして平均価格が72万8,873円。前回の競りでは72万5,250円となっており、3,600円ほどの高値になっております。沖永良部全体では雌牛が157頭、去勢牛が393頭、競りに出されておりました。子牛の競り値はまだまだ高値が続いております。関係者の皆様のご尽力の賜物だと思います。今後とも、このような家畜業界におきましての高値が推移していくのを願っている次第でございます。

1月13日、鹿児島沖洲会の新年会がございました。昭和11年生まれの7名、昭和23年生まれの6名、一般参加が71名がございました。知名町を代表いたしまして年のお祝いを申し上げるとともに、本町の庁舎建設の進行状況や低炭素化社

会への取組、また町内の諸行事等についての報告を行いました。最後に、2月20日と21日には知名町物産展がございますので、知人等を誘って来館していただきますようお願いを申し上げ、また、今後、ふるさと納税のご協力もこれまでどおりよろしくお願い申し上げますとお願い申し上げてきたところでございます。

1月17日、JACとの協議がございました。それから、トヨタの「フォトドラアワード」認定証の授賞式がありましたので出席してまいりました。

JACの事務所におきましては、夏のダイヤについての計画説明を受けました。鹿児島初の1便が、これまで7時25分でしたけれども、これを7時40分に遅らせるということ、しかしホッピングルートにおきます、奄美に永良部から入る時間帯においては夕方になるので、今後も改善を申し上げてきたところでございます。

それから、トヨタのフォトドラアワードにつきましては、本町にあります銀水洞の写真が最もインスタ映えするというので、トヨタ鹿児島フォトドラアワード認定授賞式がKKBにおいて、トヨタレンタリースの代表取締役、新園輝男氏から認定証の贈呈を受けました。KKBで収録がございましたけれども、このときの収録は17日の夕方6時45分から放送されていたようです。

このような知名町の鍾乳洞やケイビングについては、多くの方々が興味を持っておりますので、これからの観光ソースを積極的に活用していきたいと思っております。

令和2年度離島振興協議会の負担金についてでございます。

これは、郵便料金や宅配料金等の値上げなどで、これまで基金を取り崩して運営してきましたけれども、理事会において負担金の賦課金基準を検討し、均等割の会費を1万円増額するということになりました。均等割負担金が12万円になります。それから人口割でいきますと7万4,500円です。それから日本離島センター会費として1万8,000円かかります。本町は計21万2,500円を負担することになりました。しかし、今後の負担金につきましては、このような各種事業の見直し等を行い、スリム化を行っていく必要があるのではないかとこのことを申し上げ、今後、企画課長会等でこれらの諸行事においてスクラップ・アンド・ビルドを考えていくということを検討しております。

同日、離島の緊急医療現状報告会がございまして、海上自衛隊鹿屋航空基地分隊長や陸上自衛隊第15旅団ヘリコプター部隊長、第10管区海上保安本部警備救難隊長、県内の関係団体、そして平成30年度におきます地区別の搬送実績報告がございまして、今後の課題について協議をしてまいりました。沖永良部から沖縄への搬送について質問しましたけれども、どこに搬送するかということにつきましては、

へりに搭乗した医師がその場で治療したときに、沖縄に運ぶ必要があるのか、ないのか、その場の医師の判断によるという回答でございました。

1月18日、泉ひかり氏が来庁しました。パルクール2019ワールドカップスピードランにおいて連覇した泉ひかりさんが、ご両親が知名町出身であると、本人は大阪生まれですけれども、ご両親の出身地ということで役場を訪問していただいております。今後、知名町をいろいろな大会のときにPRしていきたいという返事をいただきまして、大変感謝しております。

1月24日、フローラルパークの芝貼りを行いました。町民の健康保持増進や多世代交流の拠点となるフローラルパークを昨年末から再整備してまいりましたが、一部拡張・整地工事が終わり、芝を貼ることになり、グラウンドゴルフ協会の皆さんにお手伝いを依頼しましたところ、八十数名の方が集まり、約1時間で予定しておりました芝を貼ることができました。

まちづくりは、役場行政だけとする時代は既に終わっていると思っております。今回のように、町民が一緒になってすることにより、自分たちの公園を大切にす気持ちや、まちづくりに対する思いも深まると思っております。参加した方々からも、広々としたところで楽しくスポーツができ、この公園をみんなで大切にす気持ちも高まりましたと、うれしい言葉をいただいております。3月10日前後に、残っております整地も完成しますので、さらに多くの町民に呼びかけ、芝張りを行っていきたくと思いますが、ただ、昨今の新型コロナウイルスに対する動向も注意しながら、呼びかけを行っていくかということも検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、町民と行政が共にまちづくりに協力して行っていくという、そういうふうなまちづくりを私どもは推進してまいりたいと考えております。

同日、永良部百合・フリージア生産出荷組合の合同会がございまして、業者との取引は、現在、永良部の港で引渡しが行われ、輸送コストがかかっておりますが、今後、奄美群島農産物輸送コスト支援事業を活用し、鹿児島までの輸送負担を減らし、農家の負担を減ずるように取り組んでいくこと、また、形状による球根の価格についても、L球の値段が下がった分、SやM球の価格を上げるように業者と粘り強く交渉していくことを可決しております。

1月26日、第37回愛知沖洲会総会が行われまして、参加してまいりました。これまで西村勝彦会長が任務を行ってございましたけれども、任期が終わりましたので、新会長に佐藤さおりさんが就任しております。

1月28日、沖永良部地域公共交通活性化協議会がございまして、昨年第2回公

公共交通活性化協議会において承認されております4月1日からの路線の変更、これは屋子母字内の乗り入れ、新城、上城等の運行経路を変更すること、それから和泊町役場への乗り入れ、それから大蔵医院前の運行経路に伴う料金変更と、空港線の時刻の固定化について協議をしております。これまで空港線は飛行機の発着時に応じて変更してまいりましたが、島民の皆さんから、半年ごとに時刻が変更になるのでは大変分かりにくいと、また、これらの時間変更により空港線の利用者数が半減したということもございまして、生活路線としての利用を優先させるべきではないかということでしたので、今後、空港線におきましては時間を固定化するという事に決定しております。

1月30日、徴収向上に係る研修会を、元熊本県御船町役場税務課課長であります上村欣也氏を招聘して開催しております。上村氏は御船町における滞納防止と滞納整理の取組などを行い、これまで実践してきたことを基にお話をされ、本町職員は大変参考になったのではないかと思います。本町の町税、水道料金などの各種徴収金の未納を解消させていくのには大いに役立ったのではないかとおもわれます。

1月31日、沖縄県今帰仁村との友好都市協定締結につきましては、議長のほうから、るる細かくご報告がございましたので、私のほうからは2点ほどお話しさせていただきます。

今帰仁村の視察を行いまして、古宇利島に大きな橋が架かっておりまして、この橋の向こうに展望台がございました。この展望台におきまして、地場産の農産物の加工品の販売や、またその販売戦略などが非常に参考になりました。具体的には、古宇利島で生産されるカボチャをもとにしたお菓子類やアイスクリームなどが販売されておりましたけれども、この島だけで販売するというので、ほかに出していないということですので、必ず橋を渡ってきて、この島の中で購入するという仕組みは、非常にその地域の経済力を高めるためにはいい試みではないかなと感心したところでございました。

それから、備瀬集落のフクギ並木、国土交通省の自然遊歩道として認定されておりますけれども、ここで非常に感心したことは、集落の皆さんが早朝には家々の周辺道路を清掃しており、観光客の皆さんが気持ちよく散策できる状況になっております。このような地道な取組こそ、心あふれるおもてなしになるのではないかと、何度も訪れたいようなまちになるとおもいました。

本町においても各字の活性化に、このような町民主体の取組は大いに参考にできるのではないかと思います。来年度のまちづくりの方向をかいま見ることができたのではないかとおもっております。

また、与論島の海浜におきましては、各集落の有志の皆さんや観光客の皆さんが、毎朝自主的に清掃を行い、漂着ごみがほとんど見られない状態になっております。これらの住民による自主的な取組なども、本町においても大いに参考にしていっていきべきではないかなと思っております。

2月3日、第28回沖永良部・与論地区の議会議員大会、3町の議員や関係者が約50名出席し、フローラル館で開催されております。知名町におきましては、アイランドホッピングルートへの運賃の軽減と利便性の向上、奄美大島への直行便の開設について地区の議員大会に提出することを議決しております。1993年から続いてきましたこの大会も、本大会をもちまして閉会するということになりました。

2月9日、大阪沖洲会の総会に出席しました。約100名の皆さんが参加されておりました。各沖洲会の役員の皆様や関西奄美会、奄美大島の各島々の代表者も参加して親睦を図ることができたのではないかと思います。

大阪沖洲会におきましては、これは最も若い組織でございまして、まだ創立32年目であるということでもございました。今後、若者をどう参加させていくかというのが、この組織を維持していくのに大きな課題となっているということでもございます。

2月11日、殉職慰霊碑の整備改修完成記念式典がございました。110年前に密輸船の臨検中に殉職した萬膳重雄税務属と佐多義種巡査の慰霊碑を地元有志により事件後70年が経過した昭和54年に建立されましたが、劣化が激しくなりましたので、昨年、東善一郎氏を委員長とする整備改修実行委員会が呼びかけ、両町から550万円ほどの寄附が集まり改修工事が行われ、完成しました。式典には、佐多巡査の遺族や警察署員、税務署員、本町議会議員など70名ほどが集まり、改修された慰霊碑の前で完成式典が行われました。佐多巡査の孫であります、現在、薩摩川内市にお住まいの佐多達男氏は、「立派な慰霊碑を建立していただき、祖父も大喜びで安らかに眠っているのではないかと」お礼を申しておりました。今後、このような碑は、仕事に対する使命感や知名町の歴史などを子供たちに学ばせる、そういう場所になるのではないかなと考えております。

2月12日、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議がございました。これは国のほうで進めておりますけれども、団塊世代が75歳になります2020年に向けて地域医療構想を基に医療需要と病床についての協議を行いました。奄美地区におきましては、医師偏在指標において「医師多数」「医師少数」の領域にも入らないが、産科医や小児科の不足になっている。奄美德洲会病院からは、現在7か所の病院がございしますが、病床の減少が経営において非常に死活問題になっていると。現状で

も経営状況が悪く、徳洲会系列の支援を受けながら成り立っている。特に沖永良部徳洲会におきましては、介護療養型医療施設を介護医療院として長期の療養に対応した医療と日常生活の介護などを一体化した施設にしたいと。そのことに対して町の意見を伺いたいという質問がございましたので、私のほうでは、今後、第8次の事業計画を策定するまでは、和泊町からの入所者もございましたので、和泊町とも十分協議した上で施設の変更については検討してまいりたいと回答しております。

2月13日の各種会議や市町村長会議等についてでございますけれども、2020年度の事業計画や予算の承認をした後、奄美群島市町村会長には、2020年度は徳之島町の高岡町長、それから鎌田瀬戸内町長を副会長に選任しております。

奄美群島広域事務組合は、沖縄の首里城再建支援として200万円の寄附を決定しております。

また、奄美群島観光物産協会は、10月のカリフォルニア奄美会45周年の記念事業に参加することを可決しました。

その最後に行政懇談会がございまして、各市町村の取組について紹介の後、意見交換会がございまして、奄美振興予算の活用について今後は大いに見直しをして、住民のインフラ整備に充てるべきではないかと。知名町においては、大島郡の中で知名町のみ硬度低減化がまだ進められていないので、こういうところに奄振の予算の投入もそろそろ考えていってほしいということをお願いしてまいりました。

また、沖縄県の首里城再建につきまして、知名町は、昨年から既に町民や食生活改善推進連絡協議会、役場職員から寄附金131万3,050円を集め、沖縄県に寄附をしてあります。琉球新報でもこのことは報じられておりますが、今回のように奄美群島12市町村で寄附をするというような計画につきましては、早々に連絡をしてほしいということを苦言を申してあります。

2月17日、子ども子育て会議がございました。国は一人一人の子供が健やかに成長できる社会を実現するために、平成24年度に子ども・子育て関連3法を制定しております。市町村においても、子育て支援事業計画を策定するよう義務づけられております。本町では、平成26年に知名町子ども・子育て支援計画を策定し、認定こども園や保育園における教育・保育についての量を定め、就学前の子供の一時預かり、地域子育て支援拠点事業などを整備してまいりました。子ども・子育て支援計画は5年ごとに改正していかなければなりません。そこで、これまでの支援事業計画を検証し、令和2年度に第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定するために、子ども・子育て支援会議を3回開催してきました。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にしながらも、保護者がどのように子育てをしたいのか、働きたいのか、また暮らしたいのかということ視点をした子ども・子育て支援計画を今後策定してまいりたいと思っております。

2月18日、職員採用試験委員会がございました。本年度退職者が例年より多いので、今年は2次の採用試験を実施しました。採用委員会の皆様からは、一般事務職員を2名と衛生管理組合の職員1名を採用候補者として報告を受けました。

2月19日は知名町特産品フェア。県鹿児島PR課において事前の打合せを行った後、県知事を表敬訪問し、20日と21日に知名町の物産展がございまして、ぜひご来場いただきたいと依頼をしております。知事が21日に物産展に会場に来ていただいたというふうに報告を受けております。その後、私のほうは、MBCにおいて事前打合せとりハーサルを行い、生放送であります「かごしま4」に出演し、物産展や知名町のPRを行ってまいりました。

南日本新聞社の表敬訪問におきましては、市町村研修会と重なったために、観光協会の会長に依頼してまいりました。

2月25日、知名町の奨学生の推薦会がございました。大学や専門学校進学を目指している奨学生希望者に対し推薦会において慎重に審議した結果、6名の者を採用することになりました。昨年より多くの生徒が上級学校で勉強できるように、奨学生選考基準も改正しております。より高度な学問を身につけ、社会の発展に寄与できる人材となって活躍してほしいと考えております。

2月29日、沖永良部管内の合同公売会が知名町体育館にて開催されました。両町から151点の公売品に対し、参加者181名により競争入札が行われました。その結果、102点売却をすることができまして、65万6,000円余りの売上げがあったそうです。この売上げは今期最高の売上げとなっているということです。

町民の福祉向上のためには税金を活用しておりますが、なかなか税金が完納されていない現状でございます。このような公売会をしなければならぬのが、そういう状況の下から生まれております。国民の大きな義務の一つであります納税であります。納税に対する意識の高揚を図り、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、閉会中の私の行政報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（平 秀徳君）

これで町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（林 富義志君）

改めましておはようございます。

それでは、私のほうから閉会中の教育行政について報告いたします。お手元の資料をご覧ください。主なものについて報告いたします。

12月6日、新しい給食センターの会議室で第2回目の学校給食担当者会を開催いたしました。2回目は、担当者の今後の反省と要望を聞く会でしたが、新給食センターが2学期からスタートということもありまして、オープンまでにいろいろな課題がありましたが、3か月経過した時点で学校現場がどういうふうに対応したかというふうに報告をしてもらいました。特に大きな問題点もなく、細かい点、多少学校からの要望がありましたけれども、これらの問題点については全て栄養教諭のほうで対処しているようです。

12月7日、議会でも一般質問等でありましたけれども、給食センターの物品公売会がありましたけれども、どれぐらいの町民の方が入札に参加してくれたかなと思ひ、大変気になっておりましたけれども、結果的に大盛況で150名以上の入札者があり、64万円の公売金がありました。

12月9日、上城小学校で複式学級の住吉小、田皆小、上城小の3校の5・6年生の集合学習が行われましたので、授業参観いたしました。体育館で英語の授業でしたけれども、英語専科の先生とALT2人で、体を動かしたゲーム感覚での英語の勉強ということで大変楽しそうに取り組んでいましたが、子供たちに聞いてみると、非常に楽しいというような声を聞きました。

12月15日、第36回沖永良部音楽コンクールが、今年は和泊町の当番でしたので、あかね文化ホールで開催されました。昨年、20名の参加で、今後の開催については両町の文化協会と協議するとありましたけれども、今年度も17名の出場でしたが開催することになりました。和泊町が来年以降の開催については辞退したいというような話もありましたけれども、一度やめてしまうと復活はなかなか厳しいと、いろんな課題もありますが、基本的には来年度も継続していこうということで話し合いました。今年度の武田賞は昨年につき沖高2年の清村夕七さんで、4回目の受賞でした。

12月17日、12月1日に実施した古墳シンポジウム後の最初の知名町の古墳調査検討委員会が開催されましたので、5名の委員に委嘱状の交付と、今後のこれらの古墳の活用方法について調査検討委員会での指導を、教育委員会としてお願いいたしました。この委員会に関しましては和泊町も同じメンバーですので、今後は両町で日程調整して開催し、それぞれオブザーバーとして会議に出席することで情

報を共有することにいたしました。

12月19日、第2回の総括安全衛生委員会を開催いたしました。これまでのこの会はいつも時間切れになるので、前回、委員から提案がありましたが、的を絞って協議したほうが良いということで、今回、学校における業務改善について話し合うことにいたしました。各学校の現状と課題を出してもらい、これに対して教育委員会がコメントするという形で進めましたが、この業務改善については課題も多く、幾ら時間があっても足りない状況で、学校での業務改善、働き方改革については、今後も継続して委員会で取り上げていく必要があると感じました。

12月22日、図書館まつりと科学の祭典がありましたけれども、科学の祭典は町長のほうから詳しく説明がありましたので、説明を省きたいと思います。

12月26日、町立武道館が台風被害で使用不能のままであるため、度々、議会でも活用方法について議論されてきましたが、今回、町内のスケートボード愛好会のメンバーから、スケートボードの練習に使いたいという申請がありましたので、町長と現場を確認して、使用条件を検討して許可を出せるように協議をいたしました。結果、2月1日から1年間の使用許可を出したところです。

1月2日は恒例の町内一周駅伝、それから午後からは成人式ですけれども、これも先ほど町長のほうから詳しく説明がありましたので、省きたいと思います。

1月10日、学校の管理職を含め教職員の両町の研修会はそれぞれ毎年行われ、情報交換しておりますが、教育委員を含めた教育委員会の職員の両町の情報交換は近年なされておりましたので、久しぶりに両町全員参加して新年会を開催いたしました。これを機に、年に1回は両町の教育委員会で情報交換をしていきたいなというふうに思います。

1月19日、余多公民館で午後5時から水どう宝プロジェクト実行委員会の第2回総会がありましたので、出席いたしました。地下ダムの模型造りのプロジェクトですが、見事に完成しており、島民への一般公開と完成祝賀会でした。島内両町の全小・中学校、高校生がこの模型造りのワークショップに参加し、延べ570名の児童・生徒が関わったようです。

1月25日、文化ホール開館以来、毎年行ってきた南西航空音楽隊ファミリーコンサートがあり、記念すべき20回目の公演として、副町長から感謝状の贈呈がありました。公演後は、慰労も兼ねて自衛隊関係者主催の交流会が行われ、町として20年間開催のお礼を述べるとともに、今後のコンサートの継続の協力をお願いいたしました。

1月31日、今帰仁村での知名町・和泊町、今帰仁村との友好都市締結の調印式

ですが、これは議長それから町長から説明がありましたけれども、教育委員会としてこの調印式に出席をいたしました。祝賀会の中で、今帰仁村の教育長をはじめ社会教育担当者と、今後の子供たちの交流について協議いたしました。結果、今年度、令和2年において、今帰仁村の子供たちが永良部に交流のために来るという計画があるというふうに早速報告を受けました。

2月15日、あしびの郷において第8回知名の子表彰が行われ、6部門で個人、小学生10名、中学生10名、高校生9名の29名と、団体で7団体を表彰いたしました。その後に恒例の文化協会主催の島唄・島ムニ大会を、学校主体の従来のやり方を変更して、一般町民主体の開催ということで運営内容を変えましたけれども、その結果、9団体が発表いたしました。結果的に親の世代の出演がなかったということで、来年以降の課題になります。

2月22日、23日の2日間、奄美市で開催された文化庁主催の令和元年度の危機的な状況にある言語・方言サミット奄美大会に副町長はじめ7名で参加いたしました。方言研究について締結している国立国語研究所の皆さんが、沖永良部上平川地区で取り組んでいる方言伝承について発表がありました。令和4年度には、本町でのサミット開催を文化庁に要望してありましたが、今回、親睦交流会において、全員で舞台に出て陳情もいたしましたけれども、令和4年度の本町開催はほぼ確実というような状況です。

最後に、報告書の中にはないんですが、急に国を通じて県のほうから、一斉休校というようなことがありましたので、2月28日、県からの通達を受けて、臨時教育委員会、臨時校長会を開催して、本町の新型コロナウイルス感染症の対策としての小・中学校一斉休業について本町の方針を確認し、学校のほうに通達いたしました。それにより、国は3月2日から春休み前まで、今年で言うと3月25日になりますけれども、25日までを要請してきましたけれども、鹿児島県は3月2日から3月15日までを一応臨時休業というふうになりました。その期間の卒業式とか、それぞれのイベントについては、それぞれ規模を縮小するなり考慮して実施するというので、本町においても入学式は基本的に実施すると。ただ、どういう形にするかということについては、各学校、校長会で確認いたしましたけれども、校長同士で相談して決めてくださいということで教育委員会は指示いたしました。

毎日のようにこれに関しては情報が入っておりますので、今後、3月15日以降、どういうふうに展開するかは、まだ不明確です。国・県の通達に従って、教育委員会としても対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 令和2年度施政方針表明

○議長（平 秀徳君）

日程第5、令和2年度施政方針表明について、町長の令和2年度施政方針表明を求めます。

○町長（今井力夫君）

令和2年第1回知名町議会定例会開会に当たり、行政運営に臨む私の施政方針を述べさせていただきます、町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

町長就任から、「子や孫に誇れる町づくり」に積極的に取り組んでまいりました。とりわけ「子育てしやすい町づくり」としまして、子育て支援金、知名放課後児童クラブの新設、「安心して住みやすい町づくり」においては、身近な公共交通機関の構築、屋子母字・上城字・新城字のバスの路線変更、楽しめる交流の場の創出といたしまして交流拠点創設事業稲水公園改修、フローラルパーク健康拠点の創出事業、それから田皆岬園地再整備事業、魅力ある観光地づくり事業としましてジッキョヌホー周辺整備を進めてまいりました。

本町の役場庁舎建設、水道水の硬度低減化につきましては、早急に取り組まなければならない大きな課題であります。新庁舎建設につきましては、まちづくり町民会議の中で、役場庁舎の建設位置、町民に親しまれる庁舎はどのような機能を有し、どのような設計にしたらいかななどの答申を、昨年12月26日に受けております。今後、答申を参考にしながら、基本設計、実施設計を進め、本年12月までには決定し、建設工事の着工を進めていきたいと考えております。水道水の硬度低減化につきましては、今後とも国や県と協議を進め、早期の着工に努めてまいりたいと思っております。

令和2年は、東京オリンピック・パラリンピック、燃ゆる感動鹿児島国体第75回国民体育大会開催の年でもございます。本町におきましては、公開競技といたしまして、パワーリフティング競技、デモンストラーション競技としてミニバレーが開催されます。スポーツを通して町民の健康増進だけでなく、島外から多くの方々来町されますので、本町らしい心温まるおもてなしでお迎えをし、選手・役

員の皆さんの思い出に残る大会にしていくとともに、知名町を大いに国内外にアピールしてまいりたいと考えております。

さて、令和2年度から7年間にかけて、新たなまちづくりや町政運営の指針となる第6次知名町総合振興計画がスタートいたします。この計画に基づいて、持続可能なまちづくりとして、農業と商工業を組み合わせた経済振興と少子化対策事業、結婚支援、住宅の整備、環境に配慮したまちづくりなど、知名町が未来に向かって大きく躍進できるよう、時代の変化を的確に捉えながら未来に責任を果たせる町政運営を旨とし、これまでの取組を加速・発展させ、「町民が主役 子や孫に誇れる潤いと活力のある町」の実現に全力を挙げて町政運営に邁進してまいりますので、町民の皆様には引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後、さらに多くの事業を進め、町民の福祉の向上と町の発展に向けた施策を推進していくために、次の3つのことを基本的な方針に据えて進めてまいります。

基本方針。

みんなで創り育む安心・共生のまちづくり。

健康・福祉の面でみんなで支え合い、健やかに生き生きと暮らせるまち。教育・文化においては、未来を切り開く人を育み、歴史と文化の薫るまち。

行きたい 住み続けたいまちづくりにつつまして、経済・環境、農林商工水産業と観光産業の相互連携による新たな価値の創出と低炭素化社会の構築を図り、持続可能で活力に満ちた魅力のあるまち。

居住環境につつましては、人に優しい、快適で美しい住みよいまち。

3番目に、町民と行政が共に創る安全なまちづくりについて。

町民生活におきましては、町民誰もが活躍し、安全に生活できるまち。行財政経営につつましては、町民の信頼に応える行財政経営を進めるまち。

これら3つの大きな基本方針の下に進めてまいりたいと思っております。

具体的には、「みんなで創り育む安心・共生のまちづくり」につつましては、出会いの場の創出から雇用の確保、出産、子育て支援まで総合的な少子化対策の取組を進め、家庭と社会で共に支え合い、安心して子供を産み、育てることのできる魅力的な環境を目指します。次世代を担う子供たちが自立し、社会の様々な課題に対応できるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を生かし、地域と共にある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域との連携を強化し、協働して子供たちの豊かな成長を支えます。次世代を担う子供たちのみならず、現役世代から高齢者まで誰もが健康で安心して過ごすことができるまちづくりを進めたいと思っております。高齢

社会を踏まえ、誰もが生きがいを持って社会で活躍できる環境を実現します。そして、障がいの有無に関わらず、全ての人が社会参加でき、悩んでいる人を理解し、温かく支えられる安心に満ちた社会福祉の実現を目指します。

「行きたい 住み続けたいまちづくり」につきましては、多くの人々が訪れたいとなり、また多くの若者が集い、住まうまちづくりを進めます。そのためには、地域経済と雇用を支える産業の強化と農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応え、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化し、地域の歴史と自然を生かした観光を振興します。町民が住み続けたいまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しいまちの整備と、地域社会の核となる町なかの再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源や自然エネルギーの利活用を促進し、環境に優しいまちづくりを進めます。

「町民と行政がともに創る安全なまちづくり」につきまして、若者から高齢者まで多世代、様々な文化の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。町民一人一人がつながり、地域コミュニティが推進され、お互いを支え、そして町民が自ら活躍できるように支援を行っていきます。行政が町民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安心・安全なまちを創ります。また、多様化する町民のニーズを的確に捉え対応するために、情報セキュリティを確保したICT等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関しまして町民への十分な説明を果たすことができるように、分かりやすさと透明性を確保してまいります。

このような方針に沿って、重点項目として取り組むべき課題を見極め、積極的な策を講じてまいります。

それでは、令和2年度の当初予算編成におけます基本的な考えを申し上げます。

町の財政構造は、歳入の大部分を地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼っており、町が自主的に収入し得る町税や使用料及び手数料などの自主財源は17%前後と2割にも満たない状況で、自主財源比率が低い構造となっております。このような中であっても、町政を取り巻く状況の変遷や法令に基づく事務事業の増加や町単独の新規事業の創設などによる業務の多様化に対しても適宜対応しつつ、各種事業の推進に努めてまいりました。本年度も引き続き行財政改革を念頭に置き、新たな視点からの見直しを進めながら、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに積極的に取り組んでまいります。

ところで、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率は依然として高

い状態で推移しており、平成30年度94.5%と高い数値となり、類似団体の90.4%と比較すると高く、財政の弾力性が低下しております。引き続き行財政改革に取り組み、経常収支比率の改善に努めてまいりたいと思います。

財政指数等につきましては、下の表をご覧ください。

次に、実質公債費比率は、平成30年度が11.5%。知名小学校舎・各学校の体育館建設に始まった年次的な文教施設整備や、認定こども園、給食センター等の建設をはじめ新たな事業の展開で新規の借入れを行った結果、令和2年度以降も事業の緊急度や必要度などを勘案した事業のさらなる選択と集中が必要になってまいります。下平川小学校屋内運動場改修後も、庁舎建設をはじめ公共施設の老朽化による再整備が差し迫っており、総合的な見地から計画的な再整備に取り組んでいかなければなりません。

令和2年度当初予算は、一般会計で総額59億3,550万円、対前年度比で0.37%の増額となりました。

歳出においては、過年度の公債費並びに一部事務組合への負担金の増加により増額となっております。これらの歳出増に対応するため、財政調整基金を2億5,000万円ほど繰り入れる必要がございます。

歳入歳出の細かな項目につきましては、下の表に明記してありますので、ご確認ください。

また、令和2年度の各会計の当初予算、一般会計、特別会計については、下の表に記してありますので、同じくご覧いただければと思います。

なお、各会計の町債残高につきましても、一番下の表に記載されておりますので、ご確認ください。

それでは、続きまして、主要施策の概要について述べさせていただきます。

1. 社会福祉の充実につきまして。

(1) 人々の健康と安全な生活の確保。

いつでも医療にかかれる体制は、健康な生活を支え、町民の安心の根幹となるものであります。健康寿命の延伸のために、医療・福祉・介護などにおける社会環境を整備するとともに、子供から高齢者まで全てのライフステージにおける心や体の健康づくりを進めることが必要です。適度な身体活動や運動は、生活習慣病の予防やストレス解消に効果があることから、スポーツ・レクリエーションへの参加のほか、自分に合った方法で体を動かし、運動する習慣が身につく様々な取組が必要となります。また、様々な立場の人の生活の在り方に配慮し、あらゆる町民が健康的で安心した暮らしを確立するために、社会全体で障がいのある人の活躍を支えるこ

とや、ひきこもりや自殺などを未然に防ぐといった対応が不可欠でございます。

そのための施策といたしまして、ア、町民の健康増進、食生活改善に向けて、関係者の研修や集落での説明会を行い、地域ぐるみでの健康増進に取り組み、医療・保健・福祉制度の長期的安定に向けた取組を行います。

イ、働き盛りの世代の生活習慣病の予防が重要となっていることから、集団健診及び人間ドックなどの個別検診を推進し、生活習慣病予防に取り組んでまいります。

ウ、高齢社会を見据えた対策が必要となります。介護予防について、町民に知識普及や介護予防教室を拡充し、認知症予防として引き続き各種養成講座や講演会、認知症サポーターの育成に努めて各種予防対策を講じます。

エ、地域における高齢者支援として、高齢者が住み続ける地域の中で生きがいを持ち、安心して心豊かに暮らしていけるよう地域と連携し、地域包括ケア推進事業に取り組み、充実した生活環境を創出するため関係機関と連携を図ってまいります。

オ、「知名町第4期障がい者計画」「知名町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に沿って障がい福祉サービスの充実に努め、障がい等のある方やその家族が自らの意思で様々な社会参加を通じて、地域で安心し、自立した生活ができるよう地域生活支援事業の充実を図ってまいります。

カ、定期検診で発達の気になる子や療育を必要とする子は、心理士による巡回相談を行い、早期発見・早期支援に努め、健やかな発達を推進し、さらなる福祉の向上に努めます。

キ、安心な町民生活の基盤となる救急医療をはじめとする充実した医療サービスの提供の強化を図ります。そのために、ドクターヘリポートの建設も取り組んでいく必要があると考えております。

ク、我が国の自殺者は先進国の中では依然として高い水準にあります。自殺対策行動計画を策定し、自殺者ゼロを目指した取組を進めてまいります。

(2) 子育て支援につきまして。

本町の総人口は、令和2年2月1日現在5,870人、年齢区分において、年少人口（ゼロ歳から14歳）816人、全体の13.9%。生産年齢（15歳から64歳）2,902名、これは全体の49.4%です。老年人口（65歳以上）2,152人、全体の36.6%。国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研によりますと、本町の総人口は今後も減少傾向にあり、2040年には4,000人を下回ると推計されております。しかしながら、本町の合計特殊出生率は、前回の調査で2.02で推移しており、出生数の増加による自然増を目指し、さらに子育てしやすいまちづくりを推進していかねばならないと考えておりま

す。

具体的方策といたしまして、ア、知名町子育て支援金支給条例を継続し子育て世代の経済的な負担を軽減し、子供を産み育てやすい町にします。また、本町商工会の活性化を図るため、商工会スタンプ券の利用も継続してまいります。

イ、全ての中学校区に放課後児童クラブを創設します。令和2年度に田皆中校区に放課後児童クラブを創設する方向で現在進めております。子育て世代や地域の皆さんが安心・安全に快適に過ごせるまちづくりに努めてまいります。

ウ、安心して島内で妊娠・出産できるように産科医療体制確保事業を拡充し、新たな産科医師の確保に向けて取組をしてまいります。

2. 教育の振興と教育設備の整備につきまして。

(1) 学校教育の充実につきましては、これからの変化の激しい社会においては、自らの力で人生を切り開き、たくましく生きていく自立した子供を育成することは重要です。そのためには、確かな学力、豊かな心、健康・体力といった「知・徳・体」のバランスをよく育む教育を進める必要があります。また、学校は次代を担う人材を育てる中核的な場所です。各学校が特色ある教育方針を掲げるとともに、学校・家庭・地域が連携し、協働により「地域とともにある学校づくり」を進める必要があります。

国際理解教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子供の状況やニーズに応じた教育の推進に取り組みます。

児童生徒の学力向上には、信頼される学校づくりを推進しなければなりません。そのために、地域に開かれた学校づくりを目指し、地域人材や素材を活用した教育を推進するとともに、教職員の資質の向上や安心・安全な教育環境づくりに取り組みます。

具体的には、ア、地球温暖化による夏場の児童生徒の熱中症対策として、町内小・中学校に空調設備を設置し、本年度から使用できるようにします。

イ、島外の大学や専門学校で学び、高い知識や資格を身につけて、やがては知名町に戻り、町の発展に寄与したいと考えている生徒の学ぶ機会を支援するためにも、奨学金制度をさらに拡充し、知名町に戻ってきたときに奨学金を返還しなくてもよい給付型の奨学金の創設に向けた検討を進めていきます。

ウ、昨年度2学期から新しい学校給食センターで安心・安全な学校給食の提供を開始しておりますが、積極的に地場産食材を活用した安心・安全な給食を提供してまいります。

エ、今後ますますICT利活用の高度化・多様化が進展することが予想され、中

長期的にもICTに対する需要は引き続き増加する可能性が高いと見込まれます。そこで、町内全ての小・中学校に校内無線LANと児童生徒1人1台の端末を整備し、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、今後の社会発展の鍵となるICT分野の人材育成に努めてまいります。

オ、グローバル化・コミュニケーション能力が求められる今日、児童生徒や教師の英語力や指導力を向上させるための取組を進めます。

カ、下平川小学校体育館の大規模改修を行い、併せてトイレ、用具倉庫を整備してまいります。

(2) 生涯学習の充実につきまして。

「教育・文化の町」宣言に伴う諸施策を推進するとともに、社会教育諸条件や施設設備の整備・充実を図りながら、家庭の教育力の向上や奉仕・体験活動を重視した青少年教育及び社会教育の振興並びにあらゆる機会や場を捉えた人権教育を推進し、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる生涯学習社会の実現に努めます。

そのために、ア、弓削政己寄贈文献資料につきましては、まずは数年かけて整理・分類・解読を行い、その後公開という流れに沿って行ってまいります。また、知名町誌の編さん事業は数年でできるものではないので、長期計画で進めてまいります。

イ、多様化する生涯スポーツに対応するため、指導者の養成・人材バンクを整備し、また、フローラルパーク多目的運動場を再整備し、幼児からお年寄りまで体力や年齢に応じて主体的に運動できる環境づくりや、町民のニーズに応じたスポーツイベントを開催し、町民参加の機会の拡充に努めてまいります。

ウ、あしびの郷20周年を記念し、国立国語研究所と連携した町民創作方言劇を企画し、方言文化の継承活動を行います。

エ、東京オリンピック・パラリンピックに参加するカリブ海に浮かぶグレナダ国のホストタウンとして、同国の選手団やサポートの皆さんが来島時に町民との交流を通して異文化理解や共生について学ぶ機会を創設します。

3. 活力ある農業の振興につきまして。

(1) 農業農村整備につきまして。

近年の国際的、国内的に厳しい農業情勢に対処でき得る足腰の強い農家の育成が急務であります。そのために、農業生産条件の整備を強力に推進し、サトウキビを基幹に、輸送野菜、花卉園芸、葉たばこなどに畜産を組み合わせた複合経営の推進と機械化による省力化を図るとともに、収益性の高い作物を導入し、魅力ある農業・活力ある農業により経営体の育成を推進します。そこで、健全な農村社会を目

的に、国営かんがい排水事業・県営畑地帯総合事業などを重点に着実に推進し、区画整理の早期完了を図るとともに迅速に畑地かんがいを導入し、安定的な営農形態を目指していきます。

具体的に、ア、農道の路面が悪く、農産物の輸送や農作業の通行時に支障を来している知名西部地区、山田地区の水利施設等保全高度化事業に着手します。

イ、基幹農道整備事業として、ハチマキ線東回りの改良に向け調査を開始します。

ウ、土地改良施設の老朽化が著しい状況で、機器類のほとんどが耐用年数を超過し経年劣化による機能低下が著しい状態にあります。これらの機械設備や電気設備の更新や整備を推進してまいります。

エ、農業用水の安定的な確保が急務であります。そのため、国営かんがい排水事業沖永良部地区とこれに附帯する県営事業の5地区の同意率向上に向け、積極的に取り組んでまいります。

オ、昭和53年度から取り組んでいた地籍調査事業もいよいよ本年度で完了します。このことにより、土地の境界確認はもとより各種事業計画立案にも大きく寄与することが期待できます。

続きまして、(2) 農水産業の振興につきまして。

本町農業においては、少子高齢化の進展に伴い、担い手の減少、国内外の産地間競争による農産物の価格低迷、各種生産資材の高騰などの諸問題があり、その対策に継続して取り組む必要がございます。農業者の平均年齢が59.8歳から61.3歳へと高齢化が進んでおります。このため、労働力の低下に対する安定生産対策とともに農産物価格についても付加価値化や高品質化による産地ブランド力の向上が急務となっております。

農業の振興については、農家の安定生産やコスト軽減による所得向上を図るため、国・県の交付金制度の活用により、生産施設の導入及び生産組織の育成や新たな農業の担い手となる新規就農者への支援に努めてまいります。また、県などの関係機関と連携し、営農指導の強化により農業経営の改善及び栽培技術向上を図り、農業経営の安定化に努めてまいります。

具体的には、ア、農業の担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理機構集積協力金交付事業を活用し、利用権設定を行った地域などへの支援を進めます。

イ、基幹作物であるサトウキビにつきましては、病虫害防除、優良種苗の普及、機械化の推進による省力化や畑かん整備を進め、サトウキビ生産振興を図ります。

ウ、花卉や輸送野菜の振興について国・県の各種事業を導入しながら、栽培技術

の向上や品質の改善、安定的な出荷体制の構築、施設設備の改善、機械化の推進を図り、関係機関と連携し、安心・安全な農作物の生産・出荷体制づくりによる消費の拡大、市場や消費者に信頼される産地の確立に努めます。また、新たな特産品についても継続して検討してまいります。

エ、子牛価格が堅調な畜産においては、知名町肉用牛繁殖牛増頭支援事業、肉用牛繁殖向上対策事業を推進し、分娩事故や発情見逃しの防止による繁殖性の向上と労力軽減を図り、畜産経営の安定化を目指します。

オ、地域資源の活用対策については、奄美群島振興開発事業で導入した、えらぶ特産品加工場で作られる「シマ桑」の「ちなブランド」の確立を図り、販路拡大に努めます。

カ、水産業では、よりよい漁業環境づくりのため、漁港施設の維持管理に努めるとともに、水産物の沖縄県への輸送の便を図るべく輸送コストの軽減、冷凍設備の改善、島内水産物の地産地消を積極的に進めていくために、水産資源の保全、漁業組合や関係機関と連携した取組を行ってまいります。

キ、農業後継者を育成するために、農業系の高等学校に進学する生徒への給付型の奨学金についても検討してまいります。

4. 商工観光産業の活性化に向けて。

沖縄や奄美大島への観光客は年ごとに増加しております。これらの入り込み客を知名町に取り込むことは、本町の経済の発展に大いに関わってまいります。そのために、奄美群島・沖縄ホッピングルートにおける航空運賃の軽減に向けて、粘り強く国・県と交渉を進め、群島民の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

また、鹿児島での国民体育大会、東京オリンピック・パラリンピックによる国内及び外国人観光客の増加により、奄美群島全体への交流人口の拡大につながる絶好のチャンスになりますので、活用してまいりたいと思います。

具体的には、ア、観光地の再整備として、田皆岬国立公園施設整備事業により、駐車場や遊歩道、展望場などを整備してまいります。

イ、今後数年かけて、奄美トレイルと接続する海岸道を整備し、町内を一周できるサイクリングロードの整備を推進し、町民の健康の増進と観光振興に取り組んでいくことも構想に入れていきたいと考えております。

ウ、日本鍾乳洞協会や鍾乳洞サミットを参考に、昇竜洞やその他の鍾乳洞の活用について広くアイデアを求め、新たな観光資源の活用について関係機関と協議してまいります。

エ、民間が実施しております100キロマラソンや各種イベントに協賛し、町民

や観光客が楽しく交流できる機会を増やしてまいります。

オ、沖永良部島は、花と鍾乳洞の島と言われております。各字の協力をいただきながら、県道周辺や字内の植栽を積極的に進め、町民が気持ちよく生活できる生活環境づくりに取り組んでまいります。

カ、5月から6月にかけて濃霧により飛行機の欠航が多く、島民の生活や観光客のスケジュールに支障を来しているのが現状です。そこで、現在のえらぶゆりの島空港に灯火等の設置を県・国に要望してまいります。行く行くは2,000メートルの滑走路を有する飛行場の建設を陳情し、交流人口や花卉等の空輸を視野に入れた取組も粘り強く国・県に要望してまいります。

5. 生活環境の整備・安心・安全な住環境づくりにつつまして。

(1) 安心・安全な住環境づくり。

地域防災における危機管理体制の充実強化におきましては、防災情報伝達の体制整備や自主防災組織の設置促進と育成など、継続した取組を進めていきます。

防災拠点施設整備としましては、年次的整備計画により老朽化した各分団の消防車庫や資機材を整備していきます。令和2年度には、赤嶺字の備蓄倉庫建設と上城分団消防自動車購入を計画しております。

また、防災や災害対策の拠点となる町役場庁舎につつましては、2020年度までに新庁舎建設着工に向けた取組も積極的に進め、災害に強いまちづくりの拠点となるよう整備してまいります。

(2) 上水道の整備。

新たな水源開発をした結果、昨年11月に大変すばらしい水源が見つかりました。日量4,000トン以上の水量を確保でき、今後は上城第2水源と新しい水源の2か所で知名町の使用水量が確保できるようになります。既存の5か所の浄水場を2か所に集約し、硬度低減化施設をこの水源で十分賄うことができますので、施設といたしましては1か所で済むこととなります。

今後、町内の配管を数か所造り替え、数年後には町民により安心でおいしい水を提供できるように、水道水の硬度低減化事業をスタートさせたいと考えております。しかしながら、この事業には多額の予算を伴いますので、国・県に働きかけ、町民の負担をできるだけ少なくして硬度低減化に向けた取組を積極的に進めてまいります。

(3) 住宅整備事業。

少子高齢化社会の到来により人口は減少傾向にあります。核家族化やふるさと志向によるUターン希望者のための住宅が必要になります。公営住宅の需要に的確

に対応するため、住宅の管理戸数、建て替え戸数、新築戸数を、今後の人口変動を考えながら住宅建設の計画を策定してまいります。特に教職員住宅、農業後継者、これまでに公営住宅のない地域を中心に民間活力を活用した住宅建設を検討していきます。また、これまでに建設された公営住宅の長寿命化を図るとともに、住民の安全の確保と住環境の整備に取り組んでまいります。本年度は知名C団地D棟（二階建てRC構造6戸）建設工事を行う予定であります。

（４）交通基盤整備につきまして。

交通基盤整備につきましては、各種交付金事業を活用して年次ごとに整備を進めてきております。町内の県道におきましては、約50%歩道が整備されております。平成30年度から令和4年までの間に下平川内城線において800メートル、令和元年度から令和7年度までに国頭知名線の田皆工区の線形不良区間の解消工事を県営事業で実施していきます。

町道におきましては、小米古里線舗装工事を400メートル、知名新城線舗装工事を380メートル、田皆新城線舗装工事を500メートル、知名正名海岸線改良工事として、令和2年度から大津勘橋の撤去、カルバート設置などを計画しております。役場と商店街を通ります中央通線につきましては、路肩幅員狭小のため商店街利用者や知名小学校児童の通学に支障を来していることから、道路改良・交差点改良につきましての計画を進めてまいります。

6. 持続可能な社会の構築に向けて。

地球温暖化の防止とその対応は、人類共通の課題であります。全ての国や地域が取組を進めていく必要があります。低炭素・循環・自然共生を相互に一層連携させ、環境・経済・社会的課題の解決も強く意識して、社会全体が分野の壁を越え一丸となって取り組むことにより、持続可能な社会を実現することができます。

本町におきましては、再生可能エネルギーを積極的に活用し化石燃料の消費を抑え、二酸化炭素などの温暖化ガスの排出を抑えることと、これまでは焼却してきたごみを資源として再利用する仕組みを構築していきます。令和2年度は、本町でどのような取組が可能になるか、大学や民間企業と連携して検証してまいります。

具体的には、ア、低炭素化社会づくりに向けたエネルギーの施策として、小型風力発電とそこで得られた電気エネルギーを電動モビリティとして活用できるのか、実証実験を開始していきます。

イ、クリーンセンターにおけるごみの焼却を抑えることにより、施設の長寿命化と可燃ごみの資源化に向けて、ごみの分別化についての取組を行ってまいります。

7. 開かれた行政づくりについて。

住民サービスの向上、社会資本の充実に向けて、町民との対話を大切にする行政として、就任以来、住民説明会を実施し、町民の声をじかに伺っております。その中で、身近なところの公共施設の活用方法、各種行事、イベントの洗い直しを行う一方、向こう5年間、10年間のまちづくり、まちおこし事業のための町民組織を活用し実効性のあるものにすべきと考えております。このため、まちづくり町民会議などを活用し、広く町民の欲していることを捉えた行政施策に取り組んでまいります。また、親しみやすい役場としての在り方を再考しなければなりません。そのために今後数年かけて次の事項について取り組んでまいります。

(1) 行財政改革、(2) 行政評価、(3) 人事評価システムの活用を積極的に導入していかなければなりません。「町民の幸福のために何をすべきか」を常に意識して、行政に取り組んでまいり所存でございます。

結びに当たり、「吾は、我が志を行わんのみ」、これは明治維新に関わった多くの若者に影響を与えたとされる吉田松陰が残した言葉の一つですが、その志とは、「世のため人のため、そして未来がより幸せになるために全力を尽くすこと」だと述べられております。

まさに激動の幕末を生き抜いた志士のごとく、この志を胸に全力を尽くしていく覚悟で取り組んでまいります。平成の世が終わり、新しい元号とともに日本全体が大きく変動していくことも予想されます。子や孫たちが「住んでよかったと思える幸せなまち」を残していくことは、今を生きる私たちの責務であります。

そのためには、「Think Globally Act Locally」、地球規模で考え、足元から行動する視点を持ち、未来を見据えたまちづくりをさらに進めてまいり所存でございます。

依然として地方を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、このような時代だからこそ、私たち行政のみならず町民の皆様そして議会が志を共にし、一致協力していくことで持続可能なまちづくりが実現できるものと確信しております。

以上で、私の令和2年度に向けての施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（平 秀徳君）

これで、町長の令和2年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時00分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第6、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。今井吉男君。

○9番（今井吉男君）

こんにちは。

知名町女性連絡協議会の幹部の皆様をはじめ、多数の皆様が議会を傍聴していただき、誠にありがとうございます。

議席9番、今井吉男が一般質問を行います。

本町における低炭素社会への取組状況について。

今井町長は、昨年、これは12月とありますが、10月に訂正をお願いします。昨年10月開催の第2回子や孫に誇れるまちづくり住民説明会で、低炭素社会を目指すことを表明されました。まさに時宜を得た課題であり、議会だよりナンバー150号に掲載のように、議会経済建設常任委員会の委員6名は、昨年12月26日に再生可能エネルギーによる島づくりに取り組んでいる長崎県の五島市への先進地視察に行きました。五島市は、次代を担う今の子供たち、さらに未来世代に対して豊かな環境を引き継ぐべく再生可能エネルギーの島づくりを目指し、みんなの力で五島を豊かにするをスローガンに政策目標を掲げて取り組んでおります。

それでは、その件も含めまして質問事項に入ります。

①役場新庁舎建設における地中熱をどう活用するのか、また導入費用についてお伺いします。

②再生可能エネルギーの導入について。地中熱以外の再生可能エネルギーをどのように導入する計画なのかお伺いします。

③ごみの減量化・資源化についてお伺いします。

④燃料電池自動車の導入、本当に地球温暖化とかそういう関係を含めまして、まずは役場の公用車をこの燃料電池自動車への切替えを進めることはできないか、お伺いします。

⑤小型風力発電機導入について。午前中の町長からの施政方針演説の中にもござ

いましたが、その件はどうなっているものか、お伺いします。

⑥地球温暖化の影響で台風の大規模化が懸念される中、できることから町を挙げて実行すべきではないか。

大きな2番、年度末が迫る中、過去の一般質問での執行部答弁で「検討課題」になっている件について検証をしたいと思っております。

①サトウキビの害虫を駆除する目的で、町内圃場に設置した約50基の「誘蛾灯」は、管理が行き届いていないにもかかわらず、毎月電気料金が発生しております。管理を徹底して、これが機能するように持っていくべきではないか。

②生ごみの減量化事業で導入したおきのえらぶ食品リサイクルセンターの液肥を農業で有効活用するために、有機物供給センターを運営する保健福祉課から農林課へ業務移管については、これまで二度質問しましたが、一向にそれが進んでおりません。いつもそのたびに検討いたしますという答弁はありますが、2年も3年もなっています。いつまでこれが検討課題になっているのか、その点についてお伺いします。

③平成7年3月竣工の町立武道館は、平成16年9月5日の台風18号の被害により、約16年間手つかずの状態で見捨てられているが、近くの公共下水道処理施設から排出される乾燥汚泥を利用する堆肥センターとして活用すべきではないか。施設の有効活用という点でお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

午前中に引き続き、傍聴席、そしてインターネットをご覧の皆様、ありがとうございます。午後から一般質問がございますので、各議員の皆様と本町の行政について、また検討してまいりたいと思います。

それでは、ただいま今井吉男議員からのご質問に回答してまいります。なお、大きな設問の2の③につきましては、教育委員会所管事項ともなりますので、教育長の答弁にさせていただきたいと考えております。

それでは、まず①について回答してまいります。

役場庁舎内におけます地中熱を利用した建物内の空調に活用していこうと思っております。そのため本年度、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用いたしまして、井戸ボーリングにて水質や水量等の調査を行いました。地下水からその熱を地中熱交換システム（ヒートポンプ）にて取得して、そして、風を送風するというので冷風・温風として利活用することが可能であるのかという調査をしております。簡単に申しますと、車のラジエーターと同じような冷却方法を試み

ることによりまして、電気使用量を抑えていきたいということです。理論的には約50%の電気を削減することができるであろうというふうな結果も出ておりますので、そういう意図から、今回、ヒートポンプを活用していきたいなど、新庁舎の中に導入することができればと考えております。

ただ、今回調査をいたしましたけれども、その結果、調査箇所におきまして、毎分40リットルの地下水をくみ入れることが可能ですけれども、水温が23度でした。しかも地中熱をこれで利用した場合に、水量が毎分40リッター確実に採取できればいいんですけれども、これには上下するときがございますので、平均して毎分30リッターと計算した場合には、空調能力が36%ぐらいだろうというふうに積算されております。したがって電気使用量は、36%は今の段階でもカットできるということになりますけれども、本庁舎で活用するときには、井戸を本掘りしますので、さらに水量の多いところを探查した上で水源を確保していけばいいのかなと考えております。

その導入費用につきましてですけれども、現在、現庁舎の空調使用料を基本とした場合に、空調の負荷が新庁舎では大体2,500平米を考えておりますので、460キロワットの電力が必要になってくると思います。その半分の230キロワットを地中熱を利用した空調システムにした場合に、空冷エアコン新規購入を除いた事業費が約2億円かかります。これを補助事業で導入しますので、町の手出しといたしましては約5,000万円の手出しということになります。1億5,000万は国の補助で対応していくつもりでございます。5,000万円という多額の一般財源を要しますけれども、地中熱の導入における単年度の電気使用量が大体600万円と試算しております。そうすると、毎年600万円の電気料を削減していくことが可能になると。CO₂の削減も93トン、毎年削減することができます。また、地中熱、空調のランニングコスト、これにつきましては、ポンプの補修とか石灰の根詰まりというのも心配されますけれども、これはあくまでも水をどんどん循環させますので、1か所にため置くことがございませんので、大きな根詰まりとかそういうものは、今のところ大きな障害になるのではないと考えております。

続きまして、②再生可能エネルギーの導入についてですけれども、石油、石炭、天然ガスといった有限な資源であります化石燃料とは違い、再生可能エネルギーとは、風力や太陽光、地熱などといった地球資源の一部など、自然界に存在するエネルギーのことでございます。その大きな特徴としては、化石燃料は数十年後には枯渇しますけれども、これらの再生可能エネルギーまたは自然エネルギーと言います

けれども、こういうものは枯渇することがないと。また、どこにでもありますので、使うことができると。しかも、今、地球温暖化の大きな原因ともなっております二酸化炭素を排出しないというような利点がございます。

本町においては、令和2年度に新庁舎への地中熱導入の調査、また、災害時の電力供給安定化を図るための小型風力発電による実証実験を行う予定でございます。これらの実証実験を経た結果、本町で導入が可能となれば、これらの再生可能エネルギーを利用したまちづくりを推進していきたいと考えております。

あと、またごみの減量と。後のほうでも出ますけれども、ごみの減量による二酸化炭素の排出削減というのも一緒に進めることができるのかなど。そういう意味では、低炭素化社会の一助になるのではないかなど思っております。

3番目のごみの減量化・資源化についてですけれども、まず、知名町におけるごみのクリーンセンターへの搬入量、平成30年度、燃えるごみが、3,513トンです。3,513トンが燃えるごみとして搬入されております。燃えないごみ、空き缶などは、これは278トン、それから空き瓶が99トン、ペットボトルや発泡スチロールが62トン、粗大ごみとして99トン、段ボールが35トン、計4,088トンのごみがクリーンセンターに持ち込まれているということになります。しかも、このごみの量は毎年増えてきております。

現在、この3,513トンのごみを処理するための費用が年間で1億4,152万6,927円、約1億4,000万円かかっております。燃えるごみを焼却するためだけに1億4,000万円のお金がかかっているということになります。それで、1トン当たりのごみを処理するのにどれぐらいの金がかかっているのか。1トン当たり焼却するのに約4万円の燃料費等がかかっているということになります。燃えるごみの中で、生ごみは約5%あるのではないかと算出しております。これが167トンです。したがって、これを燃やすための経費は、167トンに先ほどの4万円を掛けますと、年間では664万7,000円必要となっております。約660万円の費用がかかって生ごみを処理しているというふうに考えてください。

生ごみだけでなく燃やせられるごみの中で、これらのごみの中から堆肥として活用できるごみもかなりあるのではないかと考えております。これらのごみを資源化することで、経費の削減と、それから二酸化炭素の排出量を抑えることができるのではないかと。また、堆肥化することによって、農家に安価な有機肥料を提供することも可能になるのではないかと考えます。

沖永良部クリーンセンターは、平成14年、総工費27億円余りの巨費を投入し

て建設しております。これらの施設を再建設するとなると、また多額の費用がかかります。燃やすごみを減らすことによって、クリーンセンターの長寿命化につながり、両町の財政への負担軽減にもなると考えております。

④燃料電池自動車の導入について、公用車で活用できないかということでございますけれども、環境に優しいゼロ・ミッション車の一つとして、この燃料電池自動車、いわゆる水素自動車F C Vと言われますけれども、これは水素からエネルギーを得た後、水のみを車から排出することになります。したがって、二酸化炭素を一切排出しない車になります。ガソリン車や電気自動車（E V）と比較すると、航続距離が非常に長いというのが利点になります。また、水素自動車は、電気自動車と比べ燃料補給が短時間で済む。また、電気自動車は、バッテリーが非常に重とうございますので、このような重たいバッテリーを搭載することもないので、燃費が非常にいい車だとも言われております。

しかしながら、このF C V、燃料電池自動車と電気自動車（E V）では、価格や水素普及の壁がここにはございます。水素ステーションは、現在、2020年度までに160か所、2030年までに900か所の建設を国は予定しておりますが、沖永良部にはまだこれは存在しません。鹿児島県においても、鹿児島のほうにこのような水素給油所を1か所建設される予定が今立っているぐらいでございます。

水素エネルギーのコストにつきましては、日本政府は、2030年までには水素供給コストをリッター当たり30円ぐらいにまで落としてみたいと考えているみたいで。現在、そのコストは約5倍ぐらいになります。レギュラーガソリンとハイオクガソリンの中間ぐらいの値段になっていくのかなというふうに考えております。

現在、本町において、燃料電池自動車を導入した場合、その水素供給ステーションがございませんので、今現在では、すぐに燃料電池自動車を公用車として活用することは考えておりません。

本町における低炭素化への5番目の質問です。小型風力発電機の導入につきましてですけれども、これにつきましては、国土交通省の令和2年度奄美群島振興開発関係予算概算要求において、非公共事業の特定配分対象事業に新たにスマートアイランド実証実験事業への支援が盛り込まれたところであり。この実証実験は、本町が昨年度から国土交通省に申し入れたものが採用されるということになります。

事業の内容については、奄美群島の低炭素化に向けたエネルギー施策及び奄美群島における災害時の電力供給安定化を図るため、小型風力を活用した再生可能エネルギーによるマイクログリッドを構築する実証実験を行うこととしており、新年度において交付決定があり次第、本事業に取り組んでいくつもりでございます。

先ほど申しましたマイクログリッドというのは、ある小さな地域において、エネルギーを全てその地域で作り出して、その地域で消費するということがマイクログリッドという言葉になります。

続きまして、地球温暖化の影響で台風の大型化についてのものでございますけれども、地球温暖化対策をできることから実行していくことになります。省エネや節減の取組などがそういうものに当たると思います。各家庭におきましては、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビ、電気カーペットなど石油ファンヒーター等に多くの電気が使われておりますが、夏にはエアコンが電気消費量の約半分を占めているため、夏はエアコンを上手に使うことが節電ポイントになると思います。また、一般的なオフィスで空調や照明、OAの消費電力がほとんどを占めるため、その分野における節電対策というのもポイントになるのではないかなと思います。

なお、役場におきましては、5月から10月までの間はクールビズを実施し、昼食時間などは庁舎内の電灯全て消灯しております。

あと、温暖化対策といたしまして、LED照明を導入したり、または街灯においても太陽光発電システムの街灯や先ほどの小型風力発電による電気エネルギーを使っていくというようなことも、その対策の一つになるのかなと思っておりますので、実証実験の結果次第で、どの再生可能エネルギーを使っていくかということも考えていきたいと思っております。

続きまして、大きな2番目に入ります。

サトウキビ害虫を駆除する目的の誘蛾灯につきましてですけれども、議員ご指摘の誘蛾灯につきましては、昭和62年度から平成元年度にかけて、土壌害虫防除を図るために、町内に231基整備されております。防除対象の害虫は、ヨトウムシ類も光に誘因にされておりますが、主にアオドウガネなどのコガネムシ類となっております。

当初、整備された231基のうち、経年劣化と台風による損傷により修繕不可能な誘蛾灯について、危険であったり農作業等に支障を来しているものは、その都度、撤去しております。商用電力への切替えができるものは再利用しており、現在、稼働しているのは31基となっております。維持管理といたしましては、蛍光灯や集虫袋の交換と使用不能灯の撤去を行っているのが現状でございます。議員ご指摘のとおり、管理不十分なところもあると思っておりますので、今後、改善を図ってまいりたいと考えております。

2番目、生ごみの減量化作業で導入したおきのえらぶりサイクルセンターの液肥を農業で有効利用するために、有機物供給センターの運営を農林課へという提案が

数度なされてきております。この件につきましては、平成30年12月議会において、土づくりの観点から窓口の一本化ということで、各課の所管事務の在り方を検討すると回答しております。平成31年1月に移管に関与する課の検討会を開催してまいりました。結果、現状維持の結果というふうに話し合いの中では決定してまいりません。

③につきましては、教育長所管でございますので、先ほど申し上げたとおり、教育長が答弁いたします。

以上で終わります。

○教育長（林 富義志君）

答弁の前に1つ訂正をお願いしたいと思います。

午前中に行いました教育行政報告で、かがみに令和元年第4回定例教育委員会とありますが、令和2年の間違いですので、訂正しておわびいたします。

それでは、今井吉男議員の大きな2番の③武道館の活用についてお答えいたします。

午前中の私の教育行政報告の中でも説明いたしましたが、現在、武道館は、今年の1月からスケートボード愛好者に、必要な条件を付して無料で使用許可しております。

平成16年9月の台風18号により壊滅的な被害を受け、被災後15年経過し、現在も雨ざらし状態であるため、建物の腐食もひどく、電気、水道、破損箇所の補修、整備する場所が数千万円かかることが予想され、また、一昨年9月の台風24号で海水の武道館内への流入も確認され、今後、大型台風が頻発に発生することも予想されることから、費用対効果の面におきまして、現在の場所での再整備は不可能と考えております。

また、堆肥センターとしての活用につきましても、知名町から排出される公共及び農業集落排水の汚泥は、和泊町から排出される公共及び農業集落排水の汚泥とともに、両町で建設した資源環境施設において堆肥化を行っております。現時点で改めて施設を整備する必要がなく、また広域化の観点からも、知名町の汚泥のみを切り離す必要もないと考えられます。したがって、武道館の再整備と堆肥センターとしての活用は厳しいものと考えます。

以上です。

○9番（今井吉男君）

それでは、順を追って再質問をいたします。

①の地中につきましては、先ほど町長の答弁で理解できましたけれども、この新

庁舎の建設事業費がさきの議会でも事業費は12億円ということに試算されておりましたが、これとは別個にまた国の補助2億円のうちの1億5,000万円補助で、町が負担するのは5,000万円ということで、これは決定ですか。この事業、2億円というのは決まっていますか。

○町長（今井力夫君）

少し訂正というか、もう一回申し上げます。

2億円の投入が必要なんですけれども、1億5,000万円に対しては国の補助対象になります。5,000万円は対象になりません。その1億5,000万円の3分の2が対象になりますので、1億円は国の補助。したがって、残りの5,000万円と対象外の5,000万円を合わせると、この1億円は町の持ち出しになってくるということになります。

この事業を導入するかしないか、そのための実証実験として、本年度、奄振の予算を頂くことが最終決定しましたら、まず、これが確実に本町において利用可能かどうかという実験を今年度実施したいと考えておりますので、いずれにしても、この実験結果を基にして最終判断をしていかなければいけないのかなと思っております。

ただ、前回もお話ししたかもしれませんが、羽田空港とか大きなホールのあるところは、壁で仕切られていないような建物の場合には、最近、このような地中熱を利用した空調設備が本土においてはかなり利用されております。中国においては、日本とは比較にならないほどはるかにこの事業が進んでおまして、日本の数百倍の規模で、中国においては既にこのシステムを導入しているというのが世界の流れでございます。

以上です。

○9番（今井吉男君）

ぜひ、これはすばらしい事業ですので、本町の新庁舎でもこれが導入できるように、町長のほうには頑張ってくださいと思います。

次に、②の地中熱の件は分かりましたが、それ以外の再生可能エネルギーはたくさんあります。風力発電、それから海洋利用の発電、この前、長崎県の五島市でも、向こうも海洋発電のほうにすごい力を入れていますが、本町としては、今後の再生可能エネルギーの導入についてはどのような考えをお持ちですか。

○町長（今井力夫君）

施政方針の中でも申し上げましたけれども、今こそ環境に対して手を打っていないと取り返しがつかない地球環境状況に近づいてきております。スウェーデンの

グレタさん、僅か16歳の女の子が、この地球温暖化に対して、今こそ世界を挙げて取り組んでいかなきゃいけないと声を上げているのが今の現状でございます。

こういう中において、私は先ほど申しましたけれども、地球的な視野で物を考え、そして足元から我々は行動していかなきゃいけないと。そうなったときに、これまでどおりの化石燃料だけに頼るようなエネルギーの取り出し方をしていたんでは、地球の温暖化を阻止することはできないのではないかと。そうなったときに、このような再生可能エネルギー、自然エネルギーと言われるものを、我々は積極的にどのエネルギーの取り方が本町にふさわしいのかというのをしっかりと考えていかなきゃいけない。そのためには、議員が先ほどお話をされたように、太陽光であれ、そして風力であり、またバイオマスというものも大いに使います。

それから、これも今後、実験をしていきたいなと思っておりますけれども、小型水力発電、水道の水がパイプの中を流れますけれども、大体30センチの直径の管を使いますが、その中に小型水力発電システムというのが開発されておまして、これでもって水道の水が流れることによって、その間にその水の流れでもって発電するというシステムが今開発されております。これは、国においてもかなり高価で電力会社は買い取るようにという指示も出されておりますので、できればこういう小型水力発電というの、本町において、日本でそう取り組んでおりませんので、こういうものも実験ができていきましたら、国の援助を受けながら取り入れていきたいなど。

幾つかのこういう再生可能エネルギーを組み合わせ、本町の電気エネルギーというのをつくり上げることができればなど。これが将来に子供たちに誇れるまちを残していくことになるのかなと考えております。

○9番（今井吉男君）

これは、二酸化炭素を減らすという意味からも大いに期待できる事業ですので、ぜひ、再生可能エネルギーについては、もっと力を入れて進めていただきたいと思います。

それから次に、③のごみの減量化・資源化については、次の生ごみの減量化事業で導入したおきのえらぶ食品リサイクルセンターとも関連しますが、先ほどの町長の答弁で、クリーンセンターに沖永良部両町から搬入されるごみの量が3,513トンということではありましたが、これは、環境省と農林水産省の推計によりますと、2015年度の全国で646万トンの食品ロスが出ているということでもありますので、そういうのも含めて、今後、各家庭、事業所からそういうごみが出ないような対策も。

これを見ますと、2015年度の先ほどの3,513トンの量を割ってみますと、日本全国の食品ロスの量が合計646万トンですから、沖永良部クリーンセンターの約200倍です。200倍が全国の食品ロスとして、本当に食べ残しです。それが出ているということですので、ぜひ、本町でも給食センターを含めて、やっぱり各家庭にもそういう啓蒙活動を進めていく必要があるんじゃないかと考えますが、いかがですか、町長。

○町長（今井力夫君）

私が先ほど申しあげました3,513トンというのは、クリーンセンターに持ち込まれる生ごみ全体の数でございます。我々が食品ロスとしてよく取り上げるの一番、それぞれ宴会等がございますけれども、あの中で私たちはよく30・10とか20・10運動をしっかりとしまししょうと。出された料理に対しては、作った人の気持ちも大切に、そして使用されている食品に対しても思いを込めてということで、お料理をなるべく残さないようにというような取組で30・10運動も推進しておりますので、私たちとしては、そういうふうな食品ロスをほぼゼロにする努力を私たち全員していかなきゃいけないかなと思っております。

どうしても事業所を含めそれぞれのところで最終的に生ごみは出てきますので、したがって、先ほど施政方針の中でも私は申しあげましたけれども、令和2年度におきましては、各関係機関と協力をしながら、本町、そして和泊町におけるごみの収集の在り方というのを再考していかなければいけないのではないかと。大崎町みたいに、生ごみはきちんと生ごみとして回収して、それを資源化していくというやり方を私たちは考えていく時期に既に来ていると思っておりますので、令和2年度におきまして、私たちが生ごみ回収について、またごみの分別全体について、真剣に考えていく時代になっていると思っておりますので、そういう関係機関との話合いというのを積極的に進めていくつもりでおります。

以上です。

○9番（今井吉男君）

ごみの量、プラスこの食品ロスというのもやっぱり生ごみの中に含まれてきますので、ぜひ、それも減らす方向で協力を要請していただきたいと思っております。これは、次の大きな2番のほうでも、また再質問いたしますけれども、次にいきます。

④の燃料電池自動車の導入について、まず、役場の公用車を切り替えてはどうかということで、現段階では難しいということですが、困難な一つの理由として、水素ステーションの設備が整っていないということでありましたが、県のエネルギー政策課では、水素エネルギー促進事業として、2019年度4,600万円の予算を

計上しております。水素社会の実現に向けて、県内における燃料電池自動車の普及拡大を図るため、水素ステーション設備の設置に要する経費の一部を助成する事業があるようですので、町としても、この助成事業を活用して、まず町内に1か所は水素ステーションを設置すれば、公用車の切替えも可能じゃないかと思うんですが、どうですか。県の事業が、ちゃんとこれは2019年度に予算計上されております。

○町長（今井力夫君）

この燃料電池自動車の場合、先ほど申し上げました水素をどう手に入れるかということで、非常にステーションがございませんので、じゃ、このステーションを沖永良部に1基造るとなると、かなりの補助があっても、町の手出しとしては何億円という単位で町が手出しをしていかなきゃいけませんので、もう少し、例えばこの水素燃料電池自動車、水素自動車と言われるやつ、FCVに関しましては、今、1台当たりが大体700万円を超します。この700万円をいろいろな補助金等を使ったとしても500万円までしか下がりません。こうなってきますと、庁舎内の公用車をこれに充当していくとなると、かなりの本町の財政を圧迫していくのかなと思っております。

今現在、申し上げられるのは、先ほど私は風力発電によって電気を作り出し、そして、それに蓄電池を装着して、そこにバッテリーまで装着することによって、電気自動車を先に活用できないだろうかというふうに考えております。本町の公用車が1日に走る距離としても50キロ程度だと思しますので、燃料電池自動車に比べると、航続距離は電気自動車は落ちますけれども、ただ、今現在、使用可能なエネルギーとしては、電気をすぐに風力発電から取り出すことができるであろうということで、今、国内の大手2社の自動車メーカーから試作、本町で実験として使いますので提供していただきたいということで、今、申入れをしているところでございます。先ほど申し上げましたその奄振の事業の最終決定が本町に下った折に、国内大手2社に出向いて、こういう事業を本格的に実施しますので、御社から車の提供をお願いしますというお願いに行くつもりでございます。

この2社から頂いた車を実際に使ってみて、これが本町の公用車として十分利用可能であれば、順次、我々としては、今の段階ではFCVじゃなくてEVの電気自動車のほうを導入していきたいなと考えております。

○9番（今井吉男君）

燃料電池のほうはかなり設備が高額ということで、県の補助では追いつかないということでございますが、ぜひ、電気自動車を先に。

五島市の例を挙げて恐縮ですが、電気自動車のレンタカー会社がありました、五

島市に。それほど普及しているんですよね。料金表もレンタカー会社でもらってきたんですけれども、カタログを。電気自動車を導入すれば、先ほど町長が言われたように、ぜひそういう方向で、できるところからまずやっていただきたいと思います。

私は、6番目のほうの地球温暖化の影響で、たまたま去年は、本島には接近とか襲来はなかったんですけれども、大型は。地球温暖化で台風の巨大化が一番懸念されます。建物や農作物被害、町の経済に大打撃を与えますので、ぜひ、これは地球規模で考えなきゃいけないんですけれども、まず、町としてできるところはぜひ実行して、そういう被害が、52年の台風みたいな、9号みたいなそういうのが来ても、かなりの影響が出てきますので、あれ以上の台風が心配されますので、そういう取組を町を挙げてぜひ取り組んでいただくよう要請をしておきます。

次に、大きな2番のほうにいきます。

先ほど町長が誘蛾灯の設置が231基ということで答弁がありました。私は先月2月、ずっとこの一般質問を出した後、町内の圃場を回って確認したところ、50基しか確認できませんでした。現在。正名の山吉さんの隣の空き地に11基が山積みされていましたが、これ去年の山積みになった部分があるんですけれども、2月に確認したら、ほとんど撤去されて、どこへ持っていたか分かりませんが、あれは修理したのか、それとも廃棄処分したのか。正名の田皆に向かう坂道の左側に山吉さんのお宅がありますが、その隣の空き地に11基ありました。それはどうなったんですか。

○農林課長（上村隆一郎君）

その件についてはちょっと確認をさせていただきたいと思いますけれども、町長の答弁でもありましたとおり、昭和62年度から3か年かけて、町内に231基の誘蛾灯を設置してございます。これは、サトウキビの害虫であるアオドウガネですとか、ヨトウ類を駆除するためのものでして、もう30年以上経過しておりますので、台風ですとかいろんなそういう経年劣化で非常に使えなくなってきました。随時、使えないものについては撤去して、近くに電柱があって商用にはまた切替えができるものについては切り替えてきているところがございます。そういうやり方で、現在まで管理をしているところがございます。

先ほどの質問については、ちょっと……

○9番（今井吉男君）

もう結構です。分かりました。

回ってみて、実際に完全に機能していると思われたのは12基しかなかったんで

す、僕が見た50基の中で。中には木が生い茂って虫も入れないぐらい。電気はついていますよ、夜。写真も撮ってきましたから。そして、中には、この上から入った虫が下で受け取るネットがあるんですけども、ネットもない、トンネルみたいに虫が遊んでいる、こうして上から入って下に抜ける。そういう状態ですから、やっぱり電気料が発生しているんですよ。

皆さんは管理がきちんとできるという確認をしてやればいいんですけども、電気は毎月、九電から料金を払っていると思います。これは、今調べてありますけれども。1か月に約1万7,000円ぐらい出ている、この12基で使っているものは、動いているもので。それは年間にすれば17万円。10年すれば170万円。そういうのはやっぱりきちんと、使わなければ電気を止める措置もしないといけないと思うんです、駄目でしたらね。それをただほったらかして、虫は入っても逃げる、入って逃げる。集まりはしますよ、電気がついていますから。

その辺のやっぱり管理、前に各地区のキビの部会がありますよね。そこに業務委託したらどうですかと。以前、十何年前ですか、委託していましたよね。田皆のほうでも、その方が熱心に周りの木の伐採をしたり、下のネットを変えたり、きちんと管理していました。そういう方向に切り替えていったほうがいいんじゃないですかと以前、前回しました。その件はどうになりましたか。キビ部会との協議はされましたか。

○農林課長（上村隆一郎君）

非常に管理不十分なところがあったかと思います。そこで、誘蛾灯の管理については、担当職員を配置して、毎年引継ぎを行ってきているところですけども、議員から指摘があったとおり、その引継ぎの徹底がなされていなかったのかなということで、私も管理ができていなかったなと反省をしているところです。

今後についてですけども、今、商用で電気料を支払っている誘蛾灯が31基ございます。これについて、定期的な袋の交換ですとか、確認だとかということは、担当のそれから農林課の職員もまた連携をして、今後、調査をしていきたいと思えます。それでも台風ですとかいろいろございますので、そこら辺については、地域課の協力が得られる形でやっていければ、また非常に効率的な管理ができると思えますので、その点はそういう方向でまた進めさせていただきたいと思えます。

○9番（今井吉男君）

これは、サトウキビの害虫駆除用の装置ですから、ぜひサトウキビ部会とも協議していただいて、きちんとした管理ができて、それは効果が発揮できるようにぜひやっていただきたいと思います。

次に、②ですけれども、赤地副町長には大変申し訳ないんですけれども、当時、保健福祉課長のときに導入したおきのえらぶ食品リサイクルセンターの件で、前回も聞きました。その課長時代に聞いたときは、すばらしいクリーンセンターの設備の延命化と、それから生ごみを液肥化しての農家に提供することで、一石二鳥のすばらしい事業を導入したということで議会でも答弁していただいて、その後、退職してしまって、また今度、ちょうど議場におられますので、ぜひその件をもう一回、その当時のことを思い出して、これは前にも言いましたけれども、とにかくこれを導入したのは保健福祉課ですけれども、これは生ごみの関係もあってですけれども、これを液肥化して、出口はやっぱり農林課がいいということで、前回も提案しましたよね。

町民はその食品リサイクルセンターの液肥については、保健福祉課に申し込んでください。それから、有機物供給センターの液肥は農林課に。何でかなと、みんな聞くんですよ。同じ農業に関する件であれば、それを前回しましたら、検討しますと。あれから何年になりますか。

また、副町長が帰ってきたから、もう一回確認したいんですけれども、これは、ただ農林課が嫌となかなか引き受けないかも分かりませんが、その辺はやっぱり農家が使いやすいように、これは有効に活用できるように、同じ農業関係は農林課にそれは移管する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○副町長（赤地邦男君）

昨年の12月の議会だったですか、今井吉男議員のほうから、このようにして一本化してくださいという要望が出されていたわけでございます。それを受けまして早速、明けての平成31年1月17日に、今井吉男議員が頑張って、監査室におきまして、保健福祉課長、それと担当課、企画振興課長と担当、そして農林課長と担当と、その6名と私を交えていろいろと検討いたしましたわけでございます。

保健福祉課のほうからは、移管を農林課のほうへ希望ということで、いろんなメリットのほうをたくさん出されていろいろと検討しました。やはり生ごみについては農林課のほうがいいのではないかなということも私も考えた次第でございますが、いろいろとまた農林課においても大きな課題がございまして、有機物供給センター、大津勘にございまして。その老朽化に入っているんです、実は。平成4年3月に稼働しているわけですけれども、何と28年という歳月がたっておりまして、この有機物供給センターにおいても非常に課題はいっぱい抱えて、そろそろ更新の時期だよというふうに農林課長のほうからもいろいろと意見が出された次第です。

有機物供給センターは、約750万円ぐらい当初予算、皆さんご存じのとおりで

ございますが、それと、また今のおきのえらぶリサイクルセンターの予算についても約700万円前後の予算を計上しているわけでございますが、この2つとも大きな大きな荷物を背負い込んでおる次第でございます、今後どのようにしてやっていくのかという。

例えば完全の民営化移譲、移管ができないか。それも今考えておまして、なかなかこの農林課のほうへ、すぐ分かりました、今議員がおっしゃるとおり、すぐやりましょうということではできないわけでございます、また、町長からもあったとおり、その生ごみの分別の件について、今、検討課題、研究している次第でございます。これをいろいろと分析して加味しながら、農林課にいくのか、それともまた新庁舎、今度、新庁舎が移転するわけでございますが、その中で機構の見直しもございまして。

当然、仮称として生活環境課とかそういった課ができないものかなと思ひまして、そうした場合は、おきのえらぶ食品リサイクルセンターとか有機物供給センター、または今は建設課が所管しております下水道事業、耕地課が所管しております農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業とか、これをもろもろ集約して1つの課にまとめてそこで運営できないものかなとして、今検討している次第でございます。検討と言うとまた怒られますので、新庁舎に併せて、また鋭意進めていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○9番（今井吉男君）

もうやりたくないということですね、要するに、結論から言えば。長々と、また答弁の課題をまた答弁にすれば、どうなるのも、いつまでもこれは解決しないです、これは。やるかやらないか。できないことないと思うんですけども、やる気があるかないのかの関係だと思ひます。ぜひ、副町長でいる間に、この件は解決をしていただくよう要請をしておきます。

次に、④にいけます。

④のほうで、武道館の件を、これまで3回ほど質問して、そうしますと膨大な費用がかかるということ。

○議長（平 秀徳君）

③です。

○9番（今井吉男君）

すみません、③ですね、ごめんなさい。

そういう話しして、修理は難しいということでありますので、現場を見ても分かります。あるいはまた、武道館として活用するのは難しいと思ひまして、近くの公

共下水道の処理施設の件を出しましたけれども、とにかく何かに使ってほしいなという意図があって、遊休施設、保育園、これまでも幼稚園舎、遊休施設として旧幼稚園、それから保育所、いろいろ質問しました。この武道館についても、今回3回目ですが、全く手つかずに放置して、あれが腐るまでそのまま置いておくんじゃないかと思って心配して質問しましたけれども、午前中の教育長の教育行政報告の中でもスケートボードの練習場として使用するということではありますが、あのままでできるんですか。また、あれを修理するんですか。現状のままで練習場として貸し出すのかどうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

先ほどの教育長の答弁でもありましたけれども、いろんな方が使えるようにするには相当の費用がかかるということで、スケートボードは、あそこを掃除して、その床、コンクリートですので、それを使うだけで利用できるのもので一切の経費はかからず、そして、貸してくれるのであればということで掃除、環境整備は私たちがしますということで、徐々にですけれども、今、草も切ったり、石、砂はまた海に戻したりして、徐々に徐々に整備しつつありますので、あのままの状況で貸しております。

○9番（今井吉男君）

このボードのグループというのは何名ぐらいですか、本町に。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

現在、子供、幼児が6名、小学生が5名です。中学生と高校生はゼロ、大人の男性が7名、女性が7名、計25名で、1月15日現在です。スケートボードをしているという情報が入れば、また会員のほうも増えるのではないかと思います。

○9番（今井吉男君）

そういう形で、やっぱり遊休施設を有効に活用していただくと結構ですので、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと思います。

以上、この検討課題、また検討の検討で何年するか分かりませんが、ぜひ、今回質問を出したのは、3月も年度末になって、また4月1日になって、定期人事異動になりますとまた引継ぎがうまくいかなかったりしますので、今回あえてこの件に触れました。

あと20日ありますので、25日ぐらいありますので、ぜひ副町長、できるのに、25日もあれば、結論、先ほどの件も含めて。年度内にできることはきちんとやっていただき、できない分については、4月以降の人事がどうなるか分かりませんが、きちんと引継ぎをして、前任者から何も聞いていませんとかいう答弁がな

いように、ぜひきちんとやっていただくよう要請をして、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

インターネット配信画像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、中野賢一君の発言を許可します。

○8番（中野賢一君）

傍聴席の皆さん、そしてインターネットをご覧の皆さん、常日頃から議会に対するご理解、ご協力をありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議席番号8番、次の3点について伺います。

大きな1番、少子化対策について。

①我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、まさに国難とも呼ばれる状況にあり、町としての取組を進めていると思われるが、どのような取組をされているのか。また、今後の少子化対策について伺います。

②少子化問題に対応するため、地方公共団体が行う結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、乳幼児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運を醸成する取組を支援する国の交付金（地域少子化対策重点推進交付金）について伺います。

大きな2番、地方の過疎化対策について。

多くの若者が地元を離れて都心へ流出してしまうことにより、地方の過疎化が深刻化しており、第一次産業の衰退や限界集落の増加と問題へと発展し得る過疎化について伺います。

①移住者の受入れについて。

②空き家対策について。

③若者が住みやすいまちづくりについて。

大きな3番、地元業者等について。

①地元業者、下請業者等の育成について。

②高齢年金の支給開始が65歳に引き上げられるのに合わせて施行された高年齢者雇用確保措置という制度によって、正社員は65歳まで雇用されることが義務づけられているが、知名町内の業者はどのようになっているのか。

以上、壇上における質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、中野賢一議員のご質問に回答してまいります。

大きな問題の1番、少子化対策等について回答します。

①少子化対策を進める上では、社会的な様々な要因を踏まえた施策を総合的に推進する必要があると考えております。

子供を産み育てることをためらわせる要因として、経済的な負担の大きさと家庭と仕事の両立の難しさや育児についての不安などが挙げられるのではないかと思います。これらの経済的、あるいは心理的な不安を軽減するため、本町では、妊娠、出産から乳幼児期、学童期へと子育て支援の充実を図ってきております。

具体的な取組といたしましては、医療費助成事業や病児・病後児保育事業及び児童発達支援事業等の実施、また、放課後児童クラブの整備など、経済的な負担軽減策だけでなく、特別な支援を要する子供及びその家庭への支援も含め、子供を安心して育てられるような子育て支援の充実を図ってきております。その中でも本町独自の取組といたしまして、出生時や小中学校入学時、沖永良部高等学校入学時における子育て支援金制度の実施や、ハイリスク妊産婦出産支援事業や児童島外療育等旅費助成事業などの助成を行ってきております。子供とその親が幸せに住み続けることのできるようなまちづくりに努めてきている次第でございます。

②につきまして、まず、地域少子化対策重点推進交付金は、都道府県及び市区町村が結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するとともに、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する交付金事業となっております。

実施事業としまして、地域少子化対策重点推進事業、結婚新生活支援事業があります。地域少子化対策重点推進事業は、補助率が2分の1、市町村への交付金の上限は1,000万円。また、結婚新生活支援事業は、夫婦共に34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の新規に婚姻をした世帯が対象になります。これの補助率も2分の1でございます。交付上限・事業費ベースでは、1世帯当たり約30万円となっております。

続きまして、2番目の移住者受入れ等についてですけれども、移住者の受入れにつきましての取組を幾つか紹介します。

奄美広域事務組合の主催事業といたしまして、沖永良部島フリー滞在プログラムを行っており、令和元年度には1組2名の参加がございました。参加者には事前に要望を聞いて案内しております。今回の参加者は、子育て施設の見学を希望されましたので、上城小学校と知名小学校を見学、教育長、学校教育課長と面談、観光協会での面談を実施した後に町内の施設を実施しております。

次に、国土交通省主催のアイランダー2019に昨年11月参加してまいりまし

た。奄美群島でのブースを設置し、相談件数は22件36名の方が相談に来られ、うち沖永良部を希望した方は2組で2名でございます。その2名は、その後、来島され、移住したいとの声を聞いております。

また、両町での働きといたしまして、移住定住協議会設置に向けて検討を行っております。令和3年度から運用開始を目指しており、窓口をおきのえらぶじま観光協会内に設置することで検討しております。今後、常駐する日程、時間帯の細かいことについて引き続き協議していく必要があると思ひ、協議の機会を、今後、計画を立てていくつもりでございます。

②の空き家対策につきまして。

鹿児島県はご承知のとおり、全国2位の空き家率になっております。空き家は、周辺に防災・防犯、景観、衛生、生活環境等悪い影響を与えるとされています。本町では、町民等の生命、身体、財産、生活を保護するとともに、空き家などの活用を促進し、安心・安全なまちづくりを目的として空家等対策の推進に関する特別措置法、これは平成26年の法律第127号に伴い、昨年9月議会の議決を得て、知名町空家対策の推進に関する条例の制定をしております。今後は区長等の協力をいただきながら実態調査・把握をし、把握した情報を基に解体や利活用などを行っていくつもりでございます。

定住促進の面からは、町内に所在する空き家を借り上げ、改修後に転貸することで定住促進を推進し、空き家利活用事業を平成24年度から実施し、現在7か所を定住促進住宅として活用しております。また、町のホームページにおいても、空き家バンクの紹介を行っているところでございます。

3番目の若者が定住しやすいまちということにつきましては、令和2年からスタートします第6次の知名町総合振興計画の参考とするために、昨年において知名町が抱える課題を探るためアンケート調査を実施しております。その中で、今後どのようなまちになっていくべきかの問いに、「居住・生活環境が整ったまち」、「医療が充実しているまち」、「働きがいがある仕事が多いまち」、「子育てのしやすいまち」といった項目に対しての回答が多くありました。また、「知名町が住みよいまちになるために、今後7年間に特に力を入れてほしい分野は何ですか」という設問に対しては、「子育て・教育・文化の分野」、「保健・医療・福祉の分野」、「産業振興・経済の分野」が多く、生活に直結した自分事として捉えられる分野の関心が高いことがうかがえました。これらの結果は町民の高い意見でございます。若者の意見としても同様であると考えております。今後、これらの結果を参考にした施策を検討してまいりたいと考えております。

大きな問題の3番目、地元業者育成につきまして。

①現在、町の発注件数が年間100件近くございます。工事請負、委託業務、物品購入などがありますが、基本的には地元業者でできる案件は地元業者優先で発注しております。地元業者で不可能な案件につきましては、関係課の推薦を基に検討して業者を決定し発注を行っております。また、建設業界全般の課題ですが、技術者不足、従業員高齢化等で後継者不足が現状であり、行政も同様であるために、職員を積極的に各種研修会に参加させ、地元業者を指導・育成が図られるようにしていきたいと考えております。

2番目、高齢者雇用関係についてです。

平成25年4月に改正施行され、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、定年年齢を65歳未満としている事業主は、高年齢者雇用確保措置により65歳まで定年年齢を引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止の3つの措置のうちいずれかを実施しなければならなくなっております。

この措置の背景には、厚生年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳まで引き上げられ、高年齢者が賃金も年金も受け取れない収入空白期間が生まれることを防ぐためと、国が社会保障制度の一環として生涯現役社会を掲げ、高齢であっても意欲があれば働ける社会を目指している政策によるものと思われれます。

知名町内の業者につきましては、商工会に問い合わせましたところ、各事業者についてどのような措置を講じているのかの調査を行っていないということでしたが、いずれにせよ、男性の年金が65歳から支給開始となる2025年には65歳定年の形が整ってくるのではないかと考えております。

以上で、私の回答を終わります。

○8番（中野賢一君）

ありがとうございます。

では、順を追って再質問していきたいと思えます。また、項目によっては絡むこともございますので、そのときはよろしく願いいたします。

町長、岡山県の奈義町、ご存じですか。

岡山県の奈義町は、人口5,549人、小学校が1校、中学校が1校、小学校が1校で282人の児童生徒、中学校1校で144人、高等学校はありませんということです。それで、奈義町の町長は、町が生き残るには出生率を上げ子供を増やさないとい。奈義町が出生率上昇を目指して打ち出したのが子育て支援の充実ということで、パンフレットに不妊治療の助成、出産祝い金、保育料助成、独り親の助

成、高校への通学助成、チャイルドホームでの子育て相談、高校生までの医療費助成、そして子育て支援が出生前から高校卒業までずっと並んでおります。

先ほど町長の施政方針でもございましたとおり、子育てには非常に力を入れているとは思いますが、やはりこれほどこの町村でも同じようなことをしているんです。奈義町はまた変わっているんです。やはり町が生き残るためには出生率を上げて、子供たちを増やさないといかんと、これを念頭に置いて、町長も非常に力を入れて、1年に1億2,500万円ぐらいかけて子育て支援に取り組んでいるんです。ですから、私も、今、町長の施政方針と先ほどの答弁を聞きましたけれども、やはり並のやり方では、子供たちもそして出産も今のとおりでは少子化はますます進行していくと思うんです。もうちょっと具体的に、やはり子供たちが育つように、そして母親が子育てに力を入れられるようにしていったらいいかと思うんです。

向こうの、今、奈義町を申し上げますと、出産祝い金が第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子40万円。不妊治療助成というのもありまして、年に20万円を限度に、県の助成を引いた2分の1を5年間助成と。それから、妊婦・乳幼児健診が、妊婦健診が14回までは公費で負担と。それから、乳幼児及び児童生徒医療費助成というて、高校生までの子供の医療費のうち健康治療に係る自己負担分を町が負担と。やすらぎ福祉年金と中学生の子供を教育するに限り年5.4万円支給、2子以降は1人増すごとに2.7万円加算と。いろいろたくさんあるんです。ここに高等学校等就学支援金というて、高校の就学時で通学の一部を含め年9万円を3年間支給すると。

このように町が生きていくためには、やはりただ並の子育て支援金ではなかなか少子化対策はならないと思うんですけれども、町長、いかがですか。

○町長（今井力夫君）

私、先ほど申しあげました。これまでに本町になかったものを子育て支援金条例というのを本年度スタートさせております。その結果、頂いた皆さんがどういう感想を持っていらっしゃるかというリサーチもさせていただいております。その中で、例えば中学生においては自転車を購入することができたとか、高校生においてはガソリン、そしてまたお弁当の材料を購入することができたり、今回は学校の制服等の購入にも充てることができ非常に助かっておりますという話を聞いております。

議員がおっしゃるように、10万円、15万円、20万円、40万円というのは、確かにこれは与論町においても5万円ずつ上げていっている措置があると思います。これにおいて、我々もそのお金を急激に上げていくことができるかといいますと、

そこは私たちにおいても様々な行政施策を打っていく上では、財政の状況も勘案しながらその値段等については検討していく必要があるだろうし、また、子育てしやすいというのが果たしてこの金銭面だけのものなのか。精神的なものでどう支えていくのかというようなものも勘案していく必要があると思いますので、今現在で、早急に私のほうで、この子育て支援金条例の5万円ずつのものをさらに来年度上げていくというところまではまだ考えておりません。

○8番（中野賢一君）

奈義町もやはり子供たちが少子化になっていくものですから、破綻寸前までいっているんです。そして、これを町が生き残るには、どうしてもやはり出生率を上げないといかんと。その出生率を上げるためにいろんな助成を。奈義町の予算は40億円ぐらいです、年間、一般会計で。知名町は今年は59億円ぐらいですよ。だから、工夫しようと思えば、少々は無理してでも工夫することができると思うんですけれども、子育ては非常に大事なことです、町長。

○町長（今井力夫君）

奈義町の合計特殊出生率が幾らありますか。本町が前回調査で2.02です。この2.02というのは、国内においてもかなり高い出生率になります。ですから、私はこの子育てしやすいまちづくりの中で、確かに外部から人を取り込んでくるのも必要かもしれませんが、今いる人たちが2人目、3人目を産んでいきたいという、そういうふうな措置を講じていくほうが今の段階で先取るべき措置ではないかなと考えておりましたので、この合計特殊性率の2.02というのを有効に活用していきたいなと思って、現在の子育て支援金条例を進めている次第でございます。

○8番（中野賢一君）

岡山県の奈義町は、2014年に町独自の試算で2.81という非常に高い合計出生率を達成しているんです。その後も国内で最も高い九州、沖縄の離島と同等ぐらいの記録をして出生率をやっているんです。奈義町の奇跡とも言われる高い合計特殊出生率はどうやって生まれたのかということ。子供が多ければ多いほど手厚くなる子育て支援、子を持つ世帯への支援が出生向上に有効だと。ですから、奈義町は1億2,500万円を子育て支援につぎ込んだのは、もちろん先ほど町長が話されたように、国や県の補助が1,000万円に満たないんですよ。満たないけれども、やはり町として子育て支援に回すということで、無理して町の予算の3%まで上げてきているんですよ。だからこれは、できない、予算がない、お金がないと、いつもそれを言っていたら前に進まないんですよ。ですから、今現在、やはり少子

化の時代、高齢化の社会です。何とか町長、町長の力量で何かできませんか。

○町長（今井力夫君）

議員ご指摘の子供が増えて、家の近所にまたは我が家に子供がいるというのは、大人にとって、またお年寄りにとって非常にカンフル剤、元気の出る一番いい子供たちの笑顔がそれだと思っております。それについては私も同感でございます。

ただ、早急に本町のそういう出産祝い金等だけを上げていくのではなくて、我々も、先ほど申しました数多くの策を打っております。不妊治療に対しても、我々も打っております。それから、隣町と今話合いをしておりますのは、産科医をどう確保していくかということで、先般も県の医療圏の相談事項の中または大島群島における緊急医療会議の中でも、沖永良部における産科医の確保というものを両町で訴えてきておりますので、子育てしやすいまちづくりというものを幾つかの方面から策は打っていこうと思っております。

ただ、今現在、お金がないどうのこうのというのでは申し上げておりません。幾つか、我々もこれだけの策を講じて子育てに向けて動いておりますので、実際に、子育て支援金条例について保護者の皆様がどう思っているのかというリサーチもしておりますので、今後、また、本年度も実施してまいりますけれども、その中で、議員がおっしゃっているような、1子、2子、3子といくに従って支援金を上乘せしてほしいのかというようなアンケート項目も我々も取った上で、対策は講じていく必要があるかなと考えております。

○8番（中野賢一君）

町長、今話されるように、予算の関係でいろいろ大変だと思うんですけども、やはりそこを、大変なところを何とか、今後、将来を担う子供たちのためにやっていってほしいなと思っております。

次、それに絡んでまたいきますので、これはこれで終わりたいと思います。ぜひ、町長頑張って。大変だと思うんです。それは分かりますよ。だけど、奈義町もない予算から1億2,500万円という、子供たちのためにつぎ込んでいます。国・県から1,000万円しかないのに無理してやっているんですよ。だから、それが何年か続いて、今は安定してきているということになっているんです。ぜひお願いします。

2番の②は、今のことに関するやはり支援事業ということで、地方自治体が行うということで、少子化対策重点交付金と、それから結婚新生活支援事業もやっていくということで、ただこれは、町もこれは利活用されていますか。

○町長（今井力夫君）

本町でこれらの施策について具体的な施策はまだ出しておりません。ただ、県と話し合いをしたときに、例えば結婚新生活支援事業など、マッチングするためのいろいろなイベントを行うにしても、県のほうも離島では難しいと。鹿児島市内において、まだそういうセンターを1か所しか造っていないということで、離島においてはかなり難しいところが今ございますという答弁を県のほうからもいただいておりますので、逆に、私たちとしては、では県のほうと連携するのが難しいとなれば、町独自にこれらのものを活用していくやり方という策を講じていく必要があるかということとは十分、今考えております。

○8番（中野賢一君）

ぜひ、こういう支援金は十分に生かして利活用されることを希望して、これは終わります。

次に、移住者の受入れについてですけれども、先ほど町長からも幾つかありましたけれども、島根県立の隠岐島前高校が新聞に載っていたんですね。それについてなんですけれども、内閣府は、2020年度から都会に住む高校生らが地方の学校で1年間生活する地域留学事業を始めると。少子化、少子高齢化や若者の流出などにより人口減少に歯止めはかからないと。地方に新しい流れをつくり、若者と地域とのつながりを強めると。島根県立隠岐島前高校が行った高校プロジェクトを参考に総務省がやっているんです。

同プロジェクトは、廃校の危機に直面した同校が、行政や地域住民らと協力し、全国から募る島留学制度の実施、その結果、生徒数が倍増し若者が増えたことで、地域も活性化していると。ここの学校は、外国、島留学のやつ、ミャンマーとかコスタリカとかロシアからやって、現在81名の留学生在がいるみたいです。地元が大体それぐらいで、約2倍ぐらいになっているみたいです。ですから、こういう留学制度、沖永良部高校とかには何とかできませんかね。

○町長（今井力夫君）

今、中野議員が報告していただいたことは、私たちも非常にすばらしい取組だと、島根県の高校の取組を、私たちもまた勉強させていただきました。

沖永良部においてこういう取組ができないだろうかということで、昨年からは沖永良部高校とも何度か話し合いをしています。沖永良部高校活性化事業みたいな感じで取り組めないかなということで、和泊町のほうにも、この件については一緒に取り組んでいければということで、今働きかけはしているところでございます。

その根本には、先ほどから中野議員がおっしゃっていらっしゃいますけれども、そのまちの活性化または少子化対策の中で、高校の活性化こそ地方創生の大きな目

玉であるというようなことを私も認識はしております。そのことがありまして、隠岐島前高校の活性化に直接関わった方を永良部のほうにも一回呼んであります。その方の話もスタッフの皆さんには聞いていただいたりしておりますので、同じような気持ちで、沖高の活性化があつて初めて沖永良部全体の私は活性化もなってくると。その大きな原動力の一つに高校の魅力化というのは大切なことだと思っておりますので、ここに、来年度は島根県でその学校の立て直しに関わった大学の先生をもう一回呼んで、今度は両町での教育講演会の中で彼の話も聞いていただきたいなというようなことを、今、隣の町とも相談して、一緒にこの件については取り組んでいってほしいと。

それから高校のほうにも、我々町としても積極的に沖高のバックアップをしていきますので、ぜひ、沖高魅力化政策の一つとして、どういうことをしていったらいいのかというのを共同で考える会を立ち上げていきたいと思いますところまでは申入れをしております。

○8番（中野賢一君）

以前から、町長はやはり沖高を非常に重んじていらっしゃるから、沖高を沖永良部の一番大事な教育学校だと思っておりますので、ぜひ、何とかこの沖高を支援して続けていけるように、将来また子供たちが増えてくるようになれば、そういうあれも心配ないと思うんです。ぜひ町長、頑張ってください。お願いします。

○町長（今井力夫君）

1点申し忘れまして。実は国のほうの施策の中に、これが新たにまた加わりそうなんですけれども、ここに一つ難しいのがありまして、その高校に通えるところに寮があるのかなのかと、宿泊する場所があるのかなのかというのが一つ大きな足かせになっておりまして、したがって民泊とか、何か子供たちの里親制度みたいな感じで、子供たちを引き受けていただく家庭というのを見つけることによって、国のそういう支援策を我々も受けることができる。

ただ、町として、新たに沖高生の外部から入ってくる学生さんたちのために寮を造るというのは、非常に経済的に我々も難しいところがございますので、何か町のそういう公共の施設の中で使えそうなものがないのかということと、また、そうなる、そこに我々も寮母さんを配置していかなきゃいけませんけれども、これについては、ある意味、雇用の場の確保という意味で大いに動けるかなと思っておりますので、まず、外部から来られた学生さんたちをどう引き受けていくのかと。その課題が一つございますので、これを解決しないと、国のこれに関する予算措置というのを活用できませんので、そこで、今、我々が少し立ち止まっているところでござ

います。子供たちをどう地元で受け入れる場所を確保していくかという辺りをまた皆さんからもご提言いただくと、参考にしながら進めていきたいと思えます。

○8番（中野賢一君）

ぜひ、町長、頑張って、大変だと思いますけれども、子供たちのために力を貸していただければありがたいと思えます。

先ほど町長からありました2番目の空き家と大体絡んでくるんです。やはりこの空き家を利用して子供たちの寮にしたりとか、それからまた町なりの定住促進と先ほど町長が話された、そういうのもいろんな面で絡んでくると思うんです。ですから、ぜひ、ほかから移住してくるとなると、住宅が非常に必要になってくると思えますので、空き家と絡めてひとつ頑張っていただきたいなと、よろしく願いいたします。

次に、若者が住みやすいまちづくりということで、鹿屋市では、若者が住みやすいまちづくりの一環として公衆Wi-Fiを導入して、先ほど町長の施政方針でもありましたように、公衆無線LAN環境整備支援事業を活用して、災害にも対応できる設備をと。防災に対するWi-Fi環境計画、目標として今、平成28年から3万か所をWi-Fi募集しておりますけれども、令和元年の10月時点で2.6万、あと4,000か所しか残ってないんです。防災拠点となるものですから、学校とか公民館、あと3,700か所、令和3年までにする予定みたいです。だから知名町も防災等を考えて、いつか西議員のほうからもあったんですけれども、Wi-Fiを何とか導入に進めていけないかどうか、町長。

○町長（今井力夫君）

それでは、このWi-Fiの設置、今どきの子供さんたちだけでなく、ほぼ全ての世代でスマホ、SNS等の活用というのは進んでいると思えます。若者にとっては、こういう通信システムが使いやすいところほど、住みやすいところの一つに多分なっているだろうと思われれます。また、新たな事業、企業を起こすとしても、これから大きな施設はなくても、部屋一つでこういうふうなシステムがあると事業を起こしやすいというのがあるので、若者が入りやすいというような環境になっているのかなと考えております。

本町において、外山議員、西議員からも公民館におけるWi-Fi設置とか必要ではないのかというようなことが出されておりますので、我々にとっては、今、こういうふうな……。幾つか種類がありまして、それぞれによってかなり値段が違ってきますので、値段だけではなくて、より知名町にとって活用しやすい、こういうような通信システムはどれがいいのかというのは、係のほうは今検討しております。

3つほど我々のほうにも提案はございましたので、それについては検討を今させていただきます。

○8番（中野賢一君）

この事業は28年度からしまして、令和3年度までで3万か所と決まっておるものですから、あと残りが3,700か所しかないんです。鹿児島県内だけで823でしたか、それぐらいあるんですよ、された箇所は。ですから、ぜひ、あと学校とか公民館等に、やはり防災の面からも非常に必要じゃないかと思うんです。前向きにちょっと、町長、考えてもらえませんか。

○町長（今井力夫君）

先ほどの施政方針の中でも申し上げましたけれども、今、ICT技術を持った子供たちを育成していかないと、これからの国際社会の中で本当に望まれる人材は何かといいますと、大きくこのICT能力があるかないかというのは大きな資質能力の一つになっております。そういう意味もありまして、我々といたしましても、来年度、各学校全てにおいて校内LANを再設置する方向で動いております。また、子供たちがタブレットを各自1台持てるように年次ごとに進めていくつもりでございます。

当初は全ての生徒に最初からタブレットを使ったICTの訓練ができるようにと思いましたが、低学年においては、すぐに必要もないであろうというふうに考えまして、高学年からは全員に1人1台ずつ回るような計画ももう既にスタートさせておりますので、その中でも、どうしてもおっしゃるようにネットワークというシステムが必要になりますので、学校の中には、来年度は全ての学校において使えるように、国の予算も1年限りについておりますので、あと半分は町の手出しにもなりますけれども、この時期に進めなければと思ひまして、子供たちのICT能力を高めると同時に、今後の、おっしゃっているような、全ての地域においてネットワークが活用できるようなそういうふうなまちづくりというのは21世紀にどうしても直結してくるものだと思っておりますので、積極的に進めていくつもりでございます。

○8番（中野賢一君）

町長もこれは非常に大事なことだと認識して前に進めているそうですので、ぜひ、頑張ってくださいなと思います。

大きな2番の③までは終わりたいと思います。

次に、地元業者等についてということで、地元業者は、もちろん今、町長が話されるように、地元業者を非常に有効活用されております。これはありがたいことで

す。ただ問題は、地元業者の元請業者が下請業者に回ってこないのが多いらしいんです。そうした場合に、下請業者が非常に仕事がなく困って、そうすると事によってはだんだん地元業者が潰れてしまうんですね。ですから、町として何とか元請業者に地元業者を使うように指導なり、何か助言なりできませんか。

○町長（今井力夫君）

地元業者は大なり小なりありますので、我々、町の公共事業を受けていただくにしても、それぞれの級に応じて、額に応じて業者選定をしております。その中で大手の大きな業者があって、さらにその下にそれを受けていく下請業者というのが当然存在するわけがございますので、そういうところでの活用もですが、逆に、下請業者しか参入できない入札の域もありますので、そういうところも併せながら進めていくことが大事なと思っておりますが、ただ業者に対して、この下請業者を使いなさいということはできませんので、大いに町内の各業者がそれぞれ仕事もらえるような配慮をしていってほしいというようなレベルのお話は私どもも可能だと思っております。

○8番（中野賢一君）

やはり元請業者には仕事は回ってくるけれども、直接本土のほうに全部回して地元業者が困っていると。ですから、地元業者育成の観点からもぜひ、町のほうとして、そういう指導ができたなら指導していただきたいと思うんですけれども、課長、どうですか。

○副町長（赤地邦男君）

地元企業優先の発注についてというのは、昨年も全議員の要請があったわけでございます。もちろんこれ以前からずっと地元企業を優先してやっているわけでございます。その中で、地元企業を、建築工事、土木工事もろもろについて、全て地元企業でやっております。

当然、先ほど町長のほうからも回答があったとおり、A級、B級というのがございます。その中でやっております。指名競争入札でやっておりますので、私どもが孫請とかそういうのを指名はできないです。今後、要請のとおり大きな工事であれば、分離・分割発注の推進とか共同企業体、要するにJV関係、大きな十数億円かかった場合は、そういったのも考慮する検討事項じゃないかなというふうにして考えておまして、今おっしゃるとおり、町からこのA社が入札したら、どうかここで頑張ってくださいというのは一切言えません。これは法的に厳しい刑事罰に科せられるわけでございますので、そういうことはできないわけでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○ 8 番（中野賢一君）

私もそれは非常に理解しているんですよ。理解しているんですけども、やっぱり困っているんですね、地元の下請。

知名町自体の工事金額が、それは大きければ分離発注というのも生じてくると思うんですけども、大体小さい仕事になると分離発注ができないものだから、どうしても元請業者が取るんです。そうした場合に、その仕事の下請業者に回ってこないということで、できるだけ町としても、どこにしないじゃないんです。やっぱり地元業者を使うようにと指導していただければいいと思うんですけども、どうですか。

○副町長（赤地邦男君）

いわゆる中野議員が言われております下請業者という方が、町の指名入札にも入りたいのであれば、どうぞ建設課を通じて資格審査の書類がございまして、それをもって申し込んでいただけたらなというふうにして考えております。これをもって、私ども、もちろん審査するわけがございまして、これは合格するのかどうか、これはこちらのほうでまた決めさせていただきたいと思っております。

○ 8 番（中野賢一君）

ありがとうございました。ぜひ、指導できるものは指導していただけたらなと思っております。

最後になりましたけれども、老齢年金の支給開始が65歳に引き上げられたのに併せて施行された高年齢者雇用確保措置ということで、この制度について、知名町では業者等にそういう何かやっているところはございますか。

○町民課長（元栄吉治君）

65歳までの高年齢者雇用確保措置につきましては、法律で65歳までに定年を引き上げるか定年を廃止にするか、それとも継続雇用するかというふうに決まっております。なので、知名町だけじゃなくて、日本全国的にしているものと思われまじりませんが、ただ小規模の事業者につきましては、この法律を意識しているかどうか分かりませんが、知名町におきましては、先ほどもありましたように、人員の不足とか、あと年齢がいった方の雇用があったということで、結果的に65歳まで働いている方が多いように感じてはおります。

○ 8 番（中野賢一君）

そうですね。やはりまだ、東京、大きいところではそういうのはやっていると思うんです。私が心配したのは、それも非常にいいことなんですよ、65歳まで、人間が今だんだん人口が減ってきている中で、確保という点においては非常にすばら

しいことだと思うんです。ただ、また心配なことがそれに一つあるんです。高齢者を雇うことによって、若者の仕事場が失われるんじゃないかと、そういう心配もあるものですから、それでこの点、ちょっとお聞きしているんですけども、どうですか、町長。

○町長（今井力夫君）

同じようなことが、例えば私が以前勤務しておりました県職員の場合はどうなってくるかと。教職員の再任用制度においても、その数のバランスを、新たに大学を卒業してきて若い教職員をどう採用していくか、その数と退職された教職員が年金をもらうまでの間の再任用雇用の数をどうしていくのかというようなことは、非常にそのバランスというのは、議員おっしゃるとおり、若者の雇用の場を奪ってはいけないうし、かといって、退職された皆さんの働き場所も確保していかなきゃいけない。非常に2つ相反するところがあって、難しいところがあると思います。

ただ、私たちが今考えるのは、例えば60歳前後でご退職される皆さんというのは、その道のプロなんです。かなりの技術を持っているんです。だから、そういう技術を次にどう伝承していくのかという意味では、再任用雇用の場合には、今までの給与体系とは随分変わりました、かなり給与も落ちてくるんです。その落ちてきた分がちょうど新採用の皆さんを雇用するその給与と多少近くなってくるものですから、ご退職された皆さんの持っているノウハウをそこでどう次に伝えていくかとなると、2つのものをうまく使い合わせるということによって技術の伝承もできるだろうし、若者の雇用というのもそこで活用できると思いますので、ぜひ、地域の業者の皆さんにおいても、今、建築業界においても技術者不足というのがございますので、そういうこれまでの長い経験を積んでこられた皆さんの技術というのを若者に継承していく上でも、再任用雇用制度みたいなものを使いながら若手の採用も進めていくというのを、これは2つを併用していくことは非常に大事なことじゃないかなと思っております。

○8番（中野賢一君）

ありがとうございました。ぜひ、非常に今の問題、私も質問するときに困っていたんです。どちらをてんびんにかけても非常に難しい問題だなと思っておりました。ぜひ、若者は若者で育てていかんといかんし、高齢者は高齢者なりに、また、仕事ができる人はそのノウハウを十分に発揮できればいいなと思っております。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。ぜひ、町長、頑張ってください。お願いします。終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、中野賢一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後3時10分から再開します。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時10分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新山直樹君の発言を許可します。

○1番（新山直樹君）

議場におられる皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、傍聴していただきありがとうございます。

議席1番、新山直樹が次の3点について質問いたします。

大きな1番、沖永良部空港について。

現在、沖永良部空港は1日5便で運行されています。鹿児島島の3便に加えて、平成30年7月に開設された。アイランドホッピングルート便が加わり、平成29年は約10万100人だったのが、平成30年には11万7,000人と利用客が増加となっております。しかしながら、出発ロビーが狭く、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の時期には、保安検査通過後、座席数が少なく立って待っている人も見受けられました。また、到着ロビーも狭く、荷物が来るまでお手洗いに行くなど自由に出入りしている状態であり、保安上の問題も生じていると思われま

そこで、次の4点について伺います。

①出発ロビー、到着ロビーの増改築の計画はどうなっているのか。

②停電時の対応、対策はどうなっているのか。

③AEDの設置状況はどうなっているのか。

④計器着陸装置の設置に向けた要望、要請は現在どうなっているのか。

大きな2番です。道路整備について。

県道国頭知名線は、本町西方面からの交通量も多く、隣接する屋子母字と知名字西部から知名小学校、知名中学校への通学路としても重要な路線であります。しかし、歩道が未設置のため、通学生及び地域住民、特に高齢者のための安全が確保されていない状況などの理由から、地区責任者（知名字区長）から道路整備要望書が提出されていますが、現在はどうなっているのか。ちなみに、区間はTマートからJAスタンド十字路までの区間です。

大きな3番、通学路について。

現在、小米、瀬利覚各方面からの児童は、郵便局のほうから正門までの道路を通学路として使用しています。下校の時間帯には車の往来があり危険だと思われます。運転手の方に周知させるために、路面に注意喚起の標示をすることはできないか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、新山直樹議員のご質問に回答させていただきます。

1番目の沖永良部空港の改築等につきましてですけれども、現在、主に利用されている飛行機の座席は70席であります。出発ロビーの座席数が36席しかございません。満席時には34名の方が立ちながら飛行機への搭乗を待つという状況になっております。中で座ることができないために、保安検査が遅れ、出発便の出発時刻が遅れるというような要因にもなっております。また、到着ロビーについてもトイレがなく、30平米と非常に狭いため、到着客がそこで待つ十分なスペースもなく出入りする状態となっております。安全面からも課題を抱えております。

この課題を解決するために、現在、和泊町企画課が事務局となり、令和2年度地域振興推進事業において、出発ロビー到着ロビーの拡張について事業要望を提出しております。

現時点では、事業費は約、5,600万円を想定しております。関係する知名町和泊町、沖永良部空港ビルで、事業費の負担割合について調整を行っているところでございます。空港利用者の利便性や安全性について考えても早急に解決しなければならない課題と認識しておりますので、和泊町、沖永良部空港ビルと連携しながら、課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

停電時の対応につきましてですけれども、沖永良部空港ビルでは発電機を所有していないために、台風が近づいてきましたら、可搬式の発電機をレンタルして停電には備えているということでございます。

AEDの設置等につきましてですけれども、空港内にAEDが設置されておられません。ただ、毎年、救命救急訓練として沖永良部消防署の皆さんを講師に、職員でAEDの使用方法については学んでいるということです。

計器着陸装置につきましてですけれども、昨年3月議会で名間議員から、天候不良による欠航が少なくなるためにも、着陸に必要な空港灯火施設の早期整備が図られないのかという一般質問がございまして、鹿児島県の港湾空港課に確認したところ、次のような回答を得ております。

JACからは、安全性向上のための滑走路灯、滑走路末端灯などの設置について

の要望はございます。沖永良部空港の灯火施設につきましては、航空局制定の飛行場区分に応じた灯火設置基準を満たしているため、現在のところ整備の予定はないということでした。

次に、現在、えらぶゆりの島空港の滑走炉が1,350メートル、ジェット化するに当たり、滑走炉が2,000メートルを必要とされます。2,000メートルの滑走炉になると、様々な計器類が設置されることが予想されます。まず、必要条件として、1路線の利用者が11万人以上となっており、一番利用者の多い沖永良部鹿児島間でさえも2018年の利用者が7万2,000人と約4万人不足している状況でございます。

道路整備につきまして、現在、知名町で県関連事業といたしまして、道路改良事業（田皆工区）と特定交通安全施設等整備事業（久志検工区）の2事業を実施しております。知名字から平成26年6月26日に道路整備要望書、周辺住民の同意書や現況写真を添付したものの提出を受け、平成26年7月22日に県沖永良部事務所建設課に提出し、受理されましたが、その後の進展はまだないのが現状でございます。

3番目の通学路につきましてですけれども、議員ご指摘の場所は、ちょうど小米部落内線357メートルの一部で、奄美商事から郵便局を曲がり知名小学校までの区間の110メートル、周辺には民間住宅や借家、郵便局への来客駐車場があり、道路幅員が狭く車両の離合に苦慮している、また、児童が下校の時間体には危険を感じていると聞いておりますが、今後現場を把握、検証し、運転者への注意喚起の方法を関係者を交えて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（新山直樹君）

それでは、順を追って再質問させていただきます。

皆さんもご存じのとおりです。今現在の空港は待合所も狭く、出発ロビー、遅れている状況ということもあって、今回このような質問をさせていただきました。

先ほどの答弁の中で、令和2年度地域振興事業において、出発ロビー、到着ロビーの拡張工事の要望を出しているということで、この増改築の計画は進んでいるというふうには理解したいと思います。

その沖永良部空港ビルなんですけれども、あそこは昭和44年5月1日に開港され、今年の11月10日には開港50周年というセレモニーが行われたと思います。築50年たっているということで、そのビル自体のまず耐震とか、そこら辺は検査とかはされているのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

空港ビルは昭和44年設置されまして、その後、増改築を続けております。空港ビルの耐震調査を行っております、平成16年度に耐震調査を行っております。耐震については、結果は問題がないというふうな結果で報告をいただいております。

○1番（新山直樹君）

平成16年度ということは、16年前ですよ。それより直近のそういう検査とかはなかったんでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

それも空港ビルのほうに問い合わせまして、その後、平成16年以降は耐震に関しての調査というかは行ってないということでした。

○1番（新山直樹君）

今現在のあのビルは、丈夫でまだ使えるという認識でよろしいでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

その認識に基づいて、和泊町企画課を窓口にいたしまして、今度、令和2年度に県の振興事業に要望を出したところでございます。

○1番（新山直樹君）

丈夫だということが確認されたということで、安心はしました。

この出発ロビー、先ほども答弁でありました。ほとんど半分以上の人はもう立っている状態ということなんですが、この出発ロビーの改築に当たって、どれぐらい大きくなるのか、面積的に。

○町長（今井力夫君）

今、両町で設計をしていただいているものは、何平米という資料は手元にはございませんけれども、どれぐらい広がっていくかということは、今、到着ロビーがございます。そして、待合室の奥のほうに喫茶ルームがございます。あの喫茶ルームのある壁のところまで広げるというふうに、我々としては設計を委託してあります。その中で出発ロビーとそれから到着ロビーをその分だけ広げていくということです。しかも、到着ロビーの中にもトイレを設置していくというような方向で今進めております。

○1番（新山直樹君）

出発ロビーも34名分広くなるということは、2倍ぐらい広がっているのかなと思いますし、到着ロビーもそう考えれば2倍ぐらい広くなるのかなという気はいたします。よく出張の帰りとかに、多分、島じゃない人を見かけるんですけども、よく到着ロビーでの荷物を流すローラーコンベア、例えば、増改築にはこれの設備

とかはもう入っていないでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

先ほど町長のほうで答弁していただきましたけれども、まず現在の計画で、出発待合ロビーも約19.6平米広くなります。それから、到着ロビーは、トイレの設置、それから浄化槽設置。浄化槽設置の面積は入っておりませんが、到着ロビーとトイレを含めて9.3平米の面積が増えて、あと手荷物の手渡し場も場所が変わりますので、それにつきましてトータル62.7平米の面積というふうになっております。

○1番（新山直樹君）

手荷物の引渡し場所が変わるということは、今後はコンベアみたいに、ああいうふうな近代的なものですか。沖永良部ならではのローラーコンベアじゃないということですよ。

○町長（今井力夫君）

実はベルトコンベア方式を考えましたけれども、そうするとその分がかなりのスペースを取るということで、出発ロビー自体が狭くなってしまうということでしたので、また、ローラーコンベアで荷物を受け取っていただくというほうがスペースを広くすることができるということですので、大手の空港にございますような荷物の受け取りというようなものではないと、現在のものと似たようなもので少々新しくなったものをお使いになるということになります。

○1番（新山直樹君）

出発ロビー、到着ロビーが狭くなるよりかはちょっと新しいローラーコンベアでもいいのかなとは思っておりますが。

それでこの前、11月だったですか、都会から来た人がすごく珍しがって写真撮るんですよ。今頃こんな見たことないといって、すごい喜んでたのかなんか分からなくて、これは沖永良部ならではのですよということで一応話をしたんですけども、あれに荷物が5個ぐらい並んだときにちょっと落ちてしまうので、何かバックに傷がつくと今度言ってきた人もおったらしいので、そういう材質とかも、もしよければ、軟らかいというか、吸収性のやつとか、そういうのをつけていただきたいと思えます。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご意見、またその事業等が始まる前に要望というか、意見の中でまた述べながら進めていきたいというふうに思っております。

○1番（新山直樹君）

この事業は採択をもし受ければ、いつぐらいから着工に入るとかそういうのは、まだ分からないですかね。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まだ要望の段階でして、県のほうも事業費というか、県の振興事業費も枠が決まっておりますのでその中での配分となりますので、まず県の報告を待っている状態です。その後、内容等で空港ビル、あと両町の負担金もどようになっていくところはまだ詰めていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○1番（新山直樹君）

これ、さっきの答弁にもあったんですけども、やっぱり皆さんの利便性、そういうのも考えたら、なるべく早期に着工していただきたいと思っておりますし、ホッピングルートもできて入り込み客数も増えてきているということなので、ぜひ、これはもうやってほしい課題ではあるなとは思っております。

現在、ホッピングルートが開設して本当に伸び率が高くなってきているんですけども、この前、3町議員大会でもありましたが、ホッピングルートの沖永良部から奄美までという直行というのもあったんですけども、できればそのホッピングルートで、今43人乗りだと思うんですよ、飛行機。あれを70人乗りに変えてホッピングルートしてもらったら、また沖永良部の人ももっとちょっと多く乗れるのかなという気もしますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（今井力夫君）

先ほど私、申し上げましたように、例えば鹿児島発とか、また沖永良部と奄美をダイレクトで結ぶようなルートというのを提案、JACとは数回重ねておりますけれども、JACとしては機材不足があるので、なかなか沖永良部奄美間をダイレクトで結ぶという便については、今現在の保有機ではタイムスケジュールが組めないというような回答をいただいております。したがって、43人から72人乗りのATRに交換するにしても、大きいほうのATRのキャパ、便の都合がつくのかつかないのかというあたりは、我々ではちょっと分かり知れないところがございますので、皆さんのご意見として、徳之島を経由するので沖永良部の方たちがなかなか乗りにくいところがあるというようなことは、今後、JACとのまた株主総会がございますので、その席上で、ダイレクト便ができないのであれば、当分の間、より大きな飛行機を飛ばしてほしいというような要望を出すことは可能だと思います。

検討については、先方ができる、できないの判断はしてくると思っておりますので、沖永良部からの要望としては、ホッピングルートに大きい飛行機を飛ばしてほしいというようなことは要望していこうかと思っております。

○ 1 番（新山直樹君）

ぜひ要望していただきたいと思います。

午前中の行政報告の中でも、1月31日に今帰仁村との姉妹都市友好なりがあったと思います。そのチラシをちょっと見たんですけれども、こうやって大々的にチラシとか入っていたので、こういうのがあれば沖縄の人もまた見ると思います、琉球新報なので。そうなったときに、また沖縄から沖永良部、知名町、和泊町というのはどういうところなのか興味を持ってくれると思いますので、また入り込み客が増えると思いますので、そこら辺はまた要望していただきたいと思います。それでは、この①は終わりたいと思います。

②です。先ほど答弁の中では、空港ビルは発電機を所有していないと。台風が近づいてきたら発電機をレンタルしているということなんですけれども、台風が来たときに、発電機とかはもう優先的にも貸してもらえということなんでしょうか。

○ 企画振興課長（高風勝一郎君）

そのあたりまで確認は取っておりませんが、可搬式の発電機を、台風時を含めて、常に備えをするにはしておりますというふうなことでしたので、確定でございませんが、そのような形で委託をしているのではないかなというふうに察しております。

○ 1 番（新山直樹君）

沖永良部空港にはないということだったんですけれども、ほかの離島の空港に関しては、こういう発電機とかは設置されているんですか。

○ 企画振興課長（高風勝一郎君）

ちょっとその調査というかは行って……ちょっと手元にございませんで、また分かり次第、ご報告できればと思います。

○ 1 番（新山直樹君）

これ出したのが、30年の9月末と10月に台風が2個連続で来たときに、国頭方面に電気が通るのがちょっと遅過ぎて、飛行機に乗りたいたいんだけど、手荷物を預けたときの検査ができないということで、その場でみんなバッグを開けていたらしいんですよ。それも、警備会社の人には仕方がないと思って、電源がないからそれが動かないということで。女の人もすごく嫌がったのもあったらしくて、そういうのがあったもんだから、非常用として何で発電機がなかったのかなというふうに思ったので質問させていただいたんですけれども、これをちょっと検討してほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○ 企画振興課長（高風勝一郎君）

ただいまのお話は、すみません、私としては初めて聞きまして、そのような事態が実際あったということで、町長はまたその協議会等にも出席いたしますが、何らかの形でそういう事例があるというところで、じかのものが持てないのかどうかを含めて検討できないか、また提案してみたいというふうに思っております。

○1番（新山直樹君）

ぜひ検討していただきたいと思います。台風が今年度はたまたまそれだけなのかなと思いますけれども、またいつ台風が襲ってくるか分からないので、またそういうためには備えておいてほしいと思っております。

次の③番です。AEDが設置されていないということなんですけれども、ほかの空港はどうでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ちょっと再度、資料が手元にありませんので、確認をして分かり次第、またご報告いたします。

○1番（新山直樹君）

答弁ではAEDは設置されておりませんが、また、AEDの使い方は消防署が来て講習をしているというんですけれども、先ほど言いました11万7,000人、1日約300人ぐらいだと思えるんですけれども、もし何かあった場合にどのように対応するのか。一番、AEDが使えるのは多分、国頭の公民館だと思いますけれども、そこまで借りに行くのか、どうなのか。そこら辺、ちょっと対応を教えてください。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

おっしゃるように、もし緊急の場合、ほかのところから借りるのかというふうなところ、ごもつともでありますので、このAEDの件も併せて要望という形で提出したいというふうに思っております。

○1番（新山直樹君）

ぜひ、協議会であったり株主総会だと思うので、そういうところでも質問、協議していただきたいと思います。

厚生労働省のAEDの設置のガイドラインというところには、必ず駅と空港というのはまず最初に出てきていますので、そこら辺はやっぱりしっかりした対応をしたほうがいいのかと思います。これからまた、空港は出入口なので、いっぱい人が来ると思うので、そこら辺はやっぱり対応しておいてほしいと思います。

これは、改修工事以外でも、できれば早めにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（今井力夫君）

AEDにつきましては、これは非常に緊急性の高いものでございますので、そういう認識を持っておりますので、空港ビルを管理しているところとの話合いの中で、早急に設置が必要であるということは強く要望していかつてもございます。

○1番（新山直樹君）

ぜひお願いします。何かがあって入電があっても、沖永良部消防署から空港までは15分か20分かかりますので、それぐらい時間がかかるということは消防署でも確認が取れていますので、早い対応をお願いして③番目は終わります。

次の④番目に移らせていただきます。

計器着陸装置の件なんですけど、沖永良部空港は灯火設備の状況は航空局制定の飛行区分に基準を満たしているから整備をしないという答弁があったと思われんですけど、今年度内、例えば視界不良などで欠航とかした件数が分かりましたら、ちょっと教えてください。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

これは今回、西文男議員からも町政全般の中で質問が出ておりました、欠航等を含めての内容等の質問でございましたが、今日、ご質問がありましたので、今年、令和2年の1月分と2月分、2月分は28日現在ではありますけれども、JACのほうから資料を頂きまして、今年1月分の欠航便数が12便、これは鹿児島から沖永良部の分でございます。沖永良部空港視界不良ということで4回、機材の故障で4回、機材振りができないというところが4回、合わせて12回。2月28日までですが合計8回、沖永良部の天候不良で4回、機材の故障で4回ということで、8回という数字を頂いております。

○1番（新山直樹君）

1月も4回、2月も4回ということでしたが、これはこの計器着陸装置がもしあれば、着陸は可能だったのか。ちょっと難しいですか。

○町長（今井力夫君）

この欠航については、沖永良部の経済活動に非常に大きなダメージを与えるものでございますので、事あるごとに私、県との話合いの中でもこれは出しております。

まず、天候不良によるそのことによって、入客するはずのお客さんがホテルとか観光施設において非常にキャンセルが生じているので、経済に大きなダメージを与えているんだということで、早急にこういうところは対処していかなきゃいけないし、JACに対しましては、飛行機の手配が遅れる、そのことによって例えばどういことが起こるかということ、私は、JACと県に話をしているのは、鹿児島空港

発が例えば1時間も遅れてしまうと、3便は、今の灯火の状況だと飛行機は日没までに離発着しなきゃいけないんです。着いておっても、その出発便がもし日没を過ぎてしまうと出発地へいけないということになるので、そこから逆算して鹿児島から沖永良部に行くのを早々と止めてしまう。欠航にしてしまうんですね。

ですから、こういう状況があるので、せめて滑走路の滑走路灯だけは、計器着陸装置は、以前調べたら4億数千万円かかるんです。ところが、この灯火につきましては、現在LEDを使用しているために大きな財源を必要としないので、これについては早急にしてもらわないと、日没までに我々としては出発できないと、既に鹿児島3便がカットされてしまいますよと。したがって、これに対しての対応だけは早急に取ってほしいということは、再三こちらから要望はしております。

それから、JACに対しまして、機材が間に合わないということだと、それはあなたたちの理論であって、我々利用者ファーストではそれは許されないことじゃないんですかということ、もう少し利用者ファーストという物の考え方で、JACとしては飛行機の運航をしていただきたいというようなことまでは、私のほうで申して提案をさせていただいております。

どういう状況のときに離発着ができないのかというのは、多分、飛行機においては、沖永良部上空まで飛んできた段階で判断をしなきゃいけないことですので、これもパイロットの判断にここは委ねられるところでございますので、明らかに時間オーバーのときには、日没を越すというような逆算がされたときには、これはもう会社側の責任ということになってきたり、また飛行場は、これは沖永良部空港の場合は県の管轄ではないんです。県の責任は問えないんですね。したがって、県が所管する飛行場は鹿児島県においては鹿児島空港しかないんです。あそこにおいては、県が全て、灯火類、計器着陸装置等の責任を負わなきゃいけないんですけれども、沖永良部空港においては県ではないので、県にこのことを提案してもなかなか受け入れられていないのが今の現状です。

○1番（新山直樹君）

県ではないということなんですが、以前の昨年3月の議会でも町長答弁でありました。和泊町長と、まず手始めにやろうと動いているのは計器着陸装置、先に設置したいという答弁もありました。

天気が悪いとき、視界不良に今までかなり着陸ができないことがあって引き返したことがありますということもあって、また、施政方針の中でも、霧とかそういう中でもやっぱり欠航が多く、島民の生活や観光客のスケジュールに支障を来しているということもありましたので。じゃ、これの要望とかは国に出すんですか。

○町長（今井力夫君）

この空港に関しましては、これは設置している沖永良部と、それから空港を管理しているところが実際に見ていかなきゃいけないんですけども、ただ、そこには全く県が関与していないかということとそういうことではございません。地域振興事業の中にこういうのも場合によっては入ってきますので、そういう意味では、全て、県がここから免除されているかということ、そういうことではないと思います。

○1番（新山直樹君）

全て免除じゃないというのであれば、使えるのは使って、申請を出して要望を出して取れる、整備できるのであれば整備をしていただきたいと思います。

ちょっとすみません、これ関連なんですけれども、以前、宗村議員が駐車場の夜間駐車をしないでということとを啓発したと思うんですけれども、その後、またそういう活動とかかされていますか。

○町長（今井力夫君）

ちょっと私のほうの訂正をします。

確認をしてから、詳しく申し上げますので、国土交通省が鹿児島空港の管理下で、こちらのほうは県の管轄に入っているかもしれませんので、ここは確認します。

それから、駐車場等の件につきましては、あそこには和泊町の職員が空港事務所のほうに配置されることになっておりますので、毎回のようになて看板等は設置されておりますので、常に呼びかけ、広報活動はされているものだと思います。

○1番（新山直樹君）

以前、知名町でも防災無線を使ってやったこともありますので、年末もそういうこともあって、職員のところに止める人もいるらしいので、そうなったときにその職員が朝来たときに自分の場所に止められないということもあつたらしいので。

これから3月の末は、もうみんな卒業した学生が出ていきます。見送りする保護者もありまして多いと思いますので、また3月の末あたりぐらいから、知名町のほうでも、そういう空港の駐車場には止めないようにというふうな感じで啓発をしていただきたいと思います。これで④番は終わります。

大きな2番に移りたいと思います。

先ほど答弁にありました。沖永良部事務所建設課に提出し受理されたが、その後、進展がないのが現状ということをお聞きいたしました。すみません、この進展がないというのは、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○建設課長（平山盛文君）

先ほどの答弁でありました進展がないという言葉の意味というか、県としては受

け付けてはありますよという返事だけはいただいたんです。それが進んでいるか進んでいないかというのは、町で確認ができないというか。県としても複数の事業があるので、それ優先順位をつけて実際、実施をしているという段階なので。

町としても、県の会とかでは、要望等はその会の中でのいうか、空いた時間等を利用して要望活動は行っていきたいなと思っています。ただ、現在、実際、前回の要望書が平成26年6月の要望ですからかなり古くて、今どうなっているのかという感じで聞かれる可能性があると思うんです。そうなった場合、やっぱり隔年か、毎年とまでは言わないですけども、隔年ぐらいの地区からの要望書を提出いただければ、またうちのほうとしても県にお願いがしやすくなるなど考えております。

それと、先月なんですけれども、2月21日に再度、知名字の区長さんのほうから、また道路改良の歩道設置ということで要望書を頂いております。これも3月議会が終わったら、また県のほうへ進達していきたいなと思います。

○1番（新山直樹君）

順番的には、まだそこまでは決まっていないという話なんですけれども。28年の9月の一般質問の中で答弁がありましたので、正名字、屋字、その次、知名字から要望書を受けてというふうに、その順番がここには書いてあったんですけども、それから全然そういう動きがなかったので、地域の方からもそれはどうなっているのかというふうには聞かれたんです。多分このときに、今のあっち、その区間はカラー舗装してありますけれども、一応それは仮にということですよ。カラー舗装をやったから、例えば後回しになったとかそういうふうなあれですか。

○建設課長（平山盛文君）

あれは、あくまで現道の注意喚起ということで、改良要望とは全く違うものだと私は理解しております。

○1番（新山直樹君）

先月、また要望書も出たということなので、県のほうに要望活動並びに設置のための活動をしてほしいと思います。あの線においては、グリーンゾーンはしておりますが、歩道がないため、学生、高齢者が非常に危険であると。やはり早急に、危険回避のために道路改良をしてほしいということが、字から地域のほうからあったので、これはちょっと要望しておきたいと思います。

○町長（今井力夫君）

ちょっと訂正をさせていただきます。

沖永良部空港の管理者は鹿児島県ということです。鹿児島空港は国土交通省ということ。

○1番（新山直樹君）

さきに要望はされているということですか。

○町長（今井力夫君）

地域振興事業の中でそれは要望なんです。

○1番（新山直樹君）

大きな3番に行きます。

郵便局から小学校のところまでなんですけれども、郵便局が4時まで利用できるということで、それまで本当に時間帯によっては交通が多くなってくるのかなとは思っております。その中で、注意喚起の看板というふうな表現をしておりますが、やっぱりそれ以上に道路の幅であったり、側溝があった既製品のじゃなくて、現場打ちで側溝がなっているということもあります。

ちなみにですが、あそこの幅員という道路幅というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

道路の幅員は平均約5メートルぐらい、側溝を含んで5メートルですから、側溝を抜いてしまうと実質車道としては4メートルです。そして、側溝も既設の現場打ちはあるんですけれども、ただ、内蓋になっていたり、かぶせ式になっていたり、側溝自体が段差がついていて、それとあと側溝の蓋と蓋の隙間が結構空いている箇所が数か所あって、そこを子供たちが放課後下校時に歩くのはすごく危険だなというふうには感じております。

○1番（新山直樹君）

実質通れる場所が4メートルとなると、離合するときに、確かにどこか1台は側溝の上を乗らないスライドできないときがあるんです。そういう意味でも、やっぱり側溝を整備とか、ある程度補修とか、そういうふうな方法はあると思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

今ご指摘の区間は、特に郵便局から小学校までの間、両サイド、そこには民家やら、それから郵便局の駐車場、それから借家等があるので、その乗り入れ部分が上がっていたり下がっていたり、段差を擦り付けていけないとちょっと厳しい面もあるので。なおかつ、新たに側溝を設置するとなると、そういう事業があればよろしいんですけれども、町単費でやるにはかなりの費用の負担がかかってしまうので、なかなか厳しい面があるかなと思っています。

それと、先ほど申し遅れましたけれども、幅員の中に1か所だけ電柱が道路側に

入っている部分があって、そこに関しては特に幅員が狭くなるので、約50センチから60センチ中のほうに電柱が入り込んでいるので、その部分に関しては車の離合というか、そういうのは多分無理だと思います。どちらかの車が一旦停車して、あと行き過ぎてからまた行くという形で、そういう形の方法しか取れないと思います。

○1番（新山直樹君）

先ほど課長からありましたけれども、あの道路は電柱が途中に立っていたりして、ちょっとスライドするときどこからも譲り合いとかするんですけども、この前見たのは、どっちかが譲ったのに、止まっていると思ったのかそれを後ろから抜いていく人もあって、そういう面では運転者がちょっと、ルール、マナーではないんですけども、何かが分からなかったみたいで。そうやってお互いが止まって譲り合いをしたその後ろから抜いていったりとか、そういったためにはまずは注意喚起とかルールとか、そういうのが必要かなとは思っております。

特に、消防分団の車庫もありますので、そういう感じではあの通りは何かしらの整備をしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

美屋の弁当屋の横の郵便局サイド側のほうの道路、よくそこに駐車している車、停車している車を何度か見かけたことがあるんですけども、多分、郵便局へ寄ってすぐ済むだろうと思って中に入って、お客さんがいたらもうかなり時間、駐車、停車していると。そういう関係で、その奥には当然、小米の消防分団の消防車の出入口があるので、そこは本当にもう絶対駐車させてはいけないと思います。それに対して町としても、何らかの対策というか、駐停車禁止の標示は何らかの方法で考えていきたいかなと思っています。

○1番（新山直樹君）

ぜひ、それはお願いしたいと思います。

消防車庫があるということは、いつ、どんなときに出勤するか分かりませんので、前に止められたら奥からタンク車が出てこられないので、そこら辺はやっぱりしっかりとした、そういう町道ですので管理者の下でやってほしいと思います。

あと僕が言っていました路面に標示というのが、こういう感じで通学路であったり、歩行者注意とかこういう感じで、例えば郵便局の横の入り口とか、そこら辺で先にこういう印をしておけば、曲がったときにも子供なんかも後で見える確率が高いと思いますので。みんな曲がってから、子供がおったとか、いろいろびっくりすることもあるので、こういうこともできるんじゃないかなと思いますけれども、こ

ういう標示とかというのはどうでしょう、できるんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

うちとしても、再度現場を検証してというか、子供たちの動きとか、それから当然、郵便局の角と、それとあと小学校の校門の近くに曲がり角、カーブがあるんですけれども、そこに関してはもう子供たちの視線では、対向車というか車が多分死角になって見えない可能性があるんで、そういうところを子供たちの目線でもう一度考えて。それからあと、当然うちだけの問題ではなくて、関係課、例えば小学校の教員の方、保護者の方、それから学校教育課等と現場を検証してみて、どういう方向で注意喚起を促せるかどうかを検証してから、方法は考えていきたいと思っております。

○1番（新山直樹君）

現場を見て、また検討していただきたいと思います。できることしかできないとしか思っていないので、無理にでもやってもできないのは分かりますので、まずは現場を見て、本当にどの方法がいいか、皆さんで検討していい対策を取っていただきたいと思います。

それと、小学校の正門のところまでということ、ちょっとすみません、関連ですが、12月議会のときに、大蔵議員からちょっとあったと思いますが、知名小学校のところに古い校門が残っていると。あそこを撤去して、何かスロープなり何なり形を造ってくださいというふうな要望があったと思います。その後、どういうふうな検討をされているのか、ちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

その箇所については、大蔵議員からもございましたが、地域の方からも要望がございました。学校教育課のほうで、どのくらいの距離があるのか、それから高低差がどの程度あるのか、勾配がどのくらいになるのか、その辺を調査いたしました。

現在、町道から階段を8段ほど下がり道路のような形になっています。地籍上は学校敷地ということになっております。道路という表示ではございません。その学校敷地で8段ほど下がり勾配になっているというところですが、そこから学校までの距離が52.5メートル、町道からあそこまでの高低差がおよそ8.7メートル。現在、8段下がり勾配があるわけですが、それを階段をなくして道路に擦り付けた場合、計算いたしますと16.8%、かなり勾配のきつい道路になります。

道路構造令でいきますと、標準が9%、特例値で12%、特例値をかなり超える勾配になるということです。ほかにも調べたんですが、旧建設省の工事用道路、工

事用道路という大きな現場になりますと荷物の運搬とか道路を造りますけれども、その最大値で15%程度。それから、農林省の林道、これの特例値が14%。これらの特例値をかなり超える勾配になって、道路として設置した場合には、かなり厳しいだろうということで、調査の結果でした。

○1番（新山直樹君）

8段あって、それをパーセントにしたら16.8%ですか。スロープ的にはちょっときついのかなとは思いますが、あそこも全部壊すんじゃないくて、真ん中でもスロープをうまく造るなり、全部が全部取らなくてもいいのかなとは思いますが、また検討されて、いいふうにしていきたいと思います。

あとそれから、宗岡薬局さんの横から入る小米の公衆トイレに行く道路あるじゃないですか。あそこは町道扱いですか、私道扱いですか。

○建設課長（平山盛文君）

すみません、確認してからまた後でお答えします。

○1番（新山直樹君）

あそこも、もし町道であれば、あそこの放課後児童クラブに行っている子供なんかはあっちからも行ったりする子がいるみたいですので、やっぱりあっちにもちょっとしたカラー舗装なり、何か目印をやってあげればいいのかと思います。

あと夕方、あそこ、結構駐車が多いと思います。多分、あっちの美屋さんの横の駐車場に入らなくてその道路に止めたりとかそういうのもあるので、子供が、車が止まっているから道路側を歩いてこようとするので、そういうのも危ないのかなと思うので、そこら辺の注意喚起というのもお願いしたいと思います。

今回は、取りあえず3点出させていただきました。地域の要望であったり、住民の皆さんの声であったり、一つでも実現できるようにお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、新山直樹君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日4日は、午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。お疲れさまでございました。

散 会 午後 4時09分

令和 2 年 第 1 回知名町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 3 月 4 日

令和2年第1回知名町議会定例会議事日程
令和2年3月4日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①名間 武忠君

②西 文男君

③外山 利章君

○日程第2 議案第2号 令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）について

○日程第3 議案第3号 令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○日程第4 議案第4号 令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○日程第5 議案第5号 令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○日程第6 議案第6号 令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第7 議案第7号 令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第8 議案第8号 令和元年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	新山直樹君	2番	外山利章君
3番	根釜昭一郎君	5番	西文男君
6番	宗村勝君	7番	大藏哲治君
8番	中野賢一君	9番	今井吉男君
10番	福井源乃介君	11番	奥山直武君
12番	名間武忠君	13番	平秀徳君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員 of 職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井力夫君	会計管理者兼会計課長	大山幹雄君
副町長	赤地邦男君	税務課長	甲斐敬造君
教育長	林富義志君	町民課長	元栄吉治君
総務課長	瀬島徳幸君	保健福祉課長	新納哲仁君
総務課参事	村山裕一郎君	保健福祉課主事	今井秀忠君
企画振興課長	高風勝一郎君	水道課長	山田悟君
農林課長	上村隆一郎君	子育て支援課長	安田末広君
農業委員会事務局長	元榮恵美子君	教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	迫田昭三君
建設課長	平山盛文君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	榮照和君
耕地課長	窪田政英君	中央公民館長兼図書館長	前利潔君

△開 会 午前10時00分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

昨日の新山議員の質問について、企画振興課長から追加の説明がありますので、許可します。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

おはようございます。

昨日の新山議員の空港に関する質問の中で、他の空港の発電機の設置状況、それからAEDの設置状況が分かればというご質問でしたので、お答えをいたします。

まず、発電機の設置状況ですが、奄美空港、徳之島空港、与論空港に問合せをいたしました。奄美空港と徳之島空港は設置をしておりますと。2日前後稼働できる程度の発電機は設置をしておりますという返事でした。与論空港に関しましては設置をしていませんというふうな回答でございました。

それから、AEDの設置状況につきましても、同3つの空港のほうに問合せをいたしまして、どの空港も設置をしておりました。奄美空港は2台、徳之島空港と与論空港は1台という状況でございました。

以上でございます。

△日程第1 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第1、一般質問を行います。

名間武忠君の発言を許可します。

○12番（名間武忠君）

インターネットをご覧の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。

毎日のように報じられている新型コロナウイルスの早い終息を願っております。

それでは、議席番号12番、名間武忠が次の3点について質問をいたします。

1、元気、活力ある地域・集落づくりについて。

町の発展は、地域・集落の元気・活力ある社会活動を必要不可欠と考えられる。本町は、人口減少、少子高齢化の進展や、地域活動の牽引者となる青壮年の減少に

よる集落の社会活動や通常の社会生活に支障を来しつつある。町内 21 集落が活力ある地域・集落づくりを行うことへの支援についてお尋ねいたします。

①人口の 50%以上、65 歳以上の高齢者を示す限界集落の有無及び合計特殊出生率の数値について。

②現在、活動している地域おこし協力隊について、令和 2 年度以降の継続が行われるのか。

③集落支援員の導入について。総務省が進めている集落支援の一環として、国の財政措置、支援員 1 人当たり 350 万円を上限とする支援や情報提供等が実施される集落支援員制度の導入を図れないか。

④各集落担当の職員配置について。集落と行政の情報の共有、区長との連携や地域・集落づくりを支援する体制として、職務担当に役場職員を配置できないか。

2、公共施設の適正管理について。

(1) 町民は、各種イベント、会合や大会等の駐車に不便を来している。各施設の駐車スペースの確保に駐車場敷地内を改善できないか、お尋ねします。

①中央公民館南側の駐車場は、公民館、図書館、フローラルホテルやフローラル館利用者の使用も多く、早急に舗装、車止め等の安全対策の整備をできないか。

②町民体育館の西側と南側は、道路及び駐車場として利用されている。しかし、現状は、砂利道で凸凹、雨天時に水たまりとなり、通行に支障を来すとともに危険性も高い。また、駐車スペースも雑草、未整備により狭い状態となっている。道路、駐車場として早急な整備をできないか。

(2) 公共施設の適正な維持管理について、民間、NPO 団体への譲渡、貸付けを行うことが有効な民間活力となり、財源確保とともに防犯にもつながると思われる。次の施設の今後の管理、活用についてお尋ねいたします。

①大山野営場内のバンガロー、キャンプ施設の利用状況及び整備について。

②武道館は、一部を弓道場として活用されているが、本体は、平成 16 年の台風被災後の老朽化が著しい。今後、改修の有無及び民間、NPO 等による活用に向けた公募はできないか。

③令和 3 年度末完成予定の役場新庁舎への移転に伴い、現庁舎の建物・敷地の跡地利用の計画について。

3、文化ホール周辺に公共施設の集約化について。

役場新庁舎移転後の文化ホール周辺に、現在、策定中の令和 2 年度から開始される第 6 次総合振興計画に老朽化の著しい中央公民館や包括支援センター等、行政施設の集約化計画についてお尋ねします。

以上。

○町長（今井力夫君）

それでは、場内の皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの名間武忠議員のご質問に回答してまいります。

まず、1番目の①から回答させていただきます。

なお、大きな2番の（1）番の①、②、それから（2）の②につきましては、教育委員会所管事項ともなりますので、教育長のほうが答弁いたします。

①人口の50%以上、65歳以上の高齢者を示す限界集落の有無と、及び合計特殊出生率の数値についての問合せでございますので、令和2年1月1日現在の知名町の人口が5,869名、そのうち65歳以上の人口は2,141名、高齢化率は36.48%となっております。最も65歳以上の高齢化率の高い字は58.33%で、いわゆる限界集落と言われる50%を超えている字が5字あります。合計特殊出生率につきましては、前回、国が公表しました数値としまして2.02%となっております。

次、②についてですけれども、現在活動しております地域おこし協力隊について、令和2年度以降の継続についてでございます。

現在、活動中の2名の隊員につきましては、知名字で活動している1名は、3年の任期を終え、3月いっぱい島を離れる予定になっております。田皆字で活動しております1名は、最終年度の令和2年度は教育委員会へ所属を変更し、任期終了後の活動を見据え、島留学制度の設計や受入れ住宅の整備、アフタースクールの設計、運営等を活動の中心とする方向で考えているようです。

新たな次年度以降の地域おこし協力隊の採用につきましては、来年度、令和2年度から2名を採用する方向で作業を現在進めております。1名は企画振興課に在籍をさせ、ふるさと納税や情報発信業務などを行う予定でございます。あと1名は教育委員会に在籍をさせ、上城小学校の教員減を補完、及び上城小、田皆小学校への英語教員、さらに島留学、アフタースクールのサポートなどを行う予定として考えております。

③集落支援員についてでございますけれども、集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握を実施することを目的とした職務でございます。議員ご指摘の町の発展は、地域・集落の元気・活力ある社会活動が必要で不可欠でありますことは十分認識しております。

そのため、集落の主体性を尊重しつつ、区長会等を通じ、集落の在り方について話し合う場を持ち、必要と認められる施策を考えることや、字として集落支援員を推薦していただけないかなどを踏まえ、そういうものを検討していただきたいと思えます。

④各集落担当の職員配置とありますが、行政情報の共有につきましては、区長会を通じ行事や依頼等を行っております。地域づくりには、常日頃から職員へ集落活動への積極的な参加を促しております。また、台風などの災害発生後は、区長と連携し、その被害等の把握に努めるべく担当職員を配置しております。

青壮年の減少による集落の社会活動や通常の社会生活に支障を来すおそれについて危惧されておりますが、まずは集落内で課題に対してどのように取り組むべきであるかを話し合ってくださいことや、従来どおりのやり方が通用しなくなっているのであれば、地域コミュニティーなどの再構築を図ることなども重要だと考えております。

大きな2番の①、②につきましては、先ほど申しましたように、教育長答弁となりますので、公共施設の適正管理について、私のほうで回答します。

大山野営場のバンガロー等の管理等につきまして、大山バンガローの過去3年間の利用状況について申し上げます。

平成28年度が6組、10万5,000円ほど収入があります。平成29年度は12組で25万200円ほどです。平成30年度は8組、19万6,960円。本年度は2月末時点で10組、20万2,820円となっております。近年は、ケイビングなどの観光に來られる団体の利用が増え、利用者は増加傾向となっております。

キャンプ施設の利用状況につきましては、平成28年度が2組、1万7,200円。29年度は3組、1万9,780円。30年度は1組で1,720円。今年度2月末時点では、利用者はおりません。29年度以前は、自衛隊の訓練による利用がございましたが、30年度以降は、訓練による利用はなく、減少傾向となっております。

整備状況につきましては、バンガロー、キャンプ施設ともに清掃や必要最小限の修繕を行い、利用者受入れに支障を来さないように努めております。

施設整備から20年以上が経過し、老朽化や劣化が進んでおりますが、町民や観光客に安全に楽しく利用していただくよう適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

②につきましては、教育長答弁でお願いします。

③につきまして、現役庁舎の跡地利用について、まちづくり町民会議に諮っているところでございます。現時点では、具体的な方向性は示されておりませんが、同会議内にて、新庁舎建設場所の答申における附帯事項といたしまして、商店街を含む町の活性化課題等について検討することとなっております。商店街振興や町の活力となるものを想定して考えております。

3番目、公共施設の集約化等につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設等個別施設計画において、今後の方針を示しております。その中でも中央公民館や地域包括支援センター、保健センターについては、利用度が高く、また老朽化が著しいため、建て替えや集約化について早急に検討、対策を講じる必要がある施設という位置づけとなっております。

したがって、老朽化の著しい中央公民館や地域包括支援センター等の行政施設につきましては、今後、町民まちづくり会議や町民説明会などを通し、町民の皆様のご意見を伺いながら、集約化を行う施設やその建設場所について検討してまいります。

以上で、私の回答を終わります。

○教育長（林 富義志君）

おはようございます。

それでは、私のほうから名間武忠議員の質問に答弁いたします。

大きな2番の(1)の①ですが、中央公民館の南側の駐車場をホテル関係者が利用する頻度は、週に数日、宿泊客のレンタカーが一、二台駐車している状況にあります。しかし、フローラル館で催しがあるとき等には満車状態になりますが、それも大体月に一、二回あるかどうかの状況です。通常は公民館、図書館利用者が多く使用しているという状況です。

この駐車場は、ご指摘のように路面が凸凹になっているため、雨の日に水たまりができて、利用者に非常に不便を来していることは確認しております。現在進めている新庁舎建設の後には、中央公民館の建て替え等の構想が出てくることも考えられ、財政が厳しくなっている状況で、多額の費用を要するアスファルト舗装や車止め等の整備はできませんが、水たまりができないように路面補修を行い、砂利舗装と、それから景観に考慮した植栽による安全対策の整備をしたいと考えております。

(1)の②町民体育館の駐車場の件ですが、町民体育館敷地内の道路・駐車場の整備につきましては、過去に整備してきた経緯もありますが、大型台風の襲来等により被害を受け、長期間の維持管理、現状維持が非常に厳しい状況があります。必

要に応じて建設有志会のボランティア等により、これまで除草や凸凹箇所の補修を行ってきているのが現状です。

財政を勘案しつつ、また、今後も建設有志会との協力も仰ぎながら、危険性の除去、環境美化に努めていきたいと考えております。

(2)の②の武道館の活用の件ですが、武道館の活用については、さきの今井議員にもお答えいたしました。現在、武道館は1月からスケートボード愛好者に必要な条件を付して無料で使用を許可している状況です。そこを整備する場合においては数千万円かかるということで、今後もまた大型台風の頻発な発生によって被災することも予想されることから、費用対効果においては、現在の場所での再整備は非常に厳しいと考えております。

したがって、NPO、民間活用等に向けた公募につきましては、再整備ができないこと、それから、防災面での安全が確保できない等の理由により、町としての貸出し条件が整わないので、公募については厳しいと考えております。

以上です。

○12番（名間武忠君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

1についてですけれども、1の①限界集落が5集落あるというようなことですが、ぜひこれは集落によって21集落差があるということでもありますので、それぞれ人口の差、あるいは地域の条件のよさ悪さ等もありますので、それぞれに合った振興方法があるかと思っておりますので、その点については行政と集落が十分に話し合いをして進めていただきたいなと思っております。

あわせて、合計特殊出生率が2.02というようなことで、国は1.44という数値で、知名町は2.02というのは大変高い数字だというようなことで町長のほうが話されておりますけれども、確かにそのような思いがいたしております。ただ、本町の人口減の理由を見ますと、転出される人口と転入される人口の差が大きいというようなこと、それから沖高が、今年の卒業生を見ても81名のうちに島内で2名しか残らない、79名は転出されるというようなことからあろうかと思っております。それから、誕生と亡くなる方の差も大きいというようなことになろうかと思っております。

そこで、人口推計が出ておりましたけれども、2040年には4,000人を下回る、あるいは2045年には3,409名という具体的な数字が出ておりますけれども、このような人口が減っても、減った状況での町をどうするかということが大きな課題になってくるだろうと思っております。

①については、ぜひ合計特殊出生率に影響する結婚、出産、子育て支援に力を入れていただきたいと思いますし、高齢者支援については、これまで町のまちづくりに頑張っていたいただいた高齢者についても、ぜひ支援をしていただきたいと思います。あわせて、現在の現役世代の皆さんの評価と、あるいは現役世代の皆さんがいろんな事業等に従事しよう、あるいは何らかの活動を行おうというような環境づくりについては、町としては積極的な支援をしていただきたいと思いますということを要請をして、①については終わりたいと思います。

②ですが、地域おこし協力隊は、2名のうち、1名はこの3月まで、あと1名はあと1年の任期があるということで、それにあと2名が加わるというようなことで、計3名なのか、2名なのか、どちらでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

知名度で活動しております方が、今月3月いっぱいということです。それからもう一人、田皆字の方がもう一年残ります。そして、新たに2人の方を採用を予定しております。ですので、令和2年度につきましては、3名、協力隊がいる予定としております。

田皆字で活動している方の1名につきましては、出産、育休等で休業しております、その分延びて来年3月までという任期ということでございます。

○12番（名間武忠君）

そうすると、実質は3名在籍しているというような理解でよろしいわけですね。これまでは、先ほどのように田皆、知名という集落に配置をしておったわけですが、先ほどの説明ですと、町に配置をするというようなことの理解でよろしいわけですか。作業については、先ほどのふるさと納税等の問題、あるいは教育委員会関係の問題に従事させるというようなことの理解でよろしいわけですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

そのとおりでございます。今回の2名につきましては、1名は企画振興課に在籍をさせて、主にふるさと納税と知名町、あと沖永良部島の情報発信を中心に進めていきたいというふうに思っております。あと1名につきましては、教育委員会に在籍をさせまして、上城小学校の補完と併せて島留学、あと英語教諭という履歴も持っておりますので、そのあたりをサポートしていただくというふうな考えを持っております。

○12番（名間武忠君）

願望としてなんですが、この地域おこし協力隊については、それぞれの地域での活動を行いながら、将来的には地域への定住等が期待をされておったわけなんです

けれども、残念ながらこれはかなわなかったというようなことです。あわせて、これから集落にそれぞれの隊員を配置されておったわけなんですけれども、今後は先ほどのように町のほうに配置をされるというようなことですので、また違った方向での活躍が期待されると思いますので、大変いいのかなという思いをいたしております。

ちなみに、特別交付税の措置をされるということでもありますので、これらの確認というのはできるわけですか。400万円の支援金があると思いますけれども、特別交付税というようなことです。これはできるわけですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

地域おこし協力隊の特別交付税措置についてですが、私どもの総務課のほうで特別交付税の調べがあるときに、その協力隊の経費に幾らかかったということで、県を通じて国のほうへは申請しております。ただ、どれだけ額がはっきり正確に入ってきたかということは数値が示されておられませんので、実際の額が幾ら入ったかについては把握ができておりません。

○12番（名間武忠君）

国のことですから、多分、特別交付税で算定されておるものだと思います。

②番は終わりました、③の集落支援員についてお尋ねします。

町ではまだ検討されていないというようなことのようにですが、この集落支援員については、先ほどの地域おこし協力隊とは違って、何か違うというわけなんです。町長は、集落のほうで検討していただきたいということのようですが、29年にその法ができて、変わりました、国、県、町それぞれの役割を決めてあるわけなんです。町は集落支援員の設置要綱を策定する。それに基づいて委嘱をする。県はそれら集落支援員について、あるいは地域活動に関するもろもろについて情報を提供する。国は財政支援を行う。この財政支援が、この集落支援員1人について上限を350万円、それから、これは専任なんですけれども、兼任については40万円出されると。

内容を見ますと、協力支援隊とは違うのが、これは都会から地域に派遣されるというようなことじゃなくして、それぞれの市町村に在住する皆さんから委嘱するというようなことになっておるようであります。そうしますと、財源的にも、先ほどのように地域おこし協力隊は400万円入っているだろうと。この集落支援隊についても専任にすると350万円、これはどういう人でも構わない。先ほど説明があったように、地権者であるとあれば、今、区長さんなどがしておるものと兼ねて、兼務として40万円の支援金が出るというようなこと等があると、使わない手はな

いだらうと思うわけなんです。

これ全国を見ますと、専任が1,391名、兼任が349人。1,740人で全国の市町村は1,718市町村ですので、ほぼ1市町村1人がこのような制度を利用していると。国から支援をいただいて、それぞれの集落で活動されているということです。改めて財源的な面も含めて、この集落支援員の導入を図る必要がありそうですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

国の制度、集落支援員制度については、財源的な助成があるということで注目するところではあります。

ただ、その支援員ということについても、各字それぞれの課題があると思います。その課題を見極めた上でどのような支援をしていくか、そういうところをちゃんと押さえていかないと、ただ公募して、こういう人材が来たから支援員として雇えるわけではございません。こういうことについては、各字、21集落、区長さんがおります。その方々もいろんな形で地域の実情を知っているわけです。そういう方がおります。

そういうところで、また、このような支援員制度を町が主体的に取り組むかどうかについては、今後、導入している市町村等がありますので、そこら辺の実情等も調査した上で検討を図っていききたいと、そのように思っております。

○12番（名間武忠君）

そこなんです。なかなかまだ町が、それぞれの地域にどのような方向性を見いだすかというのはまだ分かっていないと。だから、それが分かってから入れるということじゃない。それを分かることを、その地域で集落支援員を入れて話し合いを持って、じゃ、どのような方向でこの集落は進めようかということ話し合う場をつくるわけなんです。だから、決まってからやったんでは、その集落支援員を配置する意味がなされんと思うわけなんです。

それらのものを話し合うために、集落支援員をその集落に配置して、どのような集落づくりをするかというようなことを決めるということになるわけですので、それらのものを行政とも話し合う、あるいは④番目に出てくる役場職員の各集落担当者の配置をされた皆さんとも話し合っ、じゃ、将来の集落をどのような方向に導くか、どの方向性に進めるかというようなことを話し合う場を持ったりするのがこの集落支援員なんです。あらゆるものを点検するとか、そのようなものがあるので、決まってからじゃなくて決めるためのものにその人たちを活用するということが必要だと。町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

この集落支援員の制度をどう活用するかということですが、まず、それぞれの字においてこういう課題があって、この課題を区長としてはどういう形で解決していきたいのか、また、字民としては、この課題についてはこんな方向で進めていきたい、そのためにはこういうふうな人材が必要であると、これらのものが全部出そろった段階で、じゃ、町としてこの字においては集落支援員をこういう形で活用したいという要望がございますので、県に我々はそれを申請していくことが道筋ではないかなと思っております。

まず、それぞれの字において、自分たちの字を活性する、活性化を図っていくために、私たちとしては今、区長だけの力ではこの部分が足りない。区長プラスもう一人何かの力が必要だと。そのためには我々はこういう行事を、またはプランを持っているんだと、そういうものがまず各字から出てきて初めて我々が、町としては、じゃ、その字と集落担当もしくは総務課職員等も含めて検討会を開いた上で、そこに集落支援員を配置するのかしないのかというのを検討した上で申請すべきではないかなと私は考えます。

○12番（名間武忠君）

そのようなこともあろうと思っておりますけれども、私はまた違った意味で、そのようなものをどのような方向で探していくかというようなことなんですよね。各集落がいろんな迷いがあるだろうと、どのようにしていったらいい集落ができるのか、字ができるのかというようなことについて、じゃ、今課題は何なのか、そのようなものを話し合うというようなところに、この集落支援員を活動されるものだと理解をしておりますけれども、執行部の皆さんとのちょっと違いがあるのかなという感じがするんです。

全国で先ほど申しあげました1, 740、それぞれの地域が入っておりますので、ぜひ前例を見て、いいところがあれば導入をしていただきたいと。町が財源を負担するわけじゃないので、国が見ますよと、県も指導しますよということですので、これをやらない手はないと思っておりますので、これはぜひやるというような方向で検討していただきたいと思っております。

④にいきます。

集落担当の職員配置について、これは先ほど台風時にはそれぞれ1名が配置されておるわけなんですけれども、町長の施政方針、あるいは今策定中の第6次知名町総合振興計画の中でも、このような項目があるわけです。これは町長が昨日も施政方針で話されましたが、町民と行政が共につくる安全なまちづくり、そしてその中

には行政が町民と共に働いて、協働の体制を構築しながらまちをつくる、そして地域コミュニティ推進の支援を行いますよと。町長は昨日の施政方針で方針を発表されたわけなんですけれども、そのようなことからしても、ぜひ行政役場職員の集落担当者を設けて、それぞれの集落の先ほどありました支援員を含めて、いろんな課題は何なのか、どのような方向でこの集落をよくしていくのかというようなことは話し合う場が必要なんです。

今、話がありましたように、まちづくり町民会議、あるいは町長がそれぞれ年に1回行政報告等を行っておりますけれども、それらも大事なんです。ただ、1年平常にそれぞれの字を見る役場職員が行政と連携をできる立場になるわけですので、そこについて行政の配置は必要だと思うわけなんです。改めて、町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

私、これからの財政難が非常に厳しい、そして、それぞれの地域において人口減少が著しい昨今において、どういうふうにしてその地域の活性化を図っていくかということを考えたときに、これまでのような町が全て用意をして整えて、さあ皆さんでお使いくださいと、そういう時代は終わっておりますよということを申し上げました。

これからの時代は、自分たちの字を、自分たちがどうこれを生き生きとしたまちに、地域にしていくかというのは、そこに住んでいる当事者がまず一番最初にやらなければいけないことだし、一番分かっているのは、その字に住んでいる人たちだと思うんです。その住んでいる人たちが、では、我々としてはこういうことをしていきたいとそういうものが、例えば皆さんの区長会の話合い月に2回ございます。そういう区長会の話合いの中で、例えばテーマを決めておいて、我々の地区ではこういうふうな課題に対してこう取り組んでいこうと思っているけれどもと、そういう情報交換が区長会の中でなされて、そこから、じゃ、ここに役場職員の力も欲しいと、こういう面では欲しいんだと、そこまでの具体的なものが出てきて初めて役場職員が入っていけるのではないかなと思います。役場職員が地域づくりを指導していくと、そういう時代ではないと。

まずは、それぞれの地域が自分の地域はこういうふうにしていきたいと。それを地域の私の字においてはこういう独自性を持って取り組んでいきたいんだと。それをはっきりと出せるのは、私は住んでいるその地域の人だと思うんです。その人たちが、これだけのことは我々でもできる。でも、ここからこの先は我々では難しいところがある。例えば財政面で、ここに対しては町にバックアップをしていただき

たい、そのためには、役場職員を通じて、あなたからも町全体にこういう働きかけをしてほしいとか、またはこういう話合いの中に町幹部の皆さんも入ってきていただきたいと、そういうふうな話合いがあって、私は行政と町民が共につくるまちづくりというのが仕上がっていくのかなと思っております。

以上です。

○12番（名間武忠君）

よく町長が、自助、互助、公助という話をされます。確かにそのとおりだと思うわけなんです。ただ、最初は、自助は厳しいんですよ。ある程度の環境づくりをする公助をしながら、じゃ、それぞれ環境づくりは支援しますよと。あとは自助も必要ですよと。それ以外でしたら、また互助も必要ですよということは分かりますが、じゃ、皆さんとは自助が大事です、互助が大事ですよというようなことで、町は第三者、あるいは外から自助、公助が行き届くまで見るというような今感じを受け取ったんですけれども、そうではなくて、やっぱり環境づくりは大きな公助、例えば財政も必ずかかるかもしれない。そこら辺りのバックアップは町でないといけないわけですので、そこら付近はやっぱりバランスの取れた自助、互助、公助の方法を見直して、その地域にもぜひ今言ったような支援をしていただきたいなと思っております。

このような文言もありました。21の暮らしを大切にしますよというような総合振興計画で載っていますけれども、確かにそうなんです。21の集落をするためには、字だけではどうしようもないんです。それが先ほどありました限界集落になりかねない。あるいは準限界集落になりかねない。さらにはいろんな元気のある、活動できるような集落には難しいというようなことがあるので、公助としてやらなければならないのが今だと思うわけなんです。これがもうなくなってしまっただけからは、後は大変なエネルギーが必要だと思うけれども、今厳しいときにこそ行政が手を差し伸べる必要があると思いますので、これはぜひ考えていただきたいと思います。

○町長（今井力夫君）

説明が不足していたかもしれませんが、決して行政が蚊帳の外から眺めるという意味で私が申し上げたのではございません。一番その場所を分かっている人たちが、まずこれだと、ここを我々は突破口にしてやっていきたいと、それがはっきり言えるのはそこに住んでいる人たちだと思うんです。そこに私たちも大いに参加して、一緒につくっていくのには協力していきますよと。その中でどうしても、先ほど申し上げましたけれども、財政的なものが必ず絡んできます。そこは町としてはしっかり責任を持ってやっていきますよと、これが公助の部分だと思っており

ます。

それから、限界集落というのを、先般ある本を読んでおりましたら、限界集落、これはただ単に国が数字上のもので人数の上から出したものであって、これはある限界集落と言われたところの人の発言です。我々は、決して限界集落などとは思っていないんだ。たとえ1,000人しかいない町なんだけれども、とてもじゃないけれども、我々は意欲を持ってこの町を、この村を盛り立てていこうという気力は十分持っている。数字の上で我々は限界集落と言われてもらっちゃ非常に困る。

その意味は、各字の区長さんをはじめ、各字の皆さんも持っていらっしゃると思うんです。私は、この限界集落という言葉にさほど迷わされる必要はないと思っております。そこに住んでいる人たちが、私たちこの21字の中のこの字はこういう特色を持っているんだと。これだけの文化財を持ってあって、この伝統文化を我々は決して絶やすことなく、この文化をこの字の中でしっかりと根づかせて、そして将来にわたって引き継いでいくという、そういう強い意思を持っていらっしゃると思いますので、そういうところにおいては、私は限界集落、政府が数字の上で言っているような限界と、消えゆく町、村と、そういうふうな感覚は決してないのではないかなと思っております。

○12番（名間武忠君）

私も確かに限界という言葉にはある程度、違和感を感じておりますけれども、確かに町長のお話は理解をいたしております。ただ、このような状況だということはぜひ理解をしていただきたいと思います。

それでは、これで終わりました、次の2の公民館の駐車場の整備。

教育長も行ってご覧になったと思いますけれども、駐車が回数が少ないとか、あるいは公民館の建て替え云々とありましたけれども、町民は今困っているんですよ、実際。昨日、おととい、水たまりに車を止めることになるんですよ。そのようなことで、これがやっぱり町民目線だと思うわけなんです。

今、総務課長、財政の話もありましたけれども、財政調整基金が今12億2,000万、約3,000万円近くありますよね。今年取り崩す2億5,000万円はあるんだけれども、このような貯金がある中で、町民が今やってほしいというようなこの公民館のあの多額の金額という話がありましたけれども、例えば12億円、あるいは各家庭でもそうだよ。自分の庭先があるいは玄関が、これはとてもじゃないが不便を来している。あるいは入りづらいついとか、あるいはどうかねというような状況の悪いところをそのまま置いておくわけじゃないと思うんです。これがやっぱり町民の感覚だと思うんです。ずっとそのままではいけないと思

う。

舗装はできないというような、安全対策はできないというようなことですが、舗装もぜひ今言ったような金があるわけですので、これはどうでしょうか、費用対効果とも言いますし、今やらなければ、あのままでずっとおいていかなものかなという感じがするんですけれども、どうでしょうか。少なくとも、今のうち、やはりそこは面の整備はする必要があると思うんですが、これは早急にしてほしいわけなんです。もう6月になったらまた梅雨どきになりますので、梅雨どきまでにできますか。

○教育長（林 富義志君）

駐車場については、実は2月の早い段階で、今年度の教育予算の中から施設整備費の中で少し余ってこないかなという想定で、すぐ砂利を敷いて水たまりをなくしたいというふうに指示いたしましたけれども、砂利程度の舗装では水たまりは解消できないと、きちっと路面修正、それから排水対策をしないとこの水たまりは解消できないということで、急遽すぐはできなかったんですが、先ほど回答しましたように、路面修正して排水対策もして、水たまりができないでフルに駐車場を使えるようなことはすぐやりたいと思っております。

○12番（名間武忠君）

ぜひやっていただきたい。町民のこれは使うほうの立場なんです。皆さんも、町長、教育長も、ぜひ車を止めに行ってみていただきたいと。なかなかそういう機会がないでしょうからね。水のど真ん中に車止めるわけにいかないですよ。

それと、安全対策をやっておかないと、道路との段差がありますので、これは万が一の場合は大変だと思いますので、安全対策をしていただきたい。

それと、小学校との間で図書館の東側に防護柵があるんですけれども、ぜひ触ってみてください。鉄製ですので、もう今にも崩れるんですよ。ぜひそこも確認をしていただきたいと思います。

やるんだったら、公民館長が手を挙げましたので、公民館長のやる意欲を、じゃ短めをお願いします。

○中央公民館長兼図書館長（前利 潔君）

やるかどうかは教育長の答弁のほうで、一応、公民館の現状を1点。

フローラル館駐車のときに満車になると図書館の職員が使えません。業者も使えません。そして東側つき、各学校の図書障害者もいますから、満車になるときに全く図書館が各小学校司書がいますよね、障害者も。後ろ側から横づけしてやりますから、図書館利用という視点からも、ちょっともう一度整備する必要があると思

います。

以上です。

○ 1 2 番（名間武忠君）

やるというようなことで私は理解しましたので、あと公民館長も3月で定年を迎えるということですので、まだあと二十数日もありますので、ぜひ努力していただきたいなと思っております。

それでは、町民体育館の駐車場に移りますが、行ってみたらもう大変なんです。これが町のスポーツ施設の公民館と同じように、公的施設の駐車場なのかと、あるいは道路なのかというようなことで、他の市町村から来る大会等ではびっくりされると思うわけです。これもぜひ整備をしていただきたい。もう取りあえずこの2か所とも現場確認を、町長、教育長、それぞれ関係部署の皆様も見ていただきたい。町民がどのような強い思いをしているか。そこら辺は行ってみないと分かりづらいなと思っておりますので、見ていただきたい。

体育館についてもしかりですので、早急な整備についてはお願いをしたいと思います。面積自体はあるわけなんです。ところが、整備がされていないので駐車確保がされていない。あわせて、町道があそこには走っておるわけですので、特に小米古里線は多い、あるいはまた近くには民有地もあるわけですが、そこに駐車しているというようなことになるといかなものかと思っておりますので、早急にそれらの解消をしていただきたいと、強い要望、要請をしておきます。

それでは、2の公共施設の適正管理について。

先ほど①の大山野営場については使われておるようではございますけれども、バンガローはこれまで40回、キャンプは6例というようなことになっている様ですが、キャンプ地はすごく状況が悪いわけなんです。壊れたままになって水道水も出ない。いろいろな腰かけ等ももう壊れたままの煩雑にそのままの状況で置いてあるわけなんですけれども、なかなか使える状況ではないと思うわけなんです。現場を見ていただいて対処していただきたいと思っております。

バンガローについては、先ほど自衛隊の利用活動もあったという話なんですけれども、町民はあまり知らないんじゃないかなという気がするわけなんです。ぜひ、このような施設があるよと、たくさんの方が使って、それぞれの施設としての価値が出るわけですので、どうでしょうかね、広報等において改めて宣伝などをしていただきたいなという、これは要請をしておきます。

武道館、十数年間使われたことのない武道館としてもスケートボードに使われておるということで、私どもも大変喜んでおるところであります。また、使うほうと

しても、いい箇所があるのでよかったなという思いをしておるわけなんです。

それで、次の点について確認。無償だと、使用料は。それは大変いいことだなど思うんで、ただ公の施設ですので、何らかの使用料は必要かなと思うわけなんですけれども、ただ試験的にというようなことですので、それは将来的には発生するのかなという感じがするわけなんです。ただ、占用許可とか、公共施設としての使用料の契約などは、やっぱりやっておく必要があると思うわけなんです。あわせて、老朽化が激しいので、何らかの事故等があってはいけないと思うんですけれども、そこら辺の保険等はどうなっているのか、建物の保険はどうなっているのか。あるいは、安全管理は全て、今使っている皆さんがやるのか。この2点いかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

まず、建物の保険ですけれども、保険はもう現在使われていないので、保険は加入しておりません。ですけれども、使う人たちにはスポーツ安全保険に加入をすることを条件にしてあります。そして、子供たちだけでは使わないと、必ず大人もいてやると、緊急事態に備えて。そして、そのコンクリート敷地以外は使用しないと、床が抜けたりいろいろしていますので、事故が起こらないように、そのような条件もつけてあります。

それから、事故等けが、かすり傷ぐらひはあれですけれども、病院に行くようなけがが発生したら、教育委員会に届けると。練習時間も学校の部活の帰宅時間に合わせると。相当厳しい条件をつけて許可してあります。

以上です。

○12番（名間武忠君）

けがと、そういう災害のないようにしていただきたいなと思います。

先ほど言った管理については、十分に注意をしながらしていただきたいと思いません。

次の役場庁舎の移転に伴う現在の施設の跡地利用についてですけれども、まちづくり町民会議等で行う、あるいは現在の商店街の関係等についてというようなことがありましたけれども、まだされていないということ、近いうちにそれについての話し合いがなされるわけですか。

というのは、やっぱり老朽化していくわけなんで、年々。ですから、もう来年の3月には新庁舎が落成というようなことになりますので、これまでにこの建物あるいは敷地は、利用計画というのは当然早めに立てておくことが必要だと思うんですけれども、町長、どうでしょうか。

○町長（今井力夫君）

この件につきましては、全く検討されていないということではなくて、町民会議の中でも大いに話題になって、役場が移転したときに現庁舎跡を、やはりこの町のへそとして、または商店街の活性化の一つの核として使えるのではないかということで、幾つかの意見も出ております。ただ、本格的にここをどうして、どんな感じにしていましょうかというようなところまでの話合いというのは、まだ本格実施はしていないということであって、話題に上っていないということではございません。

議員ご指摘のとおり、我々は、新庁舎建設とこの跡地の利用については同時進行で進めていくという考えを持っておりますので、非常に知名町にとってセンター的な場所でもあると思っておりますので、これを有効に、町の活性化にはここを生かさか生かさないかというのは非常に大切なところだと考えておりますので、また多くの人たちのご意見も拝聴しながら、跡地利用については考えていきたいと考えております。

○12番（名間武忠君）

ぜひ早いうちの検討会をして、この建物、施設が長い期間、遊休地としてならないようお願いをいたしたいと思えます。

それでは、最後の文化ホール周辺の集約化についてですけれども、これについては現在ないような話、あるいはまだ検討されていないというようなことのように受け取ったわけなんですけれども、公共施設の集約化というのは、他の市町村でもやって、町民の利便性とか、あるいは、例えば公共施設と駐車場はもう切っても切れないものだと思っております。同じ駐車場を幾つかの施設が使うことによって、さらに利便性と、あるいは面積の有効活用が図られるという思いをするわけなんですけれども、全くまだ計画はないということです。

ただ、あそこの駐車場は、今後庁舎が建って三百数十万円、12月補正でされたが、もう用地購入を終えたのかどうか。ただ、今回用地購入する面積だけでは、役場職員の車の駐車、あるいはお客さんの駐車、さらにはそういう催し、イベント等の駐車場、そのような三者の駐車が一度に重なると大変厳しい広さだと思うわけなんです。その点については、駐車場は十分に取る必要があると思うわけなんです。そのためにも、あの地の計画については、建物の集約、あるいは駐車場部分をどのようにしていくのか等々については早急にさせていただきたいなと思えます。

例えば、用地を取得するには大変なことだと思うわけなんです。だから、用地取得が可能な時期に可能な金額等で購入できればいいのかなという感じがするわけ

なんですけれども、取りあえず駐車場が狭いというような感じがするわけなんです。来年の3月に庁舎が完成した暁に、職員の駐車場など厳しいんじゃないかなという感じがするわけなんです、昼間の行事等については。

時間が来ましたので、これはぜひ、町長の集約に関する意気込みだけを聞いて、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（今井力夫君）

議員ご指摘のところ、我々も非常に重要な問題だと思っております。これから高齢化が進んでいったときに、公共施設が集約されていることによって、手間暇かけることなく自分たちの用事が済ませられるような、そういう集約することによっての効率性というのは非常に大切な視点の一つだと考えております。また、職員の駐車場も含め、来庁者の駐車場も確保しておかなければいけない。

あと一つ、私が以前申し上げましたけれども、災害発生時の警察、それから自衛隊車両、そういうものも入ってきますので、そういうものを見越したエリアを必ず確保しておく必要があると思っております。

以上です。

○12番（名間武忠君）

終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、名間武忠君の一般質問を終わります。

インターネット配信画像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、西 文男君の発言を許可します。

○5番（西 文男君）

議場の皆様、こんにちは。ネット中継等で議会中継をご覧になっている皆さん、今後も議会に注視をしていただき、一緒に明るい、住みよい知名町をつくっていきましょう。

それでは、議席番号5番、西 文男が次の点について質問をいたします。

質問に入る前に、所見を述べ、質問に対する町執行部の答弁をよろしく願いいたします。

我が沖永良部、知名町におきましては、非常に台風の常襲地帯、毎年台風が発生をしております。町の防災計画、生命、財産、人体を守る町政についてお聞きをしたいと思っております。

また、町政全般においては、所管の県道であります道路の維持管理について、そして教育においては、教育・文化の町宣言をしております。また、島外へのドクタ

一へり、緊急へり等で搬送をする機会もございます。できればないほうがいいんですが、緊急時等についても確認をさせていただきます。

そして、国保、そして社保等を含めた医療について、医療費、町全体で1人当たりどれぐらいになっているのか。

また、最近では飛行機の欠航が非常に多いと、町民から意見があります。その点を踏まえ質問に移りたいと思います。

大きな1番、町の防災計画について。

沖永良部は台風の常襲地帯である。町の無電柱化推進について、今後の計画はどうなっているか。

災害時に指定されている町の避難所等について、AEDの設置はどうなっているか。

各避難所における非常用設備品等について。

大きな2番、町政全般について。

主要幹線道路であります県道知名国頭線、屋子母字道路では一部側溝が傾いている箇所があります。非常に危険であります。早急に改修工事はできないか。

町の教育・文化の町宣言の看板について、さきの9月議会でも質問しました。あしびの郷入り口、新城字内の看板はどうなっているか。余多字の看板については、きれいに島内外から知名町へ迎える準備が整っております。

③緊急時に島外医療機関への搬送方法、9月議会で質問しました。町民の中には、沖縄医療機関等への搬送を希望される方も多いので、沖縄医療機関への搬送についても検討できないか。

④町の1人当たりの療養諸費用はどれぐらいか。

⑤今年になり、鹿児島沖永良部間の飛行機の欠航が非常に多いと思うが、町として、航空会社への原因究明を行っているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、西 文男議員のご質問に回答させていただきます。

町の防災計画について、1番目に大きな設問が設けられております。順を追って回答します。

1番目の無電柱化につきまして。

地球温暖化等の影響によりまして、近年、台風襲来が顕著に多くなっております。船の抜港などによりまして食料品の調達にも苦慮したり、風の影響で電柱の架空線が切断されたり、電線が切断されたり、長期間の停電が余儀なくされ、住民生活に支

障を来している現状がございます。今後、国の国土強靱化計画策定や鹿児島県無電柱化協会への参加等を検討していく予定であります。

続きまして、AEDの設置につきまして。

AEDは、突然の心停止を起こして倒れた人の命を救うことのできる医療機器として多くの人に認識をされております。災害時に避難所に指定されている施設でAEDを設置しているのは、町民体育館、あしびの郷、老人福祉センター、町内の各小中学校で合計10か所となっております。各字公民館にも避難所に指定されておりますが、住民への普通救命講習会や設置した後の管理問題などがあり、設置はまだまだ行っておりません。今後は、消防署と連携した心臓マッサージなどの心肺蘇生法の応急手当訓練の普及に努めてまいりたいと思います。

また、住吉字が現在地区防災計画を策定しておりますが、自主防災組織の活動の中で応急手当訓練も含まれていると思いますので、自助、共助を強化する上でも、多くの字で心肺蘇生の訓練にも取り組んでいただきたいと思います。

避難所におけます非常用設備の備品等につきましては、各避難所の非常用設備備品は、平成27年度に各公民館に非常用発電機を設置し、令和元年11月に災害時に避難所で使用するための布マットを全字に配布いたしております。配布の枚数は247枚で、予備として町のほうで33枚を保管しております。また、エアーマット2,300枚も町で保管しております。

今後につきましても、避難所における備蓄等を検討してまいります。防災備蓄倉庫の整備や消防車両の更新もございますので、財政状況を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、昨年9月議会でも議員からご指摘がございました県道知名国頭線、屋子母字道路におきまして、側溝が延長約30メートル間にわたって道路外側に傾斜しており、危険な状況であります。9月議会後に、県沖永良部事務所建設課に改修の要望をお願いしておりますが、管轄内の緊急性の高い箇所などを優先的に改修工事を行っているのが現状でございます。今年度の実施は予算的には厳しいという回答をいただいております。今後も引き続き、この場所における改修工事の要望を行ってまいります。

町政全般のあしびの郷の新城字の看板等につきましては、教育長に答弁をお願いします。

③緊急時の当該搬送につきまして。

奄美ドクターヘリの搬送につきましては、各消防機関からの出動要請を受け、基地病院の医師、看護師がドクターヘリに搭乗し、現場到着後に救命救急処置を行い、

離陸後、収容病院へ搬送しております。平成31年中の奄美ドクターヘリの搬送先は、県立大島病院へは37件、その他1件、沖縄県の医療機関へは6件となっております。

ご質問の沖縄県医療機関への搬送につきましては、基地病院であります県立大島病院での対応が困難な患者について、沖縄県医療機関へ搬送する場合がありますが、搬送先の医療機関については、県立大島病院の医師が決定しております。

④につきまして、医療費等につきましてはですが、国民健康保険は、平成30年度から鹿児島県と市町村が共同保険者となって運営しております。また、鹿児島県が財政運営の主体となり、国民健康保険の中心的な役割を担っております。

ご質問の1人当たり療養（医療）諸費用等につきましては、平成30年度国民健康保険事業実績におきまして、療養諸費合計が7億6,353万1,000円となっております。被保険者数が2,351名ですので、1人当たりの療養諸費は32万4,769円となっております。

続きまして、⑤空港における飛行機の欠航につきまして。

これにつきまして、日本エアコミューター本社への問合せをいたして、その結果を申し上げます。なお、昨日申し上げた欠航数等に間違いがございましたので、本席で訂正をしながらご報告させていただきます。

今年1月、沖永良部空港の視界不良では4便、機材故障では4便、2月におきましては、沖永良部空港の視界不良では、昨日は4便と申しましたけれども、これは3便です。機材故障につきましては、昨日4便と申し上げましたけれども、これは2便でございます。計2月において5便欠航しております。

機材による原因につきましては、飛行機が海外製のため、メーカーが海外から日本に部品を送っているのが現状です。しかし、メーカーからの交換部品の到着の遅れにより、修理や部品交換が発発までにできないことがあり、遅延や欠航となっているということです。JACとしての対応といたしましては、部品遅れがないようにメーカーへの対応を依頼しているということです。また、故障がないように整備の徹底を行ってまいるということを連絡を受けております。

以上で、私のほうの回答を終わります。

○教育長（林 富義志君）

それでは、西 文男議員の質問にお答えいたします。

ご指摘の教育・文化の町宣言の2か所の看板なんですけれども、今年度補正でも考慮いたしましたけれども、予算が確保できませんでした。そういうことで、新年度の当初予算に計上いたしましたので、文化ホールが国体のパワーリフティングの

開催場所ということもありまして、新年度予算で速やかに対応したいと思っております。

○5番（西 文男君）

それでは、順を追って再質問をしたいと思います。

まず、大きな1番の町の無電柱化の推進について。

先ほど、町長は答弁の中で、無電柱化、県の協会に入ることだったんですけども、まず、国の政策について伺いますが、2019年に計画があり、令和元年6月に内閣官房国土強靱化推進室から出している国の全体の予算はご存じでしょうか。

結構です。全体で、3年間で7兆円を組んであるんです。そして、3年間の中で今年は2年目になりまして、5兆円を計画どおり執行をしているということです。

それから、全体の7兆円のうち、また当然詳細に分かれておりまして、防災のための重要インフラ等の機能維持の名目で3兆5,000億円。全体7兆円のうちの半分3.5兆円組まれているんです。それも執行が、今年度で2年目になりますが、同じ約2兆4,000億円の事業執行しているんです。これが国の大きな国土強靱化による防災の予算であります。なぜかといいますと、やっぱり国も県も同じなんですけれども、当然町も。生命、財産、人体を守ると。なおかつ災害に強い国づくりということを目指しているわけですね。

皆様ご存じのとおり、昨年度、災害が世界で一番多い国が日本という報道がありました。これにおいて国としても、災害が多い国で早急に手を打たなきゃ、国民、県民、町民の生命、財産、身体を維持できないという観点だと思えます。

そこでですけれども、先ほど町長の答弁にありました鹿児島県の無電柱化の市町村加盟している市町村は、幾つあるかご存じでしょうか。

○町長（今井力夫君）

鹿児島県で幾つの市町村が加盟しているかということについては、現在把握しておりません。

本町は、令和2年度から加入するという計画を立てているのが今の現状でございます。隣町、和泊と与論におきましては、庁舎建設が終わりましたので、その時点で協会のほうに加入して、役場周辺において無電柱化を図ると。県の事業と当該市町村の予算で行うということは聞いております。

○5番（西 文男君）

そのとおりですね。県でも十幾つですか、大島郡では12市町村のうち7市町村が加盟し、町長の答弁にありましたとおり、隣町と、そして与論町も当然加盟をし

て、庁舎建設に伴い、県のほうに無電柱化、これはもう道路管理者は県でありますので、県道に埋設をするということで先日の新聞報道がありました。もうご存じだと思いますが、2月21日ですね。

その件について県のほうに問合せをしたところ、今年度、令和2年度の当初予算に、設計としての予算を入れてあるということでした。理由は何ですかということをお尋ねしたところ、電柱等の倒壊により行政が麻痺しないよう、港から役場庁舎までの県道の1.3キロを当初予算に計上したと。あくまで設計です。費用についてはまだ分かりませんと。国が出しているキロ5.3億円という話ししかまだないんですが、後で話しますけれども、民間においてまだまだ低コスト、土かぶり等を低くした方法がありますが、それは後で。

そういう形で進んでいるんですが、町長、先ほどの答弁で令和2年度に加盟をするということをお話ししました。もう加盟して、今度の新庁舎においては無電柱化の計画をするということによろしいでしょうか。

○町長（今井力夫君）

無電柱化を即、本町において実施していくかということにつきましては、我々が新庁舎建設をこれから進めていく段階の上で検討していくつもりでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、非常に予算的に大きな財政が必要になります。これは先般、中野議員のほうからもご指摘がございましたけれども、私の手元の資料だけでも1キロに当たり3.5億円かかります。

ヨーロッパにおきましては、イギリスなどで1キロについて6,000万円で埋設をしているというようなのもございます。ただし、これには各それぞれの家々がした場合に、各1戸当たり、私が調べたのでは80万円から130万円それぞれの各家庭において無電柱化を図る場合には必要になってくると。この経費等につきましては、当然、設置者の負担と分担していくことになると思いますけれども、鹿児島県においてできえも、2020年度時点でまだ12キロという状況でございますので、非常に各自自治体も、理想的なことではございますけれども、ある意味ではマイクログリッドとして独立した電源を持つというようなことも視野に入れながら、このことは考えていく必要があるのかなと私は考えております。

○5番（西 文男君）

町長が答弁したとおり、鹿児島県では2020年度までにその計画をしておりまして、やはりその理由としては、台風、地震、災害等の電柱が倒れ緊急車両等の通行に支障が来すというのが、一番の行政としての心配でございます。

それで、12キロを鹿児島県が計画をし、実際に今年は11.7キロ、国道が

3か所、それから県道が2か所、鹿児島市道1か所、合計6か所で計画どおり約12キロ、11.7キロしております。

それから、隣町においてですけれども、建設課長、隣町の無電柱化の計画をご存じですか。

○建設課長（平山盛文君）

聞いた話によりますと、新設の町道がありまして、それから防災センターの方向へ埋設化をするという計画を聞いております。郵便局の横です。

○5番（西 文男君）

場所は、おっしゃるとおり役場庁舎の北側、旧法務局から役場までの150メートル。事業は何でやるかご存じですか。

○建設課長（平山盛文君）

まだ、そこまでちょっと調べておりません。

○5番（西 文男君）

改良事業と同時に行う計画だそうです。それは、やはり町としても当然、財源的に厳しいのはこの市町村、どこの県でも同じでございます。ただ、災害時のことを考えると、優先的に順位を上げて施工するというふうに話していました。

和泊町のほうにおいては、まず共同管の埋設になりますので、NTTさんとか九州電力さんに、29年12月にもう要望書を提出しているわけです。やはり、皆さんもご存じのとおり、沖永良部台風もそうなんですけれども、一昨年ですか、台風が何回もあって、非常に停電が延び、物資のほうは当然少なく、それから、食料においても欠航等により非常に少なくなっております。その点を踏まえて、やはり生活において、今は電気が非常に重要であるというよりも、まず、車両の通行、電柱が倒壊し、緊急時に車両の非常に障害があるということの観点から進めたようですけれども、建設課長の無電柱化に対する考え方をお聞かせください。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、来年度、鹿児島県無電柱化協議会というのに参加を一応予定していますけれども、その中で話合いがあるので、その中でその関係団体等、ほかの市町村の意見とかを聞いて、あと工事費が実際、県のほうに確認したところまだ未定ということだったので、1キロ当たりの。当然工事費にもその土地土地、地形によって工事費が変わってくると思われるので、そういうのをいろいろ情報を収集してから、どの方向で進めるかというのをはっきりしていきたいなと思っています。

○5番（西 文男君）

これについて、工事費用については、もう1キロ当たり8,000万円程度、4分の1という施工方法についても検討がされているみたいですので、ぜひ無電柱化の鹿児島県の協会のほうに入っていただき、早急な実現ができるよう強く要請しておきます。

続いて、②番に行きます。災害時における避難所におけるAEDの設置。

先ほどありましたとおり、10か所ですかね。総務課長、AEDの設置は10か所ですね。

そこで確認します。ハザードマップに避難所が36か所ありますが、これは変更はございませんか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

何か所かは廃止になった施設等がございますので、削除されることとなります。

○5番（西 文男君）

そしたら、早急に今現在の避難所等の一覧表を再度作成して、配布の要請をします。

それから、AEDの設置についての先ほど町長の答弁の中に、学校等、役場、関係庁舎で10か所ですか。ぜひ各字のほうにということも前回お願いをしたんですが、その後、検討結果はどういった形になったのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

AEDというのは、医療機器、精密機械ということで、いざというときに町長もお答えいたしました、大変重要な機器であることは認識しております。

また、これが管理においては、先ほど言いましたように、医療機器、精密機器ということで、大変重要な管理が必要となります。過去に、住吉のほうで屋外に設置しておったわけなんです、これがもう台風と塩害等で使用が不能となりました。また、メーカーさんに聞いても、なるべく屋外の設置は好ましくないと、内部への設置が必要ではないかというお答えをいただきました。

そこで、和泊町さんは全公民館に設置しているということで聞きましたので、確認いたしましたところ、一度の使用もなかったと。そこで消防署に確認いたしました。過去10年間で、島内でAEDの使用はありましたかということを確認いたしましたところ、約10年ほど前に知名町のほうで1件あったと。そういうことを伺いました。

ということで、必要な機器というのは十分認識しております。また、あっても使うことがないほうがいい機器であるということも理解しております。機会がないということ。そういうことでジレンマはありますが、なるべくAEDを使うまでの心

肺蘇生法、おのおの方々が心臓マッサージ、また人工呼吸、そういうことをぜひ身につけていただく機会を今後は推進していこうかと、そのように思っております。

○5番（西 文男君）

ありがとうございます。

実は、自主防災組織という名称で正名字は、まだ日が経っておりませんが、先ほど町長の答弁の中で、AEDも当然ですが、心肺蘇生法の実習等と、正名字では平成30年8月28日、これは訓練の指導依頼書を区長名で提出しております。これが第1回目の講習です。第2回目、令和元年9月6日、これも区長名で同じ心肺蘇生法、それからAEDの使用、それからAEDの設置場所は先ほど言った精密機械でありますので公民館内というふうな形で話をし、町長が話している役場が全てやるんじゃないかと、字も先ほどの答弁の中にもありましたが、そういう形で生命、財産を守るといって、区長を中心に一生懸命やっている現状でございます。

それについて、公民館管理のAEDの設置についてはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

正名字がよくそういう講習会を開いているというのは聞いております。そういうことで、まず全字一気にということは難しいだろうとは思っています。機械があっても、それを使えるという体制づくりがまず必要じゃないかと。そういうこともありますので、今後、まだまだ全字の状況を見極めながら、また、そういう体制づくりを推進していく中で、再度しっかりした方向を示したいと思っております。

○5番（西 文男君）

そういう形で、字を中心にいつも町長がおっしゃっている、まちづくりは字民からと。字からどんどん発信して町に負担の全てをかけるのではなく、できることは字でやり、町に依頼する経済的な部分においては、そういう形でお願いをしていきたいと思っておりますので、字公民館についてのAEDの設置については強く要請をします。

それから③です。避難所における非常用設備については、先ほど町長の答弁の中にありましたが、我が町の防災計画についてそういうふうには書いてありません。

それから、避難所の備蓄品、食料についてお伺いしますが、今どのような状況になって備蓄をしていますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今の段階では、町としての備蓄はございません。そこで、いろいろ災害に当たっては最低でも3日程度の備蓄が必要ではないかということ全国的な指標もござりますので、今のところは各自対応ということをお願いしていますが、今後について

は今備蓄品についても整備を行っていかうということで、今年度から進めております。その中でも、食料品についても保険適用の場合もございますので、そういうところも活用しながら備蓄の計画を段階的にはできるような体制をしていきたいと、そのように考えております。

○5番（西 文男君）

防災計画が新しくなりまして、備蓄について見たら、例えば流通の在庫については町やスーパー、農協、コンビニというふうな形なんですけれども、保存食で炊き出し等ができない災害等も当然想定されますので、ぜひ今回そういう形で保存食のほうも備蓄品としてぜひ検討していただくよう要請をしたいんですが、これ各市民の方が、食料品が品薄になり、それから備蓄品はどうなっているのと、それから保存食はあるのかという問合せがあったものですから、それは確認しますということですのでお答えをしたんです。

町としても、ぜひ保存食が必要だと思いますので、保存食の備蓄についても強く要請をします。それで大きな1番は終わります。

町政全般についてですが、建設課長、先ほど町長の答弁の中で、改修の必要性、危険度が高い順にという答弁がありました。建設課長、現場を確認して、危険度が高いと思われなかったんですか、思ったんですか。

○建設課長（平山盛文君）

先日、現場を確認しまして、再度、側溝がキビ畑のほうへ傾いていて、その当時刈取りはしてなくて、かぶっていたんですけれども、刈取り後は当然そこは視界が開けるわけですから、直線に来てカーブの入り口の辺りにかかっている側溝なんですけれども、それから先はちょっと下がってしまっていて、道路自体が。今、県のほうの対策としては、ガードパイプじゃないけれども夜光塗料を塗ったあのパイプを10メートル間隔ぐらいに置いて、トラロープで側溝の蓋を取り出すところの穴のほうに入れて、だから、そうなるかと逆に言うと道路側に寄ってしまうというか、そういう危険性はあるのかなと感じております。

それと、関連でも言ったんですけれども、その手前側も道路と畑の段差が結構きついているところがあって、その一部がちょっと崩れかけているというか、そういう現場も確認して、先日、県の方にその部分を含めて改修を早くしてくださいという要望は出してあります。

○5番（西 文男君）

写真を撮ってきました。もう非常に危ないですよ。しかも山のほうから下りる。これT字路なんですよ。しかもガードレールもない。側溝はちょっと測っていない

いんですけれども、十何センチぐらい圃場側にはもう傾いているんですよ。もうこれ側溝としての多分機能を果たしているかも疑問符です。

建設課長、ガードレールの設置の基準は道路との高低差で何メートルぐらいでしたか。

○建設課長（平山盛文君）

原則は、高さ2メートル以上の段差がある場合、設置と聞いています。

○5番（西 文男君）

そうです。2メートル以上を設置の標準という考えです。あそこは多分、おっしゃったとおり、刈取りが終わったら2メートル以上あるかないか、ちょっとぎりぎり、測っていないので分からない。それが標準であるんですけれども、先ほど言ったように、大山間線のT字路なり、それから、この車道もっといったこの道路幅員との側溝までの間、ここで通学をしないといけないですね、高校生は自転車に乗って。大型車両の相互通行のときは非常に危険です。

ですから、県のほうは危険の順位、これは当然そういう考えであれば、ここが一番危険ですよというふうな形で持っていければと思います。実は、隣の町の某小学校のちょうど前も同じような状況でした、路肩で。もう施工済みなんですよ。側溝は全部入替えています。1キロ弱になるんですかね。そこは縦断勾配がきつところでした。ここは縦断勾配がないんですけれども、ただ路肩が弱くて水路が傾いているという状況ですよ。非常に危険だと思います。そこら辺、再度、県に対する要請についてどう思いますか。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど申し上げたとおり、刈取りが終わり、今後、梅雨時期とか入っていきますので、そのときに地盤が当然、今の状態では弱って沈下をされたと想定されると思いますから、土羽の強化と側溝の敷設等は今後とも要望していきたいと思っています。

○5番（西 文男君）

ぜひ強い要請をお願いします。あれ土羽を盛っても駄目ですからね。重力式の擁壁にするのか、その辺は検討して施工については強く要請します。

それから、②看板についてですけれども、先ほど教育長答弁がありました。いいですね。やっぱり国体もあって、実はパワーリフティングの看板もきれいに左側になっているんですよ。右側の我が町の教育・文化の宣伝ですから、当初予算40万7,000円、これはもう全てやり替えてきれいにするという方法ですか、施工については。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

あしびの郷入り口の看板と新城の看板の骨組みを確認しましたところ、まだ丈夫なので、骨組み、土台は利用して、その面を新たにきれいに、国体も気持ちよく、お客さんを迎えるために、また新城も和泊町との入り口ですので、そういうことで土台は生かして修繕をいたします。

○5番（西 文男君）

時期はもうすぐですよ、年度が始まったら。どうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

今後、当初予算の審議がありますので、皆様の可決をいただきましたら、速やかに対応したいと思います。

○5番（西 文男君）

国体に選手団、それから関係者を含めて400人ぐらいですか、予定をしています。その経済効果も非常に大きく、それ以上に知名町がアピールできるよう、ぜひ早急な対応、また当初予算、これは予算計上してありますので理解できました。

次にいきます。

これは町長、行政についてということではなく、知名町、和泊町、与論島全ての首長さん、この間、新聞に載っていたんですけれども、首長会の際にどのような形の話がありましたか。

○町長（今井力夫君）

緊急医療会議の中で、これは3町合同で質問しましょうかということで質問させていただきました。その中で実は施政方針の中でも答弁しましたが、ヘリが飛び立つときに、ドクターと看護師が搭乗すると。そして、どこに運ぶかということに関しては、その搭乗した医師がその場でこれはどこだと、かなり高度な医療設備が必要と判断したときには沖縄方面に運ぶというような決定をするということ聞いております。

○5番（西 文男君）

私がちょっと資料を調べたんですけれども、ヘリの要請の中で、自衛隊、海上保安庁、定期便、定期船、セスナ、奄美ドクター、沖縄ドクター、島内搬送とあり、自衛隊の要請搬送が25件ありました。そのうち24件は沖縄なんです。南部徳洲会、県立中部、南部医療センター、中部徳洲会、沖縄県その他病院。やはり町長もせんだっての質問においても、沖縄の医療機関に通院している方は非常に多いと、ぜひそういう形でやっていくということでしたので、その首長会で再度。鹿児島県の奄美ドクターではありますが、そちらに行きますと非常にやっぱり沖縄県の搬送

少ないんですよ。44分の38であつたりとか、奄美を入れて。44回中6件が沖縄ということですので、その辺についてもまた生命に関わることでありますので、奄美ドクターにおいても、沖縄もし患者のほうの要望があれば依頼をして。

ただ、そうすると今度は帰りが、沖縄まで行くと奄美までの時間が非常にロスがあつて、その辺の判断がどうなるか分かりませんが、その辺についてはどうですか、町長。

○町長（今井力夫君）

これは、我々が要望している理由の一つは、実は沖縄と与論、沖永良部は非常に奄美大島よりも近いというよりも、もう一つ、看病に行く家族の負担というのを考えたときに、私たちこの2島においては、町民の皆さんにとっては沖縄に行くほうが経済的な負担も非常に少なくなると。ですから、この2島としては、できるだけ沖縄のほうに搬送していただきたいと。本人の希望があればまた別になってくると思いますが、家族の負担等を考えた場合には、沖縄のほうになるべく行けるようにしていただきたいというようなことで、我々申入れをしております。

○5番（西 文男君）

そのへりの件には、そういう形で首長会でぜひ協力して強く要請をしていただくよう。

あと次に、町の1人当たりの療養についてですけれども、保健福祉課長、先ほど町長答弁の中で、32万円とは新しいデータですね。すみません、私はちょっと29年度のしかまだ手元にないんですけれども、1人当たりの医療にかかったのが、私の資料はちょっと前の資料なんで30万294円なんです。これ、県内で少ないほうの何番目でしたか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

県内で42番目です。

○5番（西 文男君）

そうですね、和泊町が一番医療機関で、ごめんなさい、29年度の資料で26万6,180円ぐらい、知名町が30万290円。43の市町村のうちに42番目と非常に病院にかかっている医療費は少ないんですよ。これは保健福祉課の例えば健康相談でありますとか、健診の中での健康相談であつたり、それから保健センターのA B C Dということ、ちょっと引かかるようなときはすぐ相談をして受診と、それから生活習慣病等の指導があつたかと思ひます。これについては非常に町民の健康増進に一役を買って、町を挙げての健康増進に努めていると思ひます。

税務課長、今は、先ほど町長の答弁の中で県に委託という、これは逆に1人当た

り調定額というんですか、国民健康保険税調定額という文言になっているんですか。1人当たり知名町は幾らぐらいになっているんですか。

○税務課長（甲斐敬造君）

30年度の実績で申しますと、知名町が9万3,528円となっております。奄美の中では一番高い順位となっております。

○5番（西文男君）

医療費全体はそんなにかかっていないんですけれども、1人当たりの負担は多し。ただ、これ計算式が非常に複雑だということは聞いておりますので、その件で1人当たりの今度は調定額を抑える方法として、保健福祉課長、幾つか項目がありますよね。今、県で保険者の機能強化推進交付金等について、具体的にどういった形をすれば調定額、評定を入れていって交付金が受けられるようになる制度があると思うんですが、どういった形がありますか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

この件につきましては、さきの2月25日の国保の運営審議会等でも各委員の方々からご質問いただきましたけれども、今、国保の担当と税務課等でもいろいろ数値的なものは、確実にはこれがこうこうだから保険税はこうだとは、数字的にはお示しできませんので、さきの審議会でも、次の8月の審議会に回答いたしますということで述べてありますけれども、この保険税を算定するためのベースとなっているのが、平成28年度をベースに、これを元に県がいろいろな算定基準でやっているところです。

これにつきましては、非常にずっと今各担当と税務課含めてやっておりますので、すぐに回答できませんが、大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番（西文男君）

私もその会議に出ましたので分かりますが、基本的に一番身近なのにおいて国保の皆さんの特定健康受診のパーセンテージを保健福祉課で60%に設定してあるというふうに聞いております。それで、県内の特定健診の受診率高い市町村、そして我が町はどれぐらいか、数値で分かりますか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

ただいまのご質問ですが、県内の状況は後でお示ししたいと思います。

ちなみに、平成30年度の全体での受診率が45.4%。一番高い字が、これ字名を申し上げていいかと思うんですが、一番高いところで竿津字の73.5%、2位に下城の65%、3位に久志検の63%。ワーストスリーで見ますと、一番低

いのが下平川、続きまして赤嶺、徳時の順となっております。

先ほど議員がおっしゃいます60%は、県・国がします受診率のあくまでも目標でございます。

○5番（西 文男君）

字別はそういう形になって45.4%と、あと15%上げるわけですから、2,361人で、そのときの人数でございますので、ぜひ竿津字の73.5%、最高ですね。そういう形で受診率を上げるよう、これ町当局、行政のみならず、我々、そして町民、字民にぜひ広く伝えていきたいなというふうに思います。

それで、理由としては、保険者努力支援制度というのが創設されていますので、交付金を頂くためには、行政のみならず、我々も一緒に声をかけていって受診率アップにつなげるよういきたいとします。

ちなみに、隣の町、和泊町は60.6%でちょっと高くなっております。

それでは、⑤について質問をしたいと思います。

昨日の新山議員の答弁の中にもありました。町長答弁の中でも、部品等も海外製なものですから到達が遅れるということなのですが、ちょっと非常に機材繰りについて、町長、平成30年度と31年度の違いの数値、お手元にありますか。

企画振興課長、すみません。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

現在、日本エアコミューターがATR機を新調いたしまして飛行機が行き来しておりますが、一つは、機材が新しいという部分で、どうしてもそのような障害が出る可能性もあるというふうなことも聞いております。あともう一つは、今お話がありました今年の1月、2月、今年の1月、2月、数字をエアコミューターさんからいただいておりますが、明らかに今年の1月は6件の欠航便数が沖永良部鹿兒島間の中で沖永良部空港に欠航が6便でしたが、今年は12便と。それから、去年の2月は、欠航は1便しかなかったのが、今年の2月は12便、どちらも12便、12便、今年1月、2月はあったということで数字はお伺いしております。

町長が答弁いたしました沖永良部空港の視界不良、それから機材の故障もありませけれども、いわゆる新しい機材繰りもなかなか措置できなかったというところもありまして便数が増えているということでございます。

○5番（西 文男君）

いや、私が聞いたかったのは、機材繰りで、去年、平成30年度はゼロなんです。平成31年度、元年度においてはもう27件なんです。これは町長が話がありましたとおり、全ての責任は航空会社にある責任なんです。それで、飛行機が何台あつ

て、何台でというルートを組んでいるわけですから。ただ、企画振興課長、そういう形で、その欠航の便の欠航した理由を資料として持っているのかどうかの確認で、町民等に聞かれた場合はすぐそういう形でできるのかなというふうに思ってお伺いしました。

町長に強く要請なんですけれども、昨日の答弁の中でもありましたが、もう航空会社のみで理由で欠航がそれだけあると、これ片道ですから往復54便になります。機材繰りだけで。ということは、我が沖永良部にも入る方、片道、来るとき27ですから50人としたら、もう135名とか、1日にそういう形になってきますので、年間にしたら1,300人とかもなりかねませんので、強く機材繰り、それから先ほど言った離発着の日没までという問題については、ぜひ強く解消するよう要請したいですが、いかがですか、町長。

○町長（今井力夫君）

我々が、株主会がございましてその席上で、今、議員からご指摘いただいていることとか、例えば鹿児島島の発が非常に早過ぎるんだと、もう少し勘案してくれというような要望はその都度出しております。ただ、今回、このコロナウイルスも兼ねると、欠航とそれからコロナウイルスによって、島内の入客数が非常に減少して、島内の経済が非常に今、危機的状況にございます。このフローラルホテルのお客さんにしても、もう4月までの分のキャンセルがかなり入っております、総額400万円ぐらいの赤字を生じるような今の状況です。したがって、これに欠航は非常に追い打ちをかけておりますので、是正するように要望していきたいと思いません。

○議長（平 秀徳君）

西君、時間となりましたので、閉めてください。

○5番（西 文男君）

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、西 文男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時10分から再開します。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時10分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

外山利章君の発言を許可します。

○2番（外山利章君）

議場におられる皆様、こんにちは。議会中継を見られている皆様、ありがとうございます。これからも議会活動にご協力、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号2番、外山利章が次の2点について質問いたします。

1、第6次総合振興計画について。

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、まちづくりの将来目標を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するために各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、町政運営の最も基本となる計画であります。

2011年の地方自治法の改正により自治体の策定義務はなくなりましたが、本町では議会基本条例第8条において、総合振興計画の策定、変更または廃止については議決事件として規定しており、町の最上位計画であることを鑑みても、議会において十分な審議が求められるところであります。

そこで、今回は第6次の総合振興計画が目指すまちの方向性並びに計画の実効性及び行政、町民の意識共有の方法について質問いたします。

①町政運営の基本指針となる第6次総合振興計画が描くまちの未来像とはどのようなものか。

②第6次総合振興計画は、まちづくりの基本的理念や方向性を示す基本構想で構成されているが、その構想を実現するための個別具体的な事業計画の策定は。また、総合振興計画の進捗管理及び評価手法はどのように行うのか。

③計画の達成には、そこでうたわれているまちづくりの基本理念を町民全体で共有することが重要だと考える。そのためにどのような対策を行うのか。

2、公共交通（バス）の維持及び活用について。

地域における公共交通は、地域住民の重要な移動手段であると同時に、観光客等の来訪者の移動手段や高齢者の外出機会の創出など、交通分野のみならず、様々な分野における地域活性化の重要な社会インフラであり、その維持、存続が求められています。しかし、現状は、急速な人口減少や高い自家用車利用などにより、運営事業者は厳しい経営状況にあり、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下などが懸念され、今後、必要な公共サービスを受けることのできない地域住民が増えることが予想されます。地域公共交通の活性化、再生は、交通事業者の経営努

力や利用者の追加負担だけでは限界があり、地域の関係者が地域公共交通の在り方について主体的に考え、それに基づく取組や創意工夫を推進するための仕組みづくりが求められています。

そこで、今回はバス事業の運営状況の確認とバスを活用した新たな観光振興並びに公共交通機関を利用した子供たちのスポーツ、健康、学習機会の創出について提言を行います。

①人口減少や高齢化の進行により、住民の移動手段としての公共交通の重要性は今後さらに増すものと考えられるが、その運営維持に向けた取組は。

②島内には地元の住民しか知らない多くの地域資源があり、その活用が観光振興の一助となることが期待されている。そこで、路線バスを利用した観光ルートの開発及び両町の交流促進に向けた取組を進めてはどうか。

③子供の時期からバスを利用することで、公共交通に対する意識が向上し、その後の利用促進につながるものと考えられる。そのためには、児童・生徒のバス利用（スポーツ少年団、図書館利用など）に向けた環境整備が必要と考えるが、行政としてどう対応するのか。

④沖永良部バス企業団経営戦略において、本社事務所（車庫）の移転及び観光協会との連携が計画されているが、進捗状況はどのようになっているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、外山議員のご質問に回答させていただきます。

第6次の町の総合振興計画についての設問が大きく1問目にございますので、順を追って回答させていただきます。

知名町が目指す未来像として、「21の暮らしを大切に、21の未来を創る子や孫が誇れるまちづくり」をビジョンとして掲げました。第6次知名町総合振興計画の期間は、令和2年から8年度までの7年間でございます。これから先の未来を担うのは、私たちの子や孫となります。そこへバトンを渡すためにも、これまで以上に未来志向の考え方、視点が必要になります。知名町には、21の字という強固なコミュニティーが存在します。町は、字の集合体でもあり、字は人の集合体です。町が元気になれば字が元気になり、字が元気になれば人が元気になる。同様に、人が元気になれば字が元気になり、字が元気になれば町が元気になります。まちづくりの根幹は字づくりであり、人づくりであります。字で暮らす一人一人が主体性を持って、未来を担う次の世代へつなげていけるようなまちづくりを推進したいと考えております。

②第5次知名町総合振興計画は、事業計画として過疎計画を採用しておりました。第6次知名町総合振興計画においても、同様の扱いを予定しております。また、そこに掲載されない詳細な事業につきましては、財政係が集約する振り返りシートにより把握してまいります。進捗管理として、毎年の町民アンケートにより改善度を把握できないかを現在検討しているところでございます。

評価の手法につきましては、職員の振り返りシートによる内部評価の実施、そして、例えば地方創生有識者会議のような委員の皆様にも外部評価や進捗管理をしていただけないか検討していくつもりでございます。いずれも、詳細につきましては、今後調整してまいりたいと考えております。

③番目、町民との共有についてでございますが、町民と共有できるように町のホームページ上には掲載いたします。計画について全世帯にお知らせする方法といたしまして、広報ちなに計画の主要部分でありますミッション、アクションを掲載し、計画の周知を検討しております。

また、製本版として第6次知名町総合振興計画は、およそ300部を印刷予定としております。議員の皆様や各字区長などの地域づくりの中心となる方々へ配布や、全世代が手に取って確認できる環境を整えるため、小・中学校、高等学校、各字公民館や町立図書館にも配布を予定しております。

続きまして、公共交通に関するご質問です。

①番目に、公共交通の重要性等につきまして回答します。

ご承知のとおり、沖永良部バス企業団は、知名町と和泊町が運行を委託する形で運営されており、特に高齢者において、通院や買物において重要な役割を果たしております。ご質問のとおり、高齢化が進み、交通弱者や免許返納者が増えることが予想されております。島内唯一の公共交通機関であります路線バスの重要性は、今後さらに増していくものだと考えております。

今後、公共交通活性化協議会を通じ、沖永良部バス企業団、知名・和泊両町及び関係機関と連携を図りながら、利用者の利便性の向上を図りながら、事業の改善、運営維持に向けた積極的な取組を行ってまいります。

②路線バスを利用した観光ルートの開発等についての質問に答えます。

現在運行しております路線バス、5つの系統の運行ルートは、島内利用者の生活路線として運行しているため、運行ルート及び各停留所は観光地からも遠く、観光客にとっては利用しづらい運行ルートとなっているのは事実でございます。

路線バスを利用した観光地を巡るルートとなりますと、定期運行は厳しいと考えております。申込みがあった際に運行するデマンド方式が考えられますが、現在の

バス企業団の職員数やバス車両数では、これ以上の運行系統を増やすことは非常に厳しい状況でございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、観光地として、地元民しか知らない多くの地域資源があると思っておりますので、貸切りバスで運行しております観光バスの新たな観光ルートの開発に向けては、観光協会や両町観光担当課または各字代表者と連携し、新たな観光ルートの開発に向けて協議検討してまいります。

③子供たちの利用促進等につきまして。

バス企業団では、長期休暇の際に高校生以下料金の割引を行ってございましたが、平日は料金設定が高く、利用者、保護者等からも利用のしやすい料金設定の要望が届いているところであります。

そこで、令和元年12月24日から、高校生以下の方々には年間を通して料金の上限設定を行うこととし、小学生以下は1乗車に限り100円、中学生、高校生の1乗車においては上限を200円と定め、料金設定をしております。

今後も、習い事や地域行事の参加にバスを利用してもらえるように、子供たちが利用しやすい環境について検討してまいりたいと考えております。

④番、本社事務所の移転等についてです。

現在、バス企業団の事務所の老朽化、築50年以上がたっております。これに伴い、平成30年3月に策定しました沖永良部バス企業団経営戦略におきまして、平成31年度（令和元年度）に本社事務所を下平川保育所跡の現エラブココへ移転する計画としておりました。エラブココへ事務所を移転することにより、おきのえらぶ観光協会との連携を強化し、お互いの業務を集約化することで観光バス事業と観光事業などの業務効率化を図ることができるのではないかと想定したためでございます。

しかしながら、バス企業団の事務所や運転手の休憩室としてのスペースが確保できないこと、またイベント、会議などがある際に現状では駐車場のスペースが確保できないことなどから、移転の計画は白紙になった状態でございます。バス企業団の事務所の老朽化に伴い、移転や事務所建設は喫緊の課題となっておりますが、今後も両町及びバス企業団で協議してまいります。

以上で、回答を終わります。

○2番（外山利章君）

それでは、順を追って再質問していきたいと思っております。

今、町長のほうから答弁がありました。第6次総合振興計画においては、特に字という、地域コミュニティーの最小単位である字を中心としたまちづくりというも

のを目指していくというふうに答弁がありました。自分たちの字というものはどうあるべきか自分たちで考えて、これからの字づくりをしていく、まさに字の自主性というものが問われることになってくると思います。

その際に特に重要になると思うのは、字の運営をつかさどる諸団体あるわけですが、それを全体を統括する形になる区長さんの存在というものが非常に大きくなるし、またその行動範囲というものが広がってくるのが予想されます。

そこで質問ですが、区長はこれまで字から推薦あった者を町長が任命していました。特別公務員という形だったと思いますが、さきの議会において制定された会計年度任用職員制度の対象からは、私のほうが質問いたした際は、区長さんは今回は制度から外れますということだったと思います。字を中心としたまちづくりを考える上で、区長さんの身分保証というのは非常に必要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

その件については、委託という形にならざるを得ない法改正でしたので、そのような方向で進めておりますが、県の総合事務組合の保証というのがございます。保険、それには加入する今手続を行っております。そういうことで、身体的なとか事故とか、そういう面については何らかの保障が可能だと思っております。また、委託料についても従前の報酬の額から下がらないような配慮はしていきたいと思っております。

○2番（外山利章君）

はい、理解いたしました。

そういう形で、区長さんの身分というものは保証をしっかりとされて、その中で字づくりにおいて活動が活発に区長さんが中心になって動けるように、その分については町のほうでしっかりと配慮していただきたいと思えます。

それで、先ほど午前中の名間議員の質問からもありました。私は、この21の集落の活性化を目指すというのは非常にいいことだと思うんですけども、一体、町としてどういうふうにその活性化に関わっていくかというところが一番大事ではないかと思っております。

もう一度、先ほど午前中の名間議員の質問の回答にも町職員としては積極的に関わっていくという話がありましたけれども、具体的に今どういう形で関わっていくというのが決まっていれば、お答えいただけますか。

○町長（今井力夫君）

字づくりにおきましては、各字のこの総合計画の中にもございますそれぞれの字

は、それぞれの字の特色を持った集団でございます。全ての字が同じ規模でもございません。大なり小なり中なりあります。そうしますと、そこにはそれぞれの字の独自のそこに文化もあり、持っているソースというのが変わっていると思います。したがって字の運営等につきましては、基本的には区長を中心とした集合体の中で協議されたものを基にして、字の年間の事業計画とかが組まれてくると思います。ただ、知名町の中に21の字がございますので、それぞれの字が全く町と独立して動くということは当然あり得ないことでありまして、町の行事等に対して、我々は字に各種要請をすることもございますし、また、字の行事等について町に協力依頼が出てくると思いますので、そういうところにおきまして、私たちは協働で取り組んでいくというスタンスで臨みたいと思っております。

なお、各字におけます財政的なものにおいても、大なり小なりあるし、その中で大きな予算を伴う字の公民館の改修、それから消防施設等の改善等におきましては、どうしても町が責任を持って行わなければいけない部分が多々ございますので、そういうところにおきましては町が積極的に関わっていく必要がございます。

繰り返しますけれども、字の独自の運営につきましては、字の自主性を大いに尊重しながら、そして、我々がバックアップをしていただきたいということに関しましては、町としては積極的に関わっていきたいと考えております。

○2番（外山利章君）

字の運営の自主的なところは尊重しながら町として関わっていくというのは、今までとあまり制度としては変わらないんじゃないかと思うんです。その中で、どういう形の事業を持ってきて、午前中ありました名間議員のほうから、地域の支援員のような話がありましたけれども、ああいう形を積極的に進めていくという本当の形、字がまずやってくださいではなくて、字と町が一緒になってやりますよという形をつくっていかなければ、本当の意味で字の活性化というのはないと思うんです。

ただ、町長が言われたように、字というのはそれぞれのいろんな条件があります。その中で、またこういう形で活動したいと思ってもできない字というのはたくさんあるわけです。そういう字をしっかりと見極めて、役場がその字に対してしっかりとした手当てができるかというところを、本来であれば今までもその形だったと思うんです、字というものを大事にして町をつくっていくというところは。そこをあえて、今度の振興計画の中で字のコミュニティーというところをしっかりとプランのほうで打ち出してきたというのは、やはりそれなりの何か新しい形で字をつくっていくという方針が示されるべきだと思います。ただ、この後に出てきますけれども、今度の総合振興計画は基本構想だけで成り立っている部分があって、具体的な

事業というのがひもづいて今現在のところまだ出てきておりません。

そういう意味でいうと、特にこういう形で支援していきたいというのがもしあるのであれば、もう一度質問いたします。特別な事業、支援員制度によるものがありました。それ以外にも、町長、企画振興課長として、何か特別に考えているものがあればお答えいただけますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まず、第5次知名町総合振興計画を10年前に作成いたしまして、なかなかPDCAがうまく回らない、あと町民を含めてのご意見が伺えていなかったというところを今回、各種団体等含めて面接、あとアンケートを取りまして、どのような意向を持っているかという中で、やっぱりお話しする中で各字という言葉が、コミュニティーを含めて地域の部分の発言が多く出てきました。改めて、今までその地域のことを進めながら行政もやってきたんですが、一回しっかりと、コミュニティーづくりはやっぱりまず集落の中から、集落から育てていきたいと思いますよというところを示して、第6次というのを進めたらどうかというふうなところになりました。

もう一つでは、その6次に向けて、集落、地域に向けて何らかの措置はということですのでけれども、そのあたりを今度、令和2年度を含めて検討していきたいというふうに思っております。後ほど回答する予定でしたが、今度、令和2年度に地域おこし企業人を予算提案させていただいております。その地域おこし企業人につきまして、その方に入っただいて第6次の内容の確認というか、あとそれを含めて第6次で21集落を基本としていきますよというふうなのは示しましたが、じゃ具体的にとおっしゃるとおり、なかなか具体的に出ておりませんでしたので、そこら辺を令和2年度に企業人の事業を使いまして詰めていきたいというふうに考えております。

○2番（外山利章君）

その進捗状況に関しては、企業人という形で外部の方が入っただいてしっかりとチェックをしていく。同時に、区長さん、先ほど言っていますけれども、字の中心になる区長さんです。そういう方々にしっかりとヒアリングをして、本当に区長さんから言ってくるのを待つのではなくて、町の担当者が、それぞれが出向いていって一体どういう問題がありますかというそのヒアリングについてもしっかりと取っていただきたいと思います。そうすることで、字の人たちの意識というものも変わってくる部分があると思いますので、その体制づくりもぜひお願いしたいと思います。

これまで、行政がトップダウンの形で地域づくりというものは行われてきましたけれども、自分たちの地域の未来を自分たちで考えてしっかりと行動してつくっていくという住民自治の本来の形というものが、今度の総合振興計画でしっかりと打ち出されているのではないかなと思っております。

ただ、一つ気になるのは、行政が財政的であったり人材的に厳しくなったから地域が頑張ってくださいよというのではなくて、そうなると地域に負担を強いるような形になってしまいます。自発的に地域がこの地域をどうしていこうという機運づくりを行政のほうからもしっかりと働きかけてつくっていくことを要望したいと思います。

それと、次に未来づくりというところでいいますと、町長、未来像として、施政方針で持続的な社会の構築ということが述べられていました。低炭素、循環、自然共生の取組を進めていくということがしっかりと打ち出されておりました。

近年、地球温暖化が原因と思われる異常気象が起きて様々な災害が頻発しております。これは実際に、もう気候変動ではなくて気候危機と言われる状況を迎えております。このことは、決して遠い地域の話ではなくて、私たちが起こす経済活動がそれぞれの地域にそういうふうな災害を及ぼしていくという状況があります。このことを次世代のために、決して自分たちがやったって何もならないではなくて、自分たちからこそ行動を動かしていくことが必要だと思われまます。総合振興計画でも、環境と調和した持続可能な地域づくりというものが基本理念として位置づけられて、再生可能エネルギーの導入などが打ち出されております。

そこで、提案ですが、現在、同様の理念を持った自治体において、気候非常事態宣言というものが行われています。これは、人類の及ぼす気候変動に対して、自治体として具体的な政策に取り組む姿勢を内外に明確に示すものであって、世界的な流れになりつつあります。全国で、現在30自治体ほど宣言に取り組み、今準備中のところも含めて取組を進めているところがあります。

そこで、本町においても、ぜひこの気候非常事態宣言を行って、その姿勢というものを明確にして、再生可能エネルギーの普及など、具体的な対策に取り組むためのきっかけとしてはどうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

私が、これからの社会の中で低炭素化、できれば脱炭素化と国連が話をしているように2050年までに脱炭素化というのが実践できたらよろしいんですけども、私たちのこの小さいまちからまず始められるのは低炭素化社会づくりから始まるであろうというふうに思っております。そういうものをまちづくりの中心の課題のテ

一マの一つに置くことによって、町民に環境をこれからどう取り戻していくかという意識をより高めていただきたい。そしてまた、町自体も地球に優しいまちづくりというものに取り組んでいくという道筋を明確にしていきたいなという辺りから、私は低炭素化社会への取組を始めますというような方向性を打ち出しております。

今、議員がおっしゃっているような非常事態宣言、まだまだ国内においても宣言している自治体は非常に少のうございます。そういう中で、知名町が先頭を切っただけで、こういう宣言をするというのは、非常に大きな外部へのアピールにもなるし、むしろ外部へのアピール以上に町民に対して、本当にこれからはもう待たなしの環境に配慮した島づくりをしていかないと、もう地球環境がどんどん変わり自然災害も大きくなっていきますよというのをお互い本当に感じるためには必要な宣言の一つではないかなと思っておりますので、今後、この宣言を出すに向かっての具体的な勉強会というのを早急に我々も立ち上げて、この宣言をする自治体の先駆者として動いていきたいなということは考えております。

○2番（外山利章君）

はい。ありがとうございます。

これ、国会においても超党派の国会議員の間で、この宣言に取り組む議員連盟が設立されるんです。国全体に広がりつつあります。町長おっしゃるように、ほかの市町村に先駆けて、もう知名町のほうが高らかにこの宣言をして、そのことで総合振興計画の基本理念の実現に動き出すことを期待いたします。

それでは、①の質問を終わります。

次に、②であります。企画振興課長にお尋ねいたしますが、今回、これ基本構想のみでできていることなので、ある意味、言葉ができていて、その実態というのが少し見えない部分があります。その事業というものは、それぞれの具体的な事業についてというものは、どのような形でどの理念に結びついていくのかというものを示す資料というものは作られますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

本議会の中でも、議案としまして過疎対策計画の変更も出しております。第5次総合振興計画の各実施計画、第5次の場合はこのような黄色の冊子の10か年の計画を立ててお示しいたしました。ただ、そのときの情勢、あと財政等の変化に伴ってなかなかこの計画どおりいかないというところがありました。

実質、今おっしゃっている各実施計画に近い形というふうになりますと、一番適合性が高いのが、過疎対策計画の各年度ごとの計画表を出しておりますが、その数

値と事業が現実に近いという形になっておりますので、今後はその表、数字と事業を引き続きお示ししていきたいというふうに考えております。

○2番（外山利章君）

過疎対策計画、確かにもう行政の方々と私たちのような議員は見る機会がありますけれども、一般の町民の方というのは、あの計画書自体は見るのがまずないと思います。やはり総合的なこれからのまちづくりを示す計画であれば、もっと分かりやすい形で、町民が見えるような形でしっかりと資料というものを作る必要があると思います。

ここの場で度々紹介しますが、北海道のニセコ町というところが、予算書という形で作って毎年発行しているという話を毎回しておりますが、その中には総合振興計画もしっかりと明記されております。毎年、総合振興計画の一番最初のページに、こういう形で総合振興計画が載っております。それで、その後ろに毎年の予算書の中にそれが位置づけられているんですね、総合振興計画のどの分野でこの予算が使われているかということが。

このような形で、しっかりと分かりやすい資料というものを作って、町民に対して、町はこの理念のためにはこういう事業をしていますよということを示すことが必要だと思います。ぜひ、こういう形を取り入れてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

町民の皆様へお示しする形としまして、今までは例えば広報ちな4月号、毎年大体4月号に新年度における予算、あと主な事業内容というのをお示ししております。昨年の4月号においても、こちらのほうに平成31年度主要事業ということで事業費、それから事業内容等をお示しして、どのような予算で使われているかというふうなことで広報ちなでも掲載をして、町民の皆様へ分かりやすくお示ししているというふうなつもりでおります。

今、そのようなご指摘もありましたので、先ほどの1年間の総合振興計画の在り方というか、町民への示し方も含めて、これプラス、先ほどおっしゃったニセコ町の形等も参考にさせていただきながら、知名町としてはどういうふうに進めていくかというのは検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（外山利章君）

できるだけ町民の方がしっかりと見て分かる形の資料というものをぜひ作っていただきたいと思います。

次に、その進捗状況のチェックについては、職員、内部の事業振り返りシート、

これは内部評価に恐らくなると思いますが、それと地方創生の有識者会議が外部評価という形で、両方で内部と外部でチェックしていくという形になると思いましたが、有識者会議というメンバーがちょっと自分のほうでどういう方々がいるか分からないのであれなんですけれども、できるだけ町民の方を多く入れていただいて、しっかりとチェック、またアンケート等も取っていただいてチェックする体制を取っていただけないかというところがあるんです。

というのは、内部評価というのはやっぱり行政の中だけでどうしてもチェックをしてしまうので、自分たちの業績は甘く評価するか辛く評価するかはちょっと分からない部分がありますけれども、どうしても内々になってしまう分があると思います。やっぱり町民目線でしっかりと事業というものを判断していただきたいと思いますので、その点については要望いたしますので、アンケート等、もしくは町民が入って評価できるような形というものをぜひつくっていただきたいと思います。

その結果をまた示すことも町民の理解を得ることにつながりますので、分かりやすいこの事業はどれぐらいの達成度ですよということもしっかりと示して、数字として評価して、その数値を出すことで町民との意識共有というものが図られると思いますので、その点についてもぜひ考慮いただきたいと思います。

今回の総合振興計画、アクションプランに対応して、それぞれの事業がひもづけられることとなりますよね、企画振興課長。はいか、いいだけで結構です。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

もう一度お願いします。

○2番（外山利章君）

今度、総合振興計画、先ほど言ったように構想だけでできておりますので、具体的なその事業というものが見えませんが、アクションプランが幾つあるんですか、アクションプランが21あるわけですよね。それに対応してそれぞれの事業というものがひもづけられていくわけですよね。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

失礼しました。そのとおりでございます。

○2番（外山利章君）

そこで、予算規模で、それぞれの事業というものがひもづけられていくわけですが、その中で町民の関心がある予算規模が高いものや注目度の高い事業としては、新庁舎における再生可能エネルギーの導入と水道の硬度低減化の事業が考えられると思います。

そこで、それぞれの事業について確認のために質問いたしますが、前日の今井議

員の質問の中で再生可能エネルギーの導入を進めていきたいということでありました。私も、さきの議会の中でぜひ導入をしてくださいということと提案をいたしたことがあります。

ただ、町民の方からこういう声がありました。役場のほうで今そういう形の計画がありますが、それだけのお金を投入して、本当にそれだけのコストだったり、ランニングコスト、導入コストも考えた場合にそれが本当にプラスになるのかという形で町民のほうからお問合わせがありました。それにプラス、工法はちょっとこれは分からないですけども、特殊な形でそういう施設を入れて、もし壊れたときに直せなくて外から業者を呼ぶようであれば、やはりそこもなかなかすぐ使えないような施設ができてしまうんじゃないかという懸念の声をいただきました。

そういうことから考えると、しっかりと町民に対してその再生可能エネルギーの理念であったり実用性というものをしっかり理解してもらうためには説明をする必要があると思いますが、広報、住民説明会等も含めて、その点についてはどのように行うか、考えておられますか。

○町長（今井力夫君）

例えば地中熱をどう使っていくのかということに関しましては、昨年10月から始めました町民と直接私が話し合いをする中で、私のほうで直接町民には説明をしてきたつもりでございます。地中熱をどういうふうな形でこれが空調設備に使われていくのかと、地下水をどういう形で使うことによって空調設備として稼働していくのかというようなあたりも説明させていただいたつもりでございます。

本年度に、先ほど施政方針の中でも申しましたけれども、奄振事業の中でこの事業が最終決定されましたら、本年度中にこの実証実験をスタートさせますので、その実証実験の結果、本町において、これだけのエネルギーを、電気エネルギーを使わなくても済む、そういうシステムになりますよと。何パーセントの電力を削減することができますよと。その結果、何年間で我々はこの設備投資にかかった費用を取り戻すことができるのかと、こういうものをきちんと説明していくのは当然必要なことだと考えておりますので、本年度、決定次第、実証実験に入っていくつもりでございますので、町民の皆さんには、その実験データを基にした説明を当然していくつもりでございます。

○2番（外山利章君）

確かに、その結果を基にしっかりと説明をしていく、その後に事業導入ということになると思います。

経済建設の私たち委員が、所管事務調査に五島市のほうに行きました。五島市、

再生可能エネルギーの全国的にも先進地で、洋上風力発電であったりという形のいろんな取組が行われておりました。非常に勉強になったところではありますが、五島市の場合、その事業を導入する際に、スムーズにするために知見を有する産官学とあともう一つ、もちろん行政、それにもう一つ、民が入ってくるんです。民も入った形で、事業導入をどういうふうに進めていくかという協議会を設置しておりました。やっぱりそういう形で、まず行政で主導するとどうしても町民であったり、分からない部分がありますので、高い意識を持ったまず産官学に行政が入って、町民も入って協議会で事業を進めていくことで、その事業導入の理念というものが非常に分かりやすくなりますし、何も行政だけが進めている事業だというふうには町民にも捉えられなくなるのではないかと考えています。

五島市は、本当にそういう形で、ああ、すごい進め方をしているなと思って非常に感心したところでありました。ぜひ知名町においても、そういう形で町民の代表もしっかりと入れて、団体の代表も入れていただいた協議会をつくっていただいて事業導入というものを進めていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

町民の皆さんに行政がどういう取組をしているかというものをしっかりと理解していただくような取組というのは、当然必要なことだと思っております。その一つとして町民会議がありまして、その町民会議の中で、今こういう進捗状況にありますというのも事細かく説明をして、それに対してじゃ町民の代表である36名の委員の皆さんはどうお考えですかというのも確認していっているのが今の流れになっていると思います。

この事業、低炭素化に向けての様々な事業を進めていく上では、我々だけでは理解し難い部分もありますので、当然、企業の皆さん、それから学識経験、大学関係との様々な協定もあります。その中にどういうメンバーを入れて1つの協議会を立ち上げていくのかというのは、これは今後、我々は検討していく部分だと思っております。ただ、町民に全く情報が流れないというようなことがないようなシステムは、今まででも十分取ってきたつもりでおりますので、今後、協議会をどういう組織メンバーで立ち上げていくかということについては、これからの検討事項になっていくかなと思います。

○2番（外山利章君）

町民もしっかりと理解できる形で事業導入が図られるように、その協議会設置に関しては十分に検討していただきたいと思います。

次に、硬度低減化についてであります。硬度低減化、現在、施政方針の中でもありましたが、水源が見つかって1つで済みそうだということで話がありました。以前、田皆のほうで、私たち、その実証実験を見させていただきましたが、その際は硬度低減化処理としてペレット法というものを使うということでありました。ただ、さきの議会の中では、ペレット法ではなくて電気透析法のほうを導入したいという話がありましたが、その工法が変更になった理由というのは、水道課長、どういう理由でしょうか。

○水道課長（山田 悟君）

はい。お答えします。

田皆のほうでペレット法の検証は行ったんですが、そのときも説明したと思うんですが、ペレットを導入するということでの検証じゃなくて、ペレットの場合はどういうふうな形で硬度低減処理をやっているのか、水の、そこら辺を見てほしいということで説明したと思います。

あと、今回、ペレット法、電気EDR法、この2つの硬度低減化方法があるんですが、その中で電気透析法のほうが良いというのは、今後の維持管理、そしてランニングコスト、そのほかに保守点検関係もいろいろ出てきますので、そこら辺とかみんな考慮して考えた上で、電気透析法のほうが管理もしやすいということで、知名町の場合は電気透析法のEDR法を採用したいなということになります。

○2番（外山利章君）

私、少し、水道課からもらった資料もあるんですけども、調べたところで、最初、導入費用に関してもペレットのほうが安くて、ランニングコストに関してもペレットのほうが安いというふうに理解していたので、てっきりこの事業を進めていくのかなというふうに思っていた部分があるんです。電気透析、先ほど再生可能エネルギーのことも言いましたけれども、ペレット法は非常に簡便な方法だっと思います。電気透析は、かなり高度な機械が必要ですので、先ほど言ったのと同様でくるんですけども、もし壊れた場合にどうなるかというところの問題が出てくると思うんです。水道というのは、町民の大事なライフラインです。そこが壊れたからといって止めることはできませんし、その対応方法とかもいろいろあるのかもしれないですが、そう考えると、すぐ対応できるような対応の方法というものもやはり検討する必要もあるべきじゃないかなと思っております。

また、これ決定に当たっては、どこかコンサルであったり専門家の意見というものも聞かれましたか。

○水道課長（山田 悟君）

専門家の意見とかそこら辺はちょっと確認していませんが、今まで私たちが出張のたびに、各市町村の硬度低減化施設を見に行き、どういう状況で行われているのか、また維持管理、そこら辺もみんな一応聞き取りを行った上であります。

○2番（外山利章君）

町長のほうから、施政方針からありましたけれども、国の補助であったりそういうものがしっかりと決定しなければ、事業導入に向けてはまずそこが先だという形で前提であるという話がありました。まだしばらく時間があるのかなど、私としては思っているところがあります。ぜひ専門家の意見もしっかりとまた聞いて、また議会においても、かなり大型の事業ですので、そこはしっかりと説明というものもいただきたいと思いますので、その点は十分に配慮していただきたいと思います。

それでは、次の③の質問に移ります。

この総合振興計画、先ほどから何度も言いますが、基本理念だけというか、基本理念になっておりますので、事業というか、実際の実態が見づらい部分があります。

私、これの実は協議委員もしておりましたが、その中でも、私は全戸配布してくださいと言ったんです。この総合振興計画、ダイジェスト版でもいいですから、全戸配布してくださいと。町民がしっかりとこの計画を理念、先の7年間のまちの方向性を示すのをしっかりと理解できなければ、先ほど地域からまちをつくっていくという話がありましたが、何のことやら分からないわけです。だから、ぜひそこは配布してくださいと。委員の中には、配布しても、これは理念だからそれは言っても町民には伝わらないんじゃないかという声も実際ありました。

ただ私、この計画、この後、単独議案で出てきますけれども、委員で関わっていた立場でいいますと、非常にすばらしい総合振興計画だなと思っております。まちの方向性としては、私は間違っていないんじゃないかなと思っております。だから、町民の皆さんにぜひ知ってもらいたいんです。町民の一人一人がこの理念というものをしっかりと理解しなければまちの方向性というものはつくっていけないと思います。そこで、ぜひ全戸配布していただきたいと思いますが、企画振興課長、いかがですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

先ほど、町長のほうから答弁もありました。町のホームページにはもちろん掲載をいたしますが、全世帯にと、ダイジェスト版につきましても、ただ例えば表裏1枚組、2ページ、ましてや4ページの形で町民の皆様へお知らせというか、お示しできるかどうかそのあたりも含めまして、答弁としましては、広報ちなみに主要であるミッションやアクションプランを掲載をして町民の皆様へお示ししたいという

ふうなことでございました。また、これも含めて、町民の皆様はどういうふうにお示しするかも検討させていただきたいと思います。

○2番（外山利章君）

しっかりとその周知の方法については、また分かりやすく周知をしていただくことを要望して、次にいきたいと思います。

基本理念、行動方針をしっかりと実現するためには、そのための事業導入であったり制度作成ということで、行政を運営する役場職員がしっかりとその理念というものを理解しなければいけないと思います。

この総合振興計画をつくるに当たっては、町民アンケートの中で、回答総数のうち510名のうち公務員が25%、120名を占めておりました。ただ、その設問で「総合振興計画を知っていますか」というのが、「よく知っている」のが40名しかいなかったんです。実際、総合振興計画、町の上位計画でありながら、120名回答して3分の1、40名しか総合振興計画をよく知っているという職員がいなかったんです。

このことは、役場職員がしっかりとこの計画を理解していなければまちづくりの方向性というものは見えないと思います。ぜひその点は、役場職員についても勉強会、検討会、また役場職員にもぜひ全員配布してその理念というものをしっかりと共有していただきたいと思います。その点は、もう、はいか、いいえだけで結構です。企画振興課長、いかがでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

進めていきたいと思います。

○2番（外山利章君）

それでは、次の質問に移ります。

公共バスの維持については、先ほど重要性についても述べました。また、町にしてもバックアップしていくということで回答がありましたので、②のほうにいきたいと思いますが、観光資源ということで、地域の重要な観光資源はぜひ活用していただきたいと思いますが、奄振の交付金事業で久志検において集落散策ツアーというものが行われております。これもやはり地域の重要な地域遺産を活用したものだと思いますが、こういう事業をすると大体1つのところで終わってしまうんです。1つの集落で実績をつくって終わりということになってしまいます。そこだったら何のためにやったか分からないと思いますので、これを全部、ぜひ全集落でやるように行ってほしいと思いますが、生涯学習課長、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

今回、奄美群島成長戦略推進事業を使いまして、久志検字を中心に文化財関係のモニターツアーを行いました。全字を対象にということですが、今回、久志検字をしましたが、商工会女性部のほうで、知名町を対象にしても回っております。例えば、世之主の墓であったりとか回っていますので、21ある集落は単独ではコースはできないんですけども、町全体をやったコースは可能かと思いません。

○2番（外山利章君）

よろしく願いいたします。全集落というのは、先ほど言ったように、集落それぞれあるんで難しい部分があると思いますが、取り組めそうな集落というものが分かると思いますので、例えば遺産があったり、いろんな形で活発に活動している集落、そういうところからやっていってほかの集落に波及するということもあると思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、それとバスを使った観光ルートというのを、この間、自分たち、育成会と子ども会で国頭集落に育成会で行ったんですけども、子ども会とで。非常に、その時間の合間にその集落を回ってみることで、自分たちの知らない沖永良部というものを見ることができました。そういうところで、両町でぜひ、国頭のほうから今度は来たいという話もありましたので、そういう形の交流促進の一つのツールとして公共交通機関というものを利用していただきたいと思います。

それでは、③ですが、公共交通機関です。

町民アンケートによると、住民の8割が直近1年間で路線バスを利用していない。主な利用層は65歳以上の高齢者であると。将来に向けて公共交通体系を維持していくためには、子供の頃から公共交通の利用に対する意識を高めるということが必要だと思います。そのためにこの間、バスツアーも私たちはしたわけですが、バス企業団、先ほど町長の回答から得ました小学生、中学生の児童・生徒のバスに対する助成制度というものを行っております。また、公共交通網の形成計画においても、子供の頃から公共交通に対する意識を高めようということがうたわれておりました。

ただ、小学校の決まり事で原則として校区外へ子供たちだけでバスに乗ってはいけないという小学校も、バスでは出ないところがあるんです。ただ、この点については、先ほど習い事や地域行事に利用しやすいように検討とありましたが、それはそういう形も含めて全体で見守っていく形をつくっていくという回答でよろしいでしょうか、教育長。

○教育長（林 富義志君）

今指摘があったとおり、学校では校区外には保護者と一緒にとということが条件づけになって、それが足かせでバスを利用してこれまで行っていなかったんかかもしれませんけれども、言われるとおりに、これは実際には上限100円になったということで、高学年の子供たちは、学校での決まりはそうになっているんだけど、実際にはバスに乗って利用しているというふうにバス会社からは聞いております。ですから堂々と、学校の決まりがあるんですけども、言われるとおりに、何とか字単位でもいいし、町全体ではPTAの連絡協議会とか、それから校外生活指導連絡協議会あたりでぜひこの問題を協議していきたいということで、子供たちが自由に乗れるように。ただ、いろいろな問題があって、これまで親と一緒にというのがありますので、その辺はそういう機関と協議をして、学校と相談して進めていきたいと思っております。

○2番（外山利章君）

最後、締めたいと思います。大人が子供たちを安全に見守る体制というものがしっかりとつくれば、子供たち、本当にその中で貴重な経験をすることができると思います。ぜひそういうシステムづくりというもの。実は本当は、今日は提案もあったんですけども、ちょっと時間がなくてできないので、教育長ともまたそういう話もしたいと思っておりますので、ぜひそういうシステムづくりを進めることを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、外山利章君の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受け止め、適切なる対処をお願いいたします。

昨日の3名、本日の3名、計6名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

△日程第2 議案第2号 令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）

○議長（平 秀徳君）

日程第2、議案第2号、令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第2号は、令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1億8,405万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,824万4,000円と決めました。

〔発言する者あり〕

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時16分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（今井力夫君）

大変申し訳ございませんでした。

ただいまご提案申し上げました議案第2号は、令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,380万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億3,799万4,000円と決めました。

主な補正内容は、国のGIGAスクール構想を受け、ICT（情報通信技術）を活用した教育環境の充実を図るため、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業費等を新規計上し、その他、事業量の増減等により変更を行いました。

繰越明許費は、新規計上の事業費のほか10の事業を計上しました。

債務負担行為は、システムリース料等の追加、変更を行い、地方債は、新規計上した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費債を追加し、その他事業量の増減に伴い変更を行いました。

詳細についてはお手元の予算説明書をご覧ください。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議員の皆様にはご迷惑をおかけいたします。何度も訂正になりますが、1ページの上のほう、令和元年度知名町一般会計補正予算「（第2号）」となっておりますが、これは「（第4号）」の誤りですので、訂正方お願いいたします。括弧の中で

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出補正予算。

○10番（福井源乃介君）

給食センターの物品公売については非常に大好評で、64万円の売上げがあったという報告がありました。

町長の公用車についても、チラシを入れて防災無線できちんとやっぱり広報して、何らかの形でやっぱり財源に生かせるよう、再度取り組むべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○総務課参事（村山裕一郎君）

公売の入札公告をしました。入札書の申込書、2件ほど受け取りに来ましたが、入札申込みがありませんでした。その後、廃車はただいま手続中です。廃車手続です。

○10番（福井源乃介君）

廃車手続に入っているということなのですが、やはり何らかの形で財源確保という、先ほどから一般質問の中でも特に財源が財源がというのが非常に多く答弁の中でも出てきています。自主財源確保という形で再挑戦すべきじゃないかというのが私の提案なのですが、その点はどうでしょう。

○総務課参事（村山裕一郎君）

自動車整備工場に確認しましたところ、価格が5万円で公示をしたんですが、修理代が4倍から5倍以上かかるということでしたので、入札申込み者の方も整備自動車のほうに確認しに行ったところ、申込みを断念したという経過です。それと、下取りができないかということで自動車整備工場幾つかに当たりましたが、返事ありません。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

すみません、やむなしだと思います。

○12番（名間武忠君）

公用車の件で町長にお尋ねしたいんですが、町長の公務に使用をするときの公用車なんですが、今、車検あるいは廃止手続関係をされているということですが、この間、どのような方法でそれぞれの現場等、あるいは他の移動等に使っているのか、その点をお聞きいたしたいと思います。

○町長（今井力夫君）

公用車の入替えをするに当たりましては、前回まで使用していた公用車を使用することもございました。それ以外に総務課所有の車、そして、関係各課の事業等に行くときには関係各課の車を利用して公務に行っております。ただ、私が出張するときにおきましては、職員の勤務が多くの間、約2時間から3時間カットされることもございますので、私自身の車で空港まで行くということも数回はございました。

○12番（名間武忠君）

職務上、町長という立場からすると、私はあくまで公務については公用車を使うべきだと思うわけなんです。町長は、よくなかなか時間が取れない、先ほど言った職員の時間をもたないというような感じで話されますけれども、町の責任者としての移動については、あくまでも公用車でないといけないんじゃないかなという気がするわけなんです。常に私用車でやるということについては、万が一、事故等についても公務中なのかどうかということになりかねないので、その点については、極力、公用車使用を要請いたしたいと思います。

○町長（今井力夫君）

議員以外にも、ほかの町民の方からも同様のご意見をいただいたこともございまして、軽トラでは危ないですよということも何度かお聞きしております。今後、公用につきましては、公用車を積極的に活用していきたいと思っております。

○7番（大藏哲治君）

滞納の収納状況についてでございますけれども、今年、収納状況のほうの書き方を変えて大変見やすくなったことにお礼を申し上げます。

ところで、収入未済額が1月31日現在で約1億3,100万円でありますけれども、知名町の町民税が1億8,000万円ぐらいですか、税務課長、合っていますか。約1億8,000万円ぐらいだと思っておりますけれども、1年間の町民税に匹敵するぐらいの未済額が生じております。そしてまた、前年度が約1億300万円で、約3,000万円ほど未済額が去年より増えている状況にありますけれども、そのように未済額が増えることから脱却しなければいけないと思うんですけれども、税務課としては、集金というか徴収についてはどのように対処されているのか、伺います。

○税務課長（甲斐敬造君）

税務課のほうでは、10年ほど前から本格的に滞納整理に取りかかっておりまして、その10年ほど前、以前は各家庭を訪問して訪問徴収というのを行っていたということなんです、本格的に職員を税務大学校等に派遣して研修をしている中で、やはり訪問徴収というのは納期内に自分の時間を割いて自分の労力を割いて納めて

くださる一般の9割以上を超える町民の方に対して不公平であるということで、訪問徴収自体は現在行っておりません。ただ、放送等で納期内納税の回数を増やしたり、あと滞納処分についても10年ほど前から徐々に行ってございまして、現在は年に1回公売会が確実に開催できるように差押え等も行ってございます。また、それから動産以外の物品、給与あるいは預貯金についても差押えを積極的に行っている状況です。

○7番（大藏哲治君）

先ほどから、公売についての話も出ておりますけれども、差押えについては、滞納が何年たったら差押えに入るとか、そういう規則とか規約があるんですか。

○税務課長（甲斐敬造君）

差押えにつきましては、地方税法で納期内に納税がない場合に督促を出しまして、督促を出した日から10日経過しても納付がない場合には財産を差し押さえなければならないというふうに規定があります。これは義務規定ですので、確実にやっていかなければならないことですが、現在のところ、件数があまりにも多過ぎるということで、大口の滞納者、それから相談にも応じない滞納者のほうを優先して行っております。

○議長（平 秀徳君）

いいですか。

ほかに。

○2番（外山利章君）

今、新型コロナウイルスの関係で学校が休業になったりと、非常に大きな影響を受けているわけですが、知名町において、どのような対策、もしくは会合、対策本部なりが立ち上がっているのかどうか、教えていただけますか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

これにつきましては、皆さんもご存じのとおり、和泊町はさきに対策本部を設置してございます。これを踏まえまして、今、確かに県、保健所からの指導というものは、発生がないものですから、どうこうしなさいというのはありませんが、あさって3月6日、徳之島保健所を交えて関係機関、医師会、病院、その他もろもろの両町で、消防署において対策会議を開催する予定でございます。

○2番（外山利章君）

今、課長がおっしゃったように、新聞で21日に和泊町のほうは既にそういう会議を開いて役割分担等もしっかりとできているわけですね、庁舎内で。その際に、2015年末で策定した新型インフルエンザ対策計画に基づいた被害想定対策推進

のための役割分担ということで、2015年にこういう新型インフルエンザがはやった際に、どういうふうな対応をしましょうと、どの課が中心になって、またどの課とどの課はどういうふうな役割を担ってくださいというふうな計画が和泊町はできていたというふうに、和泊町の役場の方に聞いたら伺いました。

知名町は、そういう計画というのは、今までできていたんでしょうか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

これにつきましては、保健センター長の下に、インフルエンザ対策の行動計画はできております。

○2番（外山利章君）

もし、そういう計画があり、隣町のほうが先にそういうふうに動いているのであれば、知名町のほうでそういう対策をしっかりと取って、町としてどういうふうな対策を行うのかということは、それぞれの関係機関と連携して取るべきじゃなかったかなと思っております。

6日に保健所からのそういう説明会があるようですけれども、県が来るのを待っているのではなく、町としてしっかりと保健衛生の観点から、そういう対策本部というものは立ち上げるべきだったと思っておりますが、今日、あした議会があります。そしてその後、またこれからもこういう問題があるかもしれません。ぜひ今後に向けて、今回のことを反省として、まずそういう形の体制づくりというものを進めていくことを要望いたします。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。第2表、繰越明許費、5ページ。

第3表、債務負担行為補正、6ページ。

第4表、地方債補正、7ページ。

○6番（宗村 勝君）

4表の上のほうにあります赤嶺字防災備蓄倉庫整備事業とありますけれども、町長の施政方針の中でも赤嶺字と言われましたけれども、それは何のことでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これは起債の名称でありまして、赤嶺字防災備蓄倉庫の建設を予定しております。

○6番（宗村 勝君）

理解しましたけれども、その名称は竿津分団と言いますから、赤嶺の字だけのものかなと理解したもので質問させていただきました。

○総務課長（瀬島徳幸君）

その防災整備について、今、防災備蓄倉庫というのがないものですから、赤嶺字の備蓄倉庫という仮称というか、そういう目的で造りますよということでこういう名前になっておりますので、竿津のあくまでも防災備蓄倉庫を予定しております。

○6番（宗村 勝君）

いつかの一般質問の中で、竿津と屋子母の予算を確保して一緒にお願いしますというお願いをしたんですけども、その件はいかがですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

こういう備蓄倉庫等の敷地については、字のほうで確実な確保をお願いしております。ということで、屋子母のほうでまだ登記上の問題点があったりして、確実な所有権移転等々がありませんでしたので、字のほうの確かな登記ができた段階で、屋子母字については事業を行うような形になろうかと思えます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○12番（名間武忠君）

地方債の補正の段で、利率が5%以内というような表現になっていますが、今実際金利はゼロ金利とか、マイナス金利とか、下手すると預け手数料が要るとかというような話が出たりするわけなんですけれども、実際の運用されている金利は、政府資金あるいは縁故資金、それぞれ幾らぐらいですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

低金利時代というのはご承知のとおりでございます。ただ、現在のところ、借入れている政府資金は0.01辺りを、0.01から0.04とか、その辺りで推移しております。縁故資金については0.4から0.6とか、その付近を推移してございます。

○12番（名間武忠君）

大変低い利率なんですけれども、今、町がご説明ありました財政調整基金については12億円余りを持っているわけなんですけれども、あれはまだほかにも合わせると23億円程度の預貯金があるわけなんです。これらについては、定期預金をされておるものが大半だと思うわけなんですけれども、実際の預金金利は、今会計が扱っていると思いますが、いかほどですか。利率でいいですが。

○会計管理者兼会計課長（大山幹雄君）

各金融機関それぞれ違いますので、ちょっと確認してからご答弁させていただきます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、10ページから。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

次に、歳出の14ページ。

15ページ。

16ページ。

17ページ。

18ページ。

○9番（今井吉男君）

18ページの民生費の中で、先日も高齢者の行方不明者ということで、地域の皆さんや字の皆さん、それから消防団、大変農繁期で忙しい中、搜索活動されておりましたが、ぜひ高齢者の、これ後期高齢者とかいろいろ入っていますから、ぜひGPS付きの端末でも何でもいいですけども、そういうのを貸し出してやればいいんじゃないかと思う。皆さん、もう本当に大変お忙しい中を搜索に当たられますので、今後そういう事例が発生すると思いますので、ぜひそういうGPS機能があれば、ぱっと居どころが分かると思いますので、ぜひそういう貸出しをできないものかどうか。

○保健福祉課長（新納哲仁君）

この件につきましては、さきの12月議会で奥山議員のほうからもありましたとおり、まず今回搜索に当たられた方を見ましたら、もう既に認知症が進行しておりまして、自分も分からないような感じの方だったかと思います。その方たちに、じゃ果たしてこのGPS機能を持たせてもどういうふうな操作をするかは、さきの12月議会で答弁したかと思いますが、今後また、さらなるいろんな機器が出てくるかと思うので、検討させていただきます。すぐにできるかどうかということは返答しかねますので、検討していきます。よろしくお願いします。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

17 ページ、18 ページなのですが、こども園費のほうで職員給与が減額になっているんですけれども、先日いただいた2月現在の職員数、職員配置数を見ると、知名、田皆ともに職員のほうは十分配置されていて、職員給与200万円、両方とも減額になっているんですけれども、この減額の理由についてご説明をお願いします。

○ 総務課長（瀬島徳幸君）

職員数に変わりはないかもしれませんが、育休とかそういうのがありますので、その分での減じゃないかなと思われます。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

確認なんですけれども、育休とかの要因が考えられるということなんですけれども、職員数、施設を利用されている児童数、園児数に対して職員が現状で欠けているということはないですよ。ちょっと確認いたします。

○ 子育て支援課長（安田末広君）

法的な配置職員数は確保してございます。

○ 議長（平 秀徳君）

進めます。

19 ページ。

20 ページ。

21 ページ。

22 ページ。

23 ページ。

24 ページ。

25 ページ。

26 ページ。

○ 9 番（今井吉男君）

教育費の中で、新型コロナウイルスの感染予防ということで、学校が3月2日から15日まで休校となっておりますが、それに伴いまして臨時職員、そしてまた給食センターも、今もう休業しているということですので、その場合の臨時職員の給与の補償、それは国は3月2日、おととい、閣議で休業補償日額8,330円ということで、この金額で払うのか、もしくは町の規定どおり払うのか。もし町の規定で出した場合、国から請求すれば、そのお金8,330円というのは戻ってくるのかどうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

臨時職員一般のことでよろしいのでしょうか。

〔「一般」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（瀬島徳幸君）

過去にもございましたが、本人たちの用件ではなくて役場の用件、今回は休校という形になったんですが、本人の責めに帰すべき状況で休まざるを得ないときには、失業手当の関係では6割支給という形がありますので、その6割をめぐりに支払う方向で進めております。休業中です。

○9番（今井吉男君）

中には、これで生活している皆さんがおりますので、6割ではちょっと少ないと思います。この国が決めた8,330円というのは、これ請求して、その金額はもらえるんですか、これより低いんですか、6割にすると、一般の臨時職員の日給。

○総務課長（瀬島徳幸君）

国の決めた8千幾らというのが、どの範囲のどの職業のどういう形での賃金かというのが分かりませんので、まだ正式な通知等が来ていませんので、請求できるのであればぜひ請求したいと、そういうふうに思っております。

○9番（今井吉男君）

やっぱり本人の意思で休んでいるわけじゃありませんので、ちゃんと給与補償、日当補償はしてやるべきじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺は手だてをしていただくよう要請をして終わります。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

27ページ。

○3番（根釜昭一郎君）

すみません、26ページのほうで、先ほど事業説明のほうでも学校のGIGAスクール構想を受けての事業が入っているんですけども、期間のほうはいつ頃までを予定されているのでしょうか、工事期間とか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

町長の施政方針の中でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけ、今後の社会発展の鍵となるICT分野の人材育成に努めるということを申しておりましたが、国のほうでGIGAスクールということで国の補正予算が成立して、各市町村取り組んでおりますが、3月補正に計上して、繰り越して令和2年度に執行ということになります。

○3番（根釜昭一郎君）

時期に関しては、まだ未定ということでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

国のほうも予算とかを先に決めて、その後に次々にQ&Aを出してきている状況で、今後どのような方向で進めていくかということについては、国の方針に沿って進めていきたいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

28ページ。

29ページ。

○3番（根釜昭一郎君）

教育費のほうで、学校施設整備費が中学校のほうから小学校のほうに組み替えられているようなんですけれども、田皆中学校の漏水の問題は解決しているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

もう区を越えて組替えを、中学校から小学校ということで組替えさせていただいておりますが、中学校の雨漏りの件は、ほぼというか解消はしております。ただ、少しだけ伝ってくる部分だけがまだ残っているということですが、以前みたいにバケツを置かないといけないとかそういう状況ではございませんで、ただ大雨のときには壁を伝ってくるところが1か所ほど残っているということで、その部分についても今後調査をして、そういったことがないように進めていきたいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

30ページ。

31ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和元年度知名町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時5分から再開します。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 3時05分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの名間議員の質問について、会計管理者から説明があります。

○会計管理者兼会計課長（大山幹雄君）

先ほど、名間議員から均等の利率についての質問がございました。

会計のほうで管理します基金にはいろいろ基金がございまして、その中で財政調整基金、調査建設、その2つが主に大きい金額を占めております。

先ほど、各金融機関によって利率が違っていると申し上げましたけれども、今回調べてみましたところ、基金のほとんど99.9%は指定金融機関を利用しておりますので、JAのほうの利率でよろしいでしょうか。

主に、大きな財政調整基金につきましては、過去から継続して更新をしています利率については、現段階で0.215となっております。そして、直近、定期を組んだものにつきましては0.115、同じく庁舎建設基金についても直近、定期を組んだものにつきましては0.115、以前から継続している定期につきましては0.215となっております。

以上です。

△日程第3 議案第3号 令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平 秀徳君）

日程第3、議案第3号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第3号は、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ2, 138万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4, 672万6, 000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、国庫支出金、県支出金、諸収入を増額計上しました。

歳出については、総務費を減額計上し、保険給付費、保健事業費をそれぞれ増額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第4号 令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平 秀徳君）

日程第4、議案第4号、令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第4号は、令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ2万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,776万1,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、一部の保険給付費の増加により、国庫支出金と県支出金で財源の組替えを行ったほか、国庫補助金のシステム改修事業費補助金を増額計上しました。

歳出については、特定個人情報データ標準レイアウト改訂版に対応するため、総務費用を増額計上したほか、保険給付費のうち、施設介護サービス費、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービスの増加に伴い、ほかのサービス給付費と組替えを行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第5号 令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（平 秀徳君）

日程第5、議案第5号、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第5号は、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ135万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,194万4,000円と決めました。

主な補正内容は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合より保険基盤安定負担金の変更が示され、歳入では保険基盤安定繰入金を増額計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

○7番（大藏哲治君）

ちょっと私の勘違いかも知れませんが、5ページの保険基盤安定繰入金と書いてあるんですけれども、これ保険基盤安定基金か何かの間違いではないのかなと思うんですが、違いますか。基金からの繰入れじゃないのかなと思うんですが、違うか。違ったら違ったらいいです。

○保健福祉課主事（今井秀忠君）

すみません、こちらは一般会計からの繰入金となっておりますので、保険基盤安定負担繰入金で間違いありません。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。

次に、歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第6 議案第6号 令和元年度知名町下水道事業特別会計補正
予算（第2号）

○議長（平 秀徳君）

日程第6、議案第6号、令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第6号は、令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳出予算の組替えにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,046万5,000円と決めました。

主な補正内容は、歳出について、知名環境センター維持管理費内の組替え及び公債費の元金と利子の組替えをしました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。
歳出、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第7 議案第7号 令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（平 秀徳君）

日程第7、議案第7号、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第7号は、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1,450万円追加し、歳入歳出予算の総額

を1億9,397万6,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、国の補正予算の割当てにより農林水産業費国庫補助金を870万円増額計上しました。

歳出については、機能強化事業費を1,550万円増額計上し、予備費を100万円減額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

第2表、繰越明許費、3ページ。

進めます。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6ページ。

歳出、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)は原案のとおり可決されました。
しばらくお待ちください。議場を整理します。

△日程第8 議案第8号 令和元年度知名町水道事業会計補正予算
(第2号)

○議長(平 秀徳君)

日程第8、議案第8号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第8号は、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第2号)についての案件であります。

今回の補正は、資本的収入を1,206万円減額し、資本的支出を900万円減額しました。

補正内容は、資本的収入において企業債を減額計上しました。

資本的支出において機械及び装置購入費を減額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから総括的質疑を行います。

○10番(福井源乃介君)

説明書の中で、上城の優良水源が確保できたということと、発電機については、台風時の停電を想定した非常用ということでの購入であったんですが、水源と発電機の因果関係性がないんだけど、どういうことでしょうか。

○水道課長(山田 悟君)

お答えします。

これまでは、高度浄水処理場を上城そして久志検に設置した場合、どうしても台風時の対応として発電機が必要ということで考えていたんですが、今後、今回の上城の新水源地の試掘状況が大変よかったものですから、今後は水源を上城一本にして事業を行った場合は、発電機も要らなくなってくるものですから、それで一応減額をやっています。

それと、あと事業自体はすぐどうこうできるという問題じゃないと思うんですが、購入よりはリースのほうが安くつくということで、一応今回は。今年にかけて停電関係も台風自体がなかったものですから、台風の影響もなかったものですから、それによって発電機のリースも行っていない。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

発電機については、従来リースであったのを、どうしてもやはり1個、2個は町所有で対応したいというようなことから、我々も議案を通したわけですね。だから、そういう中で、またリースのほうが安上がりだからという、本当に整合性が無いし、またこの水源と発電機の因果性がないんじゃないかということなんですが、分かりました。とにかく1,206万円と900万円がまた次年度の利益として結局上がって、必要になればでしょうけれども、それがまた浮いてくるわけですので。

それと、水道水の硬度低減化については、1か所に集約ということ、あるいは2か所に集約ということなんですが、非常にこの附帯工事に多額の予算を要するという、結局、補助金が使えない工事が大きいというようなことでなかなか難しい面があるんですが、これについては厚労省なり、国交省なり、いろいろ奄振の交付金なりをとという方向で動いているようですが、優良水源ができましたのでそれをよしとして、質問のほうは終わります。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○7番（大藏哲治君）

先ほどの質問の中でありましたけれども、硬度軽減化の実証のあれで、ペレットの云々であって、ペレットから別に何か変えるという話になったんですけども、ペレットのほうは実証して、変えるほうは実証されたのかどうか伺いたいんです。

○町長（今井力夫君）

ペレット法とEDR法について、私のほうで説明をさせていただきます。

皆さんが見学されたペレット法によりますと、やはり同じように、今使われている個人の低減化装置と同様で、かなりのナトリウムイオンを最後に生成してしまいます。このナトリウムイオンは、リッター中に200イオンまでは国の基準の中に入っているんですけども、百五、六十まで上がる可能性は十分あるということは、私が沖縄県の実際に使っているところを視察したときにも、ナトリウムイオンは少し気になるなど。

それから、ペレットの場合には、最終的にそのペレットが白い結晶が出てきます

ので、これが産廃扱いになってまいります。沖縄のほうでは、これを道路の舗装工事などに混ぜたり、または農地に粉碎した後でまいているというような使い方をしておりますけれども、本町において万が一、その発生したもの、これが利活用できない場合には、島外に産廃として排出していかなきやいけなくなると。

そういうふうなマイナス面を考えると、EDRの場合には高い電圧をかけますので、電気代としてかなり上がると思うんですけれども、最大の利点は、マグネシウムイオンとカルシウムイオンが硬度の一番の原因になりますけれども、カルシウムイオンはペレットでも除去できますけれども、もう一つのマグネシウムイオンはペレットでは回収できない。常にマグネシウムイオンは残ってしまう。このマグネシウムイオンが残ることによって、硬度が落としにくくなるという面もございまして、それだったら電気透析によってマグネシウムイオンとカルシウムイオン両方をマイナス極に抜き取るということで、かなり効率よく硬度低減化を行うことができるのではないかとというふうに理論的には考えております。

ただ、議員おっしゃるように、双方この地において比較実験したかということにつきましては、業者のほうもEDRを設置するとなると、かなりの実験費を頂かなくやいけなくなるということになっておりましたので、それでしたらということで、我々はEDRを実際に活用している喜界島と、それから東京の伊豆大島のEDR設備を見てきました。膜を通してイオンを抜き取っていくわけですから、この膜の幾つかは、その年次ごとに入替えをしていかなくやいけいけません。新しいものに替えていくと、そういうコストはかかりますけれども、まず産廃としては出るものはないということ、それからナトリウムイオンを非常に抑え込むことができる、マグネシウムイオンも抜き取るとはできると、こういうようなものを考えたときには、EDRのほうがいいのではないかとというふうに今は考えております。

○7番（大藏哲治君）

そのカルシウムイオンとマグネシウムイオンは固形物ではないということですか。抜き取るときに、マグネシウムイオンとカルシウムイオンを抜き取るという話をされましたけれども、それは固形物としては残らないんですか。

○町長（今井力夫君）

これはイオンなので、電氣的にプラスとマイナスイオンで引き合って、ただ抜き取っていくことになりますので、そして抜き取ったものは、そのまま今度は地下水のほうに戻していくというやり方を取ることで、何ら公害的なものは、あったものをまた元に戻していくということですので、公害を引き起こすということはないと思います。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

補正予算、1 ページ。

実施計画書、2 ページ。

実施計画明細書、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで、ページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日5日は午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。お疲れさまでございました。

散 会 午後 3時38分

令和 2 年 第 1 回知名町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 3 月 5 日

令和2年第1回知名町議会定例会議事日程
令和2年3月5日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

- 日程第 1 議案第 9号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第10号 知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第11号 知名町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第12号 沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回について
- 日程第 5 議案第13号 知名町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第14号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第15号 知名町フローラルパークの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第16号 知名町企業立地等促進条例の制定について
- 日程第 9 議案第17号 知名町振興計画審議会条例及び知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号 知名町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第20号 知名町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第21号 知名町道路線の廃止について
- 日程第14 議案第22号 知名辺地総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第23号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 日程第16 議案第24号 第6次知名町総合振興計画の策定について
- 日程第17 令和2年度 各会計当初予算一括提案（議案第25号から議案第34号）
- 日程第18 令和2年度 予算審査特別委員会の設置（各会計当初予算10件を付託）
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	新山直樹君	2番	外山利章君
3番	根釜昭一郎君	5番	西文男君
6番	宗村勝君	7番	大藏哲治君
8番	中野賢一君	9番	今井吉男君
10番	福井源乃介君	11番	奥山直武君
12番	名間武忠君	13番	平秀徳君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井力夫君	会計管理者兼会計課長	大山幹雄君
副町長	赤地邦男君	税務課長	甲斐敬造君
教育長	林富義志君	町民課長	元栄吉治君
総務課長	瀬島徳幸君	保健福祉課長	新納哲仁君
総務課参事	村山裕一郎君	水道課長	山田悟君
企画振興課長	高風勝一郎君	子育て支援課長	安田末広君
農林課長	上村隆一郎君	教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	迫田昭三君
農業委員会事務局長	元栄恵美子君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	栄照和君
建設課長	平山盛文君	中央公民館長兼図書館長	前利潔君
耕地課長	窪田政英君		

△開 会 午前10時00分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。
おはようございます。お座りください。
これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第9号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の
適正化等を図るための関係条例の整備に関
する条例の制定について

○議長（平 秀徳君）

日程第1、議案第9号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

場内の皆様、改めまして、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。
それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第9号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についての案件であります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定の見直しを行うほか、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。
質疑ございませんか。

○9番（今井吉男君）

今、町長からの説明もありましたけれども、この成年後見人制度ができてからも、大分なりますけれども、本町でこれまで何件くらいこういう事例があったもんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

この事務は、町民課で扱っておりますので、後で調べてから回答いたします。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第10号 知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第2、議案第10号、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第10号は、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現などの働き方改革が進められる中、長時間労働の是正のための措置として、人事院規則が改正されたことに伴い、本町においても時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

○12番（名間武忠君）

時間外の勤務についての町の中での状況等について、今これだけ時間を延ばすわけなんですけれども、実情としてどのような状況でしょうか。

○町長（今井力夫君）

平成30年度に全職員を対象に、時間外勤務等につきましての個人からの申出を基にした調査を行っておりますけれども、月平均で大体80時間、それから120時間を超える職員もいるという状況にあります。それ以外、各月ごとの時間外勤務、職員が申し出てきたものは、平均して40時間前後になるかなと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、80時間を超したり120時間を超す職員も数名はいた状況にあります。

以上です。

○12番（名間武忠君）

勤務時間と有給休暇については、管理するものと認識をしておりますが、併せて有給休暇の取得についての状況はどうでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

後ほど調べてから回答させていただきます。

○12番（名間武忠君）

行政の、特に役場が大変夜遅くまで電気がついたりしておるわけなんです。町民から見ると、皆大変だなという思いをするときと、このように長時間しないといけないのかなというような、そうすると有給休暇プラス今度は職員の定数減数にも関係すると思われるんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

現在、働き方改革の中での問題も含めて、よく学校の先生方が大変な時間に勤務されているというようなことで、マスコミ等で上げられていますけれども、そこら辺について、町長は学校もいらっしゃったわけですので、役場職員の職務をご覧になって、ある程度その差が分かると思いますけれども、全般的に通じていかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

各課によりまして、時間外勤務にかかっている職員というものは違ってくるのかなど、また、繁忙期がありますので、そういう時期においては、それぞれの課において時間外勤務というのが役場のほうはあるのかなど。

学校職員の場合には一年中だと、私どもが勤務しているときに、まず中学校の場合には、部活動顧問というのがかかってくるので、早朝練習が我々は7時10分以降開始というふうにしてありますけれども、7時10分に開始するためには、教職員は7時過ぎには、もう朝練習をするところは来なければいけない。それから、放課後の練習時間は、夏場は7時までというふうに定めてありまして、まず7時まで、そして、下校指導しますので7時半、そして、土曜日、日曜日はまた対外試合等の引率、または、ないときにはそれぞれの練習場所での練習等がありますので、学校教職員の特に中学校、高等学校の場合にはかなりの時間外勤務がありました。したがって、学校現場において顧問の成り手がいなかったというのが、非常に我々としては、中学校の部活は、顧問は学校教職員でなければいけないという縛りがございましたので、非常に顧問を見つけるというのが大変難しいところがあったのはあります。

役場職員につきましては、部署によりまして、例えば情報管理をしているところによりますと、庁舎内のそれぞれの部署におけるパソコンの作動が思わしくないときには、担当に連絡が来ますので、担当はほぼ終日、それぞれの課から呼出しを受けますので、パソコンの設定、修理、結局自分が持っている外部からのメール等による事務作業は5時以降から、または、土日の勤務で処理していかなくちゃいけないというようなところもございますので、我々といたしましては、そういう非常に専門を有するものに関しましては、外部委託も必要な時期に来ているのかなど。または、そういう能力、技術を持った職員を採用していかないと、今後対応が非常に難しいかなというところがございます。

あわせて、ほとんどの部署において、土曜日、日曜日各行事がございますので、職員が代休を取れるかといいますと、代休が取れる状況ではございませんので、そういう意味では、これから町または関係機関が行っている諸行事につきましても、

取捨選択、スクラップ・アンド・ビルドの考えで行事等も減らしていく必要もあるかなど。そうしないと役場職員が、公務員でありながら、それぞれの地元、住んでいるところで一住民としてボランティア活動に参加するということが非常に難しい時代かなど思っておりますので、来年度の本町におきます町役場職員の時間外労働に、ある程度の規制を加えていく必要があるかなどは考えております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

ほかに。

○町長（今井力夫君）

先ほどの年休取得ですけれども、平均で申しますと最新値で15.6と、31年度の場合には15.6日取得をしているということになります。

○8番（中野賢一君）

今、名間議員の質問と関連しますけれども、役場においては、どの課が一番、時間外が多いですか。

○町長（今井力夫君）

これは、30年度の全職員対象に私が調査させた結果でございますけれども、やはり、土日の各行事がございますので、職員からの申し出た実数の中では断トツ、生涯学習課の時間外勤務と申しますか、そういうものがかなり多い状況になっております。あと、企画課や総務課というような順になってきているのかなど思います。

○8番（中野賢一君）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほどの今井議員のご質問について、回答させていただきます。

本町の場合、成年被後見人については、現在まで15名いらっしゃったそうです。この後、亡くなられたりした関係で、今現在は2名、被後見人は2名、被保佐人が1人という数値になっております。

以上です。

△日程第3 議案第11号 知名町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第3、議案第11号、知名町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第11号は、知名町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、取扱いを整備するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

○2番（外山利章君）

サービスの宣誓については、職員については宣誓書というものを出すことになっておるわけですが、この条例の中では、会計年度任用職員については、特別にそれぞれに当てはまるやり方で宣誓をするということになってはいますが、具体的にはどういうふうに取り決めているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

職員については、ご指摘のとおり宣誓書に署名をして、今現在は町長の前で読み上げることをしております。別段の定めをすることができるということで、会計年度任用職員については、その宣誓書に署名をして提出をいただくという形で運用しようかと考えております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、知名町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第12号 沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回について

○議長（平 秀徳君）

日程第4、議案第12号、沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第12号は、沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回についての案件であります。

沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回については、地方自治法第286条の2第3項の規定により、議会の可決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回については原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第5 議案第13号 知名町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第5、議案第13号、知名町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第13号は、知名町税条例等の一部を改正する条例についての案件であります。

本町の町税、分担金・使用料・加入金・手数料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促手数料に係る通信費及び消耗品費等の値上げに対応するために、所要の改正をするものであります。

以上、知名町税条例等に定める督促手数料を改定する条例についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○11番（奥山直武君）

消費税上げるのは仕方ないと思うんですけども、ただ、一つ納得いかないのがあります。

納税書類を送る日、もし今日送るんでしたら、その日に納税した方も督促料を請求されますね。その場合、どんなになっているんですか。今日、もし督促の要するに郵送した場合に、督促の人たちも入っていますから、その場合に、今日の日に納税した場合に、それでも督促料は取っております。それはなぜですか。

○税務課長（甲斐敬造君）

督促状の発送と納付とが入れ違いと申しますか、ちょうど納付期限の日に納付された場合でも、一応督促状は送るんですけども、その納付日が納付期限内で納付書のほうに納付済みであれば、督促料は取らないと消すようにしております。

○11番（奥山直武君）

それは、役場内ではそうなっているか分かりませんが、納めるのは農協の

窓口でしょう。それで100円返ってきません。

○税務課長（甲斐敬造君）

そのような場合には、還付手続をして還付を行っております。

○11番（奥山直武君）

本人に通知されているんですか。今、各女性、奥様の皆さんがそれを納得していないんですよ。それを周知させるためには、どうにか手を打たないと。そして、それで100円から200円に督促料を上げた場合は、もっと納得しません。何か方法を取っていただかないと、それに対して。

○税務課長（甲斐敬造君）

納付期限内に、例えば今月の10日が納付期限だということで、今日の10日までに金融機関のほうで納付をしてあれば、督促状は入れ違いで発送される場合があります。また、誤ってその督促状でそのまま2重に納付される場合もあります。それらの場合には還付の手続をして、また、通知を送っております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

○6番（宗村 勝君）

一つ聞きます。

通信料の消費税の値上がりによって、100円から200円となりますけれども、それは150円にはならなかったんですか。そういうふうにはできない理由があるんですか。

○税務課長（甲斐敬造君）

切手、郵送料が82円から85円というふうには、まず上がっております。それから窓開き封筒、それから、督促状を印刷する印刷の専用の用紙があります。それから、印刷するインク代とか、そういうのを入れますとおおよそ150円ぐらいというふうに見積もられておりますので、今回200円ということにしております。

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時31分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、知名町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第 6 議案第 14 号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第 6、議案第 14 号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 14 号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、平成 30 年度から県が国保事業の財政運営の中心的役割を担うこととなり、市町村ごとの医療費水準や所得水準等に応じた納付金額及び標準保険税率を決定し、示すこととなったことに伴い、県から示された標準保険税

率を参考に税率の改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

次に、資料 1 から資料 5 まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第 7 議案第 15 号 知名町フローラルパークの指定管理者の 指定について

○議長（平 秀徳君）

日程第7、議案第15号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第15号は、知名町フローラルパークの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設につきましては、平成21年4月1日から公益財団法人知名町シルバー人材センターが指定管理者として管理を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで当該施設の指定管理者として公益社団法人知名町シルバー人材センターを選定しました。今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（今井吉男君）

参考資料を見ますと、面積が入っていないんですけども、現在、再整備でグラウンドゴルフ場が拡張されて別個できておりますが、その分も含めたこれは契約ですよね。それで、金額も当初予算を見ますと650万円となっておりますが、金額もそのまま、その広い部分も令和3年までとなっておりますので、多分それまでには拡張工事も終わると思いますが、その分も含んでのこれは委託契約ですか。

それと、もう一点は、グラウンドゴルフの愛好者が多くて、料金を入れる料金箱がありますけれども、その料金、利用料金はどこに、町のフローラルパークの収入になるんですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

観光農地があった部分、今回整地をしまして全面芝貼りを行う予定です。今後、その部分も含めてシルバー人材センターに管理をしていただくというふうなことになると思います。

それから、料金箱に入る料金につきましては、シルバー人材センターの運営の資

金というふうになっておりますので、そのような形で進めております。

○9番（今井吉男君）

これ、範囲も入れておいたほうがいいと思います。現在のままでこれ、シルバーは受けたと思って、何か向こう側の分も広がりますよね、面積が。その分も含むということにしておかないと、では前の旧のところでもいいんですか、あとはもう見なくていいんですかと、整備をしなくていいんですかと、清掃もしなくていいんですかということが出た場合に、範囲も決めておいたほうがいいと思います。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

もともと、観光農地も管理の一環で入ってはいたんですが、伐採と清掃とをお願いしておりました。今回は、全面芝ということで、その分も含めて管理をしていただくということになります。

○10番（福井源乃介君）

現在、リフォームというかリニューアルというか、平成15年開園のパークが、幼児から老人までという全世代型の公園を目指して整備が進められております。構想では、青少年を対象にしたバスケのゴールであるとか、ミニサッカーを今整備中だと思います。それから、町長の構想では、健康を考えて外周をウォーキングしたり、あるいはランニングしたりという構想まであります。そして、グラウンドゴルフの準公認コースというような構想なんですが、これは確実にやるんでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

フローラルパーク、先ほどのご質問があった観光農園の部分、それから、現在使われている芝の部分、メインとしてはグラウンドゴルフの皆様が主に使われておりますけれども、今後は多目的広場という意味合いで、いわゆるお子さんから家族から皆さんで使っていただくというふうな考え方を持っております。

それから、そもそもはゲートボール場の敷地でありました部分につきましては、今回、ミニサッカー場、それから、大人用子供用のいわゆる3バイ3ができるバスケコートコート2面行う予定です。あわせて、いわゆる外周をウォーキングまたはランニングできるようなロードに、きれいな整備とまでいくか分かりませんが、外周を散歩、ランニング、ウォーキングできるような形にはしていきたいというふうに思っております。

○10番（福井源乃介君）

最終計画はそこまでですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今回、県の振興事業をいただいて行っている部分につきましては、今お話しした

部分の計画であります。

○10番（福井源乃介君）

例えば、鯨が見える海岸端、防風林からこっちのほう海岸に面したところで、夕日が見えたり、鯨が見えたりということで、ウッドデッキなり、あるいは、若い人たちが家族でバーベキューができるようなそういう場というものも、火気を使うというのはちょっと問題があるかもしれませんが、そういうところまでの構想はないのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

現在、テニスコートのまた右、ペダルゴーカートのコースがありますが、そちらにもいわゆる茶屋というか、あずまやというか、石のテーブルと椅子が設置されておりますが、そちらのほうはちゃんと海が見えるように伐採等もしております。今後もそのような管理をしていきたいというふうに思っています。今後、そのようにまた見えるように形を造っていくということでございます。

○5番（西 文男君）

まず、その次に理由についてなんですけれども、現在、グラウンドゴルフの会の皆さんがほとんど利用しているんですが、例えば、利用についての計画、募集、例えば子供たち、それから大人でもいいんですけれども、ミニサッカーをしたりとか、例えば各小学校で何かのスポーツイベント等をする場合の申込みの受付、その状況はどのように考えていますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

現在、シルバー人材センターのほうで、そのような予約というか管理等も行ってありますが、今後、ミニサッカー、バスケット、あと多目的広場、利用する箇所が増えてまいりますので、その辺りもシルバー人材とまた詰めていきたいというふうに思っております。

○5番（西 文男君）

そこは、はっきり利用規約みたいなものをしておかないと、それぞれの団体がそれぞれ申し込んで分からなければ、また、運営管理がどうなっているかというふうな部分も出てくるかと思しますので、それは徹底して計画利用規約の作成は要請したいと思います。

それと、緊急用のヘリポート、それについてはどのような。今現在、ドクターヘリ、一番利用していると思うんですが。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ドクターヘリに関しましては、基本的に緊急防災等も含めて、総務課と保健福祉

課のほうでという基本的な対応なんですけど、医療側としましては、どうしても大きな病院、徳洲会病院の近いところに緊急にヘリを離着陸させたいということで、現在、フローラルパークが第一候補ということで、パークに停められない場合は、ほか大山グラウンド、沖永良部高等学校のグラウンド等々ありますが、現在そちらを優先させていただきたいということで、ドクターヘリの離着陸の第一候補の場所として現在行っております。今後もそのような形になるかと思えます。

○5番（西 文男君）

ぜひ、そういう形で生命について緊急を要しますので、健康増進の多目的という趣旨の中ではありますが、そちらのほうの優先もぜひ、進めていただきたいと思います。

○7番（大藏哲治君）

パークの使用料、利用料について伺いますけれども、今、町のほうで使用料の規則があるのか、それから、もしないならば、それはシルバー人材センターのほうで料金について決めていくのか、その辺を伺います。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

フローラルパークの設置及び管理に関する条例の中で、施設利用料金が設定されております。現在、テニスコート、ペダルゴーカート、ゲートボール、グラウンドゴルフ等々ですけれども、ペダルゴーカートにつきましては無料で開放しております。そのほかにつきましては、利用料を設定して徴収をしておりますので、その徴収に関しても、シルバー人材センターのほうで行っているということでございます。その使用料は、またシルバー人材センターの中で管理、運営ということで使用しております。

○7番（大藏哲治君）

今度、新しくバスケットとミニサッカーみたいな設備ができるんですけども、それについても使用料を頂くことになるのかどうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

新たに遊戯施設というか、子供の利用できる施設が増えるわけですが、現在のところは、子供たちが利用する施設に関しては、無料で開放したいなというふうな考え方を持っております。

○12番（名間武忠君）

今回の指定管理で、業者選定に当たりまして、当然、経営状況並びに業務の内容等については、審査をされてシルバー人材センターが指定管理者になったわけですけども、そのシルバー人材センターも、今先ほど申し上げました経営状況並びに

業務の内容等について、現在どのような状況でしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

シルバー人材センター自体の窓口は保健福祉課になっておりまして、企画振興課としましては、フローラルパークの管理、運営を含めて、指定管理者をシルバー人材センターで行っているところではありますけれども、一度、二度、保健福祉課のほうと、こちらはパークの管理、運営側の立場としての話、それから保健福祉課はシルバー人材センターの運営という立場で話を行いました、引き続き問題ないというか、行っていこうという内容で、今回、議案を出しているところでございます。

○12番（名間武忠君）

公益社団法人ですので、問題ないからこれに認められたと思うわけなんです。ただ、私どもはシルバー人材センターがどのようなものか全く分からないわけなんです。毎年、町からシルバー人材育成というように、負担金として令和2年度も970万円を超える金額を出すわけなんです。そのように育成をするシルバー人材センターが、経営がどのようなになっているのかどうか、議会に報告していただきたいなという思いが一つします。

それから、業務内容なんですけれども、よくシルバーというと、ある一定年齢以上の皆さんを対象に雇用形態をつくっておくようなことだろうと思うわけなんです。どのくらいの人が登録されて、どのくらいの事業をやって、経常的なそういう業務がなされているのかどうかということも分からないわけなんです。そこら付近については、もちろん、ちゃんとしたシルバー人材センターとして、公益社団法人として認定されておるわけですので問題はないと思いますが、今後も含めて、町民の声はシルバー人材センターに登録をしたいたいけれども、なかなか仕事来ない、それから、登録してあっても来ないもんだから自然に人材を確保している人たちが少なくなって受注ができないのか、人材が少ないから受注ができないのか。あるいは、今、役場がシルバー人材センターを利用しているのかどうか、そこら付近も、今後のシルバー人材センター育成の上からも大変重要なことだと思うわけなんです。1,000万円近い負担をしておるわけなんですから、行政としては責任があろうと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

シルバー人材センターの総会のおきましては、前年度におきます収支決算報告等がなされております。私が今、記憶しているのでは、本町のシルバー人材の登録者数は180人前後にあるのではないかなど。隣町とそんなに数の上では大きな差はございません。

ただ、議員ご指摘のように、各種事業等にどれだけの事業を取ってきて、そして、事業運営が順調になされているかという点につきましては、和泊町のシルバー人材センターとは、かなり経営状況におきましては差があると思っております。

したがって、本来なら独立採算がきちんと取れるような業務をしていただくような指導を、今後ともまたしていかなきゃいけないのではないかなと考えております。

○12番（名間武忠君）

今、町長の説明のとおり、シルバー人材センターが一本立ちできるような受注をしないといけないと思うわけなんです。先ほど申し上げましたように、公、町あるいはそれに近いフローラルホテル等も、事業を発注すべきじゃないかなと感じがするわけなんです。それをすることによって、シルバー人材センターの経営上はうまくいくんじゃないかと思いはするわけなんです。

先ほどありましたように、確かに事業量が少ないと思うわけなんです。いかに多くして、今、高齢者の雇用の問題が出てきておるわけですので、定年も延びつつあるというようなことからすると、雇用したい働きたい方は多くおるわけなんです、その場がないということでございますので、ぜひ、シルバー人材センターを規模拡大を図りながら、それぞれの分についての業務を受注するような組織を改善していただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○2番（外山利章君）

先ほど、グラウンドゴルフ使用料であったり、それぞれのテニスコートであったりという使用料は、シルバー人材の運営費のほうに回っているという回答があったと思うんですけども、指定管理者ということでお金を出しておいて、さらにその使用料が運営のほうに回るというのは少しおかしいんじゃないかと思うんですけども、それは条例等で決まっているんでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

シルバー人材センターとの知名町フローラルパークの管理等に関する基本協定書というのがございます。その中の第22条に、利用料金の項目があります。フローラルパークの利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。いわゆる、シルバー人材センターの収入とするというふうに明記されております。それに基づいて、現在そのような形を取っております。

○2番（外山利章君）

町のほうの自主財源が厳しいということで、いろんな形で今度の予算のほうもそ

ういう形で厳しい形の予算編成がなされているわけですがけれども、先ほど言ったように、指定管理ということで、指定管理料がしっかりと入るのであれば、町の体育館であったり、町のグラウンドは使用料という形で予算のほうに入ってきているわけですので、それは条例で決められている形であるのか、協定であるのかはちょっと今、すみません、ここで確認できませんが、フローラルパークとのその協定というものの見直しも含めて、再度考慮する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご指摘の部分、いま一度検討させていただいて、見直し等が必要なのか、また、こちらのほうでも考えてみたいというふうに思います。

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前 11 時 02 分

再 開 午前 11 時 07 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

○2番（外山利章君）

最後です。先ほどから出ているように、町民、議会も含め、そういうフローラルパークの運営状況が分からないというところもありますので、シルバー人材の方にも議会の際に来て報告していただくとか、収支に関して報告をしていただければ、そのような疑念というのも払拭すると思いますので、ぜひ担当課としてはそういうふうに進めていただけますか。

以上、要望です。

○6番（宗村 勝君）

企画振興課長に質問したとき、委託先を見直しを含めて検討すると、たしか返事したと思うんですけども、その公募によらないので続きますと、次回も公募によらないでやりそうな雰囲気なものでして、質問させていただきました。

それと、その整備費用が650万円です。要するに草刈りしたりする費用が650万円。私、思うに高いんじゃないかなんかと思っているところなんですけれども、それ妥当なのかなんかと思って質問させていただきますが、高いのか安いのか、もっと安くてもできそうな雰囲気がするんですけども、いかがですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まず、1点目の引き続き指定管理者をシルバー人材センターにということですが、今年度1年間ということで、1年間の指定管理者の契約にいたしました。その前については5年間の契約でしたが、なかなかシルバー人材センターの管理、運営がうまくいっていないというところもあって、そのあたりを協議をしながら、パークの管理、運営を進めてまいりました。

その後、伐採等を含めての管理の見直し等も出てきましたので、あと、先ほどの保健福祉課との協議も含めて、今後進めていこうかということでした。

ただ、進めていく中で、一番のネックだったのがドクターヘリの離発着になります。どうしても土日祝日関係なくドクターヘリが発着するということで、例えばグラウンドゴルフ等々パークを利用している方々を、ドクターヘリが来るとということで最低でも2時間、3時間返さなきゃいけないという部分で、どうしてもシルバー人材センター以外で委託をするようなところがないかということも検討しましたが、実際はなかなかドクターヘリの対応ができるのが、現在、シルバー人材センターの組織しかないというのが現状ということもあって、引き続きシルバー人材センターをお願いしたいということになりました。

あと、もう一つの650万円に関しましては、シルバー人材センターのほうに管理、運営費の計画というか中身を出していただいて、人件費や維持費、あと光熱費等々を含めて出していただいたら、700万円余りの試算が来ております。そのあたりも含めて、こちらのほうが650万円の指定管理の委託料ということで、逆に妥当ではないのかなというふうに思っております。

○6番（宗村 勝君）

シルバー人材センターがそういう予算を700万出されてきたということなんですけれども、そのどこまでが650万円に入っているのか、ちょっと今分からないんですが、建物使用料とかそういうのは別ですよね。建物は町のものだと思いますけれども、一応それをお伺いします。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

建物使用料に関しましては、シルバー人材センターの管理等は保健福祉課のほうで管理をしておりますので、こちらのほうとしては委託料の中には入っておりません。

○6番（宗村 勝君）

例えば、その伐採とかそういう作業に関しては、例えば建設業者とかスタッフはたくさんいますから、もっと年間を通して650万円以下では多分やっていただけ

と思うんです。その分業をしたら、さっきのヘリコプターに関しますとちょっと安全上分からないんですが、そこらも含めて、町の負担を安くできるようなことを要請したいと思います。

それで終わります。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今回、1年間の指定管理とした理由の中にも、議員がおっしゃっているような項目も含めて、再度洗い出しというか、やってまた取り組んでいきたいというふうなところで、1年間という期間をいただいたところでございます。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

○7番（大藏哲治君）

その、700万円云々の見積りがあって、その中に先ほど課長の説明の中には、光熱費云々とあったんですけども、光熱費云々は900万円のシルバー人材センターの補助の中に入っているじゃないですか。何か見積りが甘いような気がするんですけども、もう一回見直して、再度議案を提出したほうがいいんじゃないですか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

シルバー人材センターの保健福祉課のほうからの委託、あとこちらからのパークの管理委託等々、保健福祉課とも協議をして、シルバー人材センターも入れて協議をいたしました。その中で、分けられて活用しているというところは、確認をしての内容でございます。

○議長（平 秀徳君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時16分

再 開 午後 1時00分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総括的質疑で、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に参考資料、指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要についての質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第16号 知名町企業立地等促進条例の制定について

○議長（平 秀徳君）

日程第8、議案第16号、知名町企業立地等促進条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第16号は、知名町企業立地等促進条例の制定についての案件であります。

本議案は、企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講ずることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって本町の産業の振興と雇用の増大を図るため、この条例を定めようとするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご審議いただく前に、資料の訂正を行いたいと思います。

知名町企業立地等促進条例の２ページの中の第３条の（４）につきましては、削除をお願いしたいと思います。「（４）緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給」、この項目は削除をお願いいたします。それに伴いまして、現在記入されている（５）が（４）になります。（６）が（５）、（７）が（６）というふうにご訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですね。

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○７番（大藏哲治君）

この条例を定めることで本町への進出を考える企業の目算があるのか、伺います。

○町長（今井力夫君）

本条例を提案いたしましたのは、町民へのアンケートの中にも、これからの雇用の促進に対しては、企業を誘致したりというような町民の希望がかなり多うございましたので、今後、これまででも企業誘致につきましては、事あるごとに沖洲会等の総会に出席した折、県の大阪事務所や東京の鹿児島県の事務所において、本町に企業を誘致したいので、もし希望がある企業がございましたらご連絡をいただければというような申し入れもしておりました。

そういうことも含めまして、これから、さらにまたＩＣＴ化の時代が始まりますと、必ずしも都市部における企業の立地だけではなくて、こういう離島、周辺部においてもＩＣＴ関係の企業の場合には大いに誘致できていくのかなど、先般、瀬戸内町においてもこういうふうな事例が発生しておりますので、あらかじめこういう企業設置条例等を設けておくことによって、企業の申込みがあったときに、我々としてもしっかり審査した上で、この条例を活用することによって企業を誘致することが可能になるのではないかということ踏まえまして、今回提案させていただいております。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほか。

○１２番（名間武忠君）

先ほど、課長の４番目の削除の訂正がありましたが、その理由について伺いたいと思います。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

この条例制定に向けて、奄美郡内の各市町村の状況も確認をいたしました。その中で、緑化奨励金という形で、奄美市を含めて幾つかございました。ただ、例えば本町におきまして、この緑化推進に対して、企業誘致と直結するかなという部分から、まずは誘致を優先に、あと、来ていただいて、そのほかの用地取得や設置の奨励金等々準備はできるかなというところから、緑化推進は今回削除をいたしましたという経緯でございます。

○12番（名間武忠君）

よく、みどりの日のボランティアとか、あるいは水源涵養林の植樹等を含めたいろいろなのを町が行っておるわけですので、それらのものを含めた類似したものについてはしませんよというようなことなのかなという気がしたわけなんですけれども、それはそれで大変いいことだと思っております。

先ほどありましたように、企業誘致については、議会のほうでも何回も出てきておったわけなんです。今ここに出されたのは、先ほど大蔵議員から質問があったように、いろいろそういうアンケート等も含めて出てきたということのようです。沖洲会等でいろいろ宣伝もされておるといことですが、さらに大々的に国内に発信するために、何らか特別なそういう手段を今考えていらっしゃるのかどうか。

○町長（今井力夫君）

これまでも企業誘致につきましては、機会あるごとに広報をしてきたつもりでございますけれども、また、来年度以降においても、私どもが島外に出て、各種会議等、または島外の商工会等に出向いてこのような話を持っていくときに、こういうような設置条例があるというのとないのでは、相手方の対応についても大きく変わってくるのかなと思っておりますので、議員ご指摘のように、いろいろな機会を捉えて、我々はこれを広報しながら企業誘致に向けては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○2番（外山利章君）

第2条の（3）企業の高度化という部分がありますが、基本的にこの条例、島外もしくは町外から島内、町内に住所を移す企業ということを前提としていると思いますが、（3）のほうにおいては、町内に住所及び企業施設を有する企業が、事業の規模拡大、また事業転換ということで、町内業者においてもその対象になるというふうに規定されておりますが、その対象というのは、その第4条の助成対象事業

というところで、交付の対象となる企業者ということで規定されているんですけども、この項目全てが当てはまらないといけないのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

第4条の助成金の交付の対象となる企業者は、次の各号に掲げる要件を満たすというところで、全てという表現は入ってございませんので、この中のどれかのものに該当すれば、助成の対象というふうな取扱いになっております。

○2番（外山利章君）

その上で審査としては、町長の諮問機関として企業立地等審査会というものができると規定されておりますが、そのメンバーというのは、今、大体どのようなメンバーになるかというのは想定されておりますか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

この企業立地等審議会につきましては、今回、条例が可決いただけましたら、この後、規則等制定していかなきゃいけないんですが、その中でまた決めていきたいというふうに思っております。

○2番（外山利章君）

町外の業者が島に来て、雇用を生み出してくれるのももちろんいいことですが、町内業者もそういう雇用というものをしっかり確保している部分もありますので、ぜひそういう対象になればいいことだと思います。ぜひまたその点についても、町内の企業に、このような条例が制定されたということについて周知していただければと思います。要望です。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

総括でほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページの第1条から第2条まで。

2 ページ、3 ページの第3条から第5条まで。

進めます。

3、4 ページの第6条から第11条、附則まで。

3 ページの第6条から4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、知名町企業立地等促進条例の制定については原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第17号 知名町振興計画審議会条例及び知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第9、議案第17号、知名町振興計画審議会条例及び知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第17号は、知名町振興計画審議会条例及び知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本町の長期振興計画の名称が総合振興計画であるのに対し、知名町振興計画審議会条例と知名町報酬及び費用弁償条例には、現在、振興計画と記載されており、名称が統一されていませんでしたので、総合振興計画に名称を統一するために条例の一部を改正するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、知名町振興計画審議会条例及び知名町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議場の整理をしますので、しばらくお待ちください。

△日程第 10 議案第 18 号 知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第 10、議案第 18 号、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 18 号は、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための

関係法律の整備に関する法律による文言の整理及び総務省から「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正」の通知が発出され、住民票及びマイナンバーカード等への旧氏の併記が可能となったため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○2番（外山利章君）

総括ですので町民課長にお尋ねします。

今、世の中では、もう印鑑を使わないような形の承認というふうな動きがありますが、町として今後、証明の代わりになるようなマイナンバーカードのような形の普及を進めて、印鑑による証明というものをなくすというような、そういう考え方というのはありますか。

○町民課長（元栄吉治君）

現在、印鑑登録につきましては、重要な、例えば契約関係とかそういうものについて、町に印鑑登録をするときに厳密な本人確認をいたします。それが実印という形になって印鑑登録をしますので、その実印と印鑑登録証明書が合っておれば、本人が署名したものと認められて、その契約関係がスムーズにいくという形になっております。

今おっしゃったように、印鑑の押印をしないでいいという場合もあるんですけども、それは、例えば証明書を取るときに、自分で自書であればもう印鑑は必要ないですとかそういう形では現在もしておりますけれども、公式な文書等におきましては印鑑は必要になってくるものではないかと思っておりますので、知名町においても、今までどおりという形になります。

○議長（平 秀徳君）

いいですか。ほかに。

○11番（奥山直武君）

今現在、外国人の奥さん、また外国から働いてきておる方々で、知名町に住民票がある方、その方は漢字にしなければならないのか、印鑑証明、片仮名でいいのか、それとも英語でもできるのか、その辺、教えてください。

○町民課長（元栄吉治君）

知名町に住民票を置いている外国人の方は、今62名いらっしゃいます。3か月以上日本国内に住居を置く方は、必ず中長期在留者という形で、そのカードを持っ

ていないといけないということになっています。3か月いるということであればカードが発行されますので、それがあれば住民登録をするんですけども、住民登録された外国人についても印鑑登録はもちろんですけれども、例えば片仮名表記であったり、あと外国人の奥さんで通称名をつけます。例えば、モトエ誰々とか、本名は違うんですけども、通称名をつけた場合は、その通称名で通称の名字で印鑑登録ができます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○8番（中野賢一君）

今、先ほどマイナンバーカードの話がありましたけれども、知名町は何%ぐらい登録されていますか。

○町民課長（元栄吉治君）

2月時点での発行枚数ですけれども、約1,175枚となっています。率で言いますと、約19%です。ちなみに今、日本全国でのパーセントが大体14%ぐらいとなっていて、鹿児島県で一番発行枚数が多いのが西之表市の25%、その次、奄美市が20%弱、知名町は今のところ19%ぐらいなので、県内においては3番目の発行枚数となっておりますが、今後、令和3年の3月から、マイナンバーカードも保険証としての機能も付与されますので、全町民というか、全国民が持たざるを得ない状況になるかと思っておりますので、ぜひ持っていらっしゃらない方は申請をよろしくお願いいたします。

○8番（中野賢一君）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、知名町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議場の整理をしますので、しばらくお待ちください。

△日程第11 議案第19号 知名町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第11、議案第19号、知名町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第19号は、知名町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害援護資金について保証人を立てずに貸し付けること及び償還方法として月賦償還によることを可能にすることを示されたことから、条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。
1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。
これから議案第 19 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 19 号、知名町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第 12 議案第 20 号 知名町老人福祉センターの指定管理者 の指定について

○議長（平 秀徳君）

日程第 12、議案第 20 号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 20 号は、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、平成 27 年 4 月 1 日から、社会福祉法人知名町社会福祉協議会が指定管理者として管理を行っておりますが、本年 3 月 31 日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、令和 2 年 4 月

1日から令和7年3月31日までの当該施設の指定管理者として、社会福祉法人知名町社会福祉協議会を選定しました。今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により議決を求めるものがあります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第13 議案第21号 知名町道路線の廃止について

○議長（平 秀徳君）

日程第13、議案第21号、知名町道路線の廃止についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第21号について、ご説明を申し上げます。

知名町道上城花窪線、新城上城線、新城内穴張線において、中山間地域総合整備事業知名地区で道路改良を実施する計画があり、当事業実施には原則農道であることが前提条件となっております。

当事業の実施に当たり、来年度の用地交渉業務着手までに町道から農道へ変更する必要があるため、本路線の廃止を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する質疑を行います。

廃止の路線、路線番号 8 1 番。

○10番（福井源乃介君）

これについては、もう事業導入はほぼ中山間事業を行うという前提の下だということなんですが、同意等々も、既に事業実施に向けた準備はできているのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

今の路線周辺の同意等は取れていると聞いています。

○10番（福井源乃介君）

これについては現在、田皆が令和 7 年完了ということなんですが、畑地帯とはまた別に、中山間で何年頃からの予定ですか。

○建設課長（平山盛文君）

今回ののは農道整備ということで……。

○10番（福井源乃介君）

分かりました。

○建設課長（平山盛文君）

いいですか。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。

次に、路線番号 8 4 番。

次に、路線番号 8 5 番。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号、知名町同道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第 1 4 議案第 2 2 号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（平 秀徳君）

日程第 1 4、議案第 2 2 号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 2 2 号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名辺地に係る総合整備計画書第 2 項 公共的施設の整備を必要とする事情第 9 号 農林漁業経営近代化施設の追加及び第 3 項 公共的施設の整備計画の表中、児童館、農林漁業経営近代化施設の事業費の増及び道路・橋りょう、学校給食施設、消防施設、公民館の事業費の減に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条 8 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○5番（西 文男君）

ちょっと確認です。1ページの学校給食施設は、もう既に建設は終わっているんですが、これについての明記をしておかなければいけないのは何か理由があるのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

今回ご提案いたしております辺地対策事業の変更、過疎対策事業の変更を併せて前年度の事業計画確定に伴いまして報告という内容でございます。ですので、平成30年度での完了の報告の内容となっております。

○議長（平 秀徳君）

総括で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

総合整備計画書1ページ。

2ページ。

○2番（外山利章君）

すみません、確認です。この表の上の年度のところですけれども、平成32年度となっておりますけれども、これは令和ではないのでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

県のほうにその件は確認をいたしまして、現在のところ、当初で明記されていた平成32年度、あとは令和2年度、どちらでも表現は構わないというところで、今回はそのまま提出をさせていただきました。

○議長（平 秀徳君）

2ページで。

参考資料の年次計画表、1ページ。

2ページ。

進めます。

3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号、知名辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

△日程第 1 5 議案第 2 3 号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（平 秀徳君）

日程第 1 5、議案第 2 3 号、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第 2 3 号は、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名町過疎地域自立促進計画において、各種事業の事業費及び事業期間の変更を行いましたので、知名町議会基本条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○ 1 2 番（名間武忠君）

長期計画の年度の整合性について、可能かどうかお聞きいたします。

今回、第 2 3 号で提出された過疎計画については、令和 2 年が最終年度だということのようです。次の第 2 4 号で審議されます総合振興計画については、令和 2 年が初年度とする計画になっておりますが、その同じ計画について年度が、始まりと

終わりが同じようにすることによって、何か理解もしやすいし、計画も立てやすいのかなという感じをするわけなんですけれども、それが可能かどうかお尋ねします。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

ご指摘のように、現在、過疎計画が令和2年度で終了いたします。片や、第6次知名町総合振興計画は令和2年度から始まるというところで、現在、令和2年度に過疎計画をまとめるということになっておりますが、令和2年度にその過疎計画を、新たな10か年の計画を取りまとめるというところで、同時期に進められればいいんですが、令和2年度中にその過疎計画の見直しを行うというふうな計画を持っております。

○12番（名間武忠君）

計画を練る時期については、同じ令和2年で構わないと思うんですが、年度については、過疎計画はこの令和2年度で終わるわけなんです。令和3年度から新たな計画が始まると思いますが、総合振興計画については、その実施計画をこれから各課で始めるということで説明があったわけなんですけれども、この同じ一つの計画については最終年度ですと、あと一つの計画については初年度だよというようなことは、行政が一つであることから考えると、どうしても整合性が欲しいなという感じがするわけなんです。それが、同じ町で一つは終わり、一つは始まりだよというようなことに対する何か矛盾が生じてくるような感じがするわけなんです。

あくまでも一つの計画であると、町の基本計画は総合振興計画、その実質的な計画については過疎計画だよというようなこれまで説明をされていますので、そういうことから考えると、同じ年度になったほうが計画の立てやすさ、あるいは第三者、町民から見ると見やすい、分かりやすいということになろうかと思うわけです。ただ、これが可能なかどうか、あるいは法的な問題でできないのかどうか、この点についてどうでしょうかということです。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

まず、過疎計画の策定開始は令和3年度ということになるわけなんですけれども、その法的なものは変更はできないだろうとは思いますが、おっしゃるように、第6次が令和2年度からスタートするということを含めて、この令和2年度には、併せてそのような取組というか、見直しができないののかも検討していきたいと思っております。

○12番（名間武忠君）

検討する時間がそう多くないんですよ。もう始まるわけですから、4月から。そしてまた、それぞれ各課においては実施計画をすぐ作成するということになるわけ

なんです。

今ここに出された過疎計画については、最終年度の変更を、今、出したわけなんです。次の第24号では、構想ですけれども、構想的なものが始まると、総合振興計画で。同じところで重なるんですけども、それぞれの計画自体は、初年度は違いますよということがなかなか理解しづらいというようなことから、あくまでも知名町で出す計画ですので、年度整合したほうが分かりやすいんじゃないかというような思いと、年度整合にすることによって一つの町の長期計画だということになるかと思うわけなんです。そこをお尋ねしているわけなんですけれども、改めて町長、どうでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

失礼いたしました。先ほどの過疎計画、令和3年度から、法的なものというふうなお話をいたしました。再度確認をそのあたりもしまして、おっしゃるように2年度スタートするわけですので、そのあたり早急に動けるような体制を取りたいというふうに思っております。

○議長（平 秀徳君）

総括で、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）1ページ。

2ページ。

○5番（西 文男君）

確認です。2番の田皆新城海岸線の改良工事なんです。事業主体が変更前と変更後、変わっているんですが、変更後、町になっているんですが、変更前はどこだったんですか、その理由まで。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

これは、変更前については見落としというか、事業主体の記入をされていなかったというところで、今回の見直しでちゃんと町という表現を入れさせていただいたということです。以前から町でございます。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。

○5番（西 文男君）

分かりました。

○議長（平 秀徳君）

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

進めます。

参考資料、1 ページ。

2 ページ。

進めます。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第24号 第6次知名町総合振興計画の策定について

○議長（平 秀徳君）

日程第16、議案第24号、第6次知名町総合振興計画の策定についてを議題と

します。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第24号は、第6次知名町総合振興計画の策定についての案件であります。

平成21年度に策定しました第5次知名町総合振興計画が本年度末で期間終了となるため、新たに令和2年度を初年度とする第6次知名町総合振興計画を策定しましたので、知名町議会基本条例第8条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○12番（名間武忠君）

さっきの過疎計画についての件と関係しますが、先ほどあった年限について、この新たにつくる総合振興計画は、これまでの前期・後期5か年ずつの計10年だったと、これを今回改めて3年と4年の計7年間の前・後期の振興計画だと、大変いい考えだなという思いをいたしました。先ほど町長の説明の中にはございませんでしたが、これまでの説明では、そういう町長の基本的な考えを組み入れるような方法で、このように3年と4年だということで説明があったわけなんですけれども、確かにそれぞれの見直しは、それぞれの町長の方針があるので、それに合ったような見直しを行うと、そして新たな計画を立てるというようなことで3年・4年というような説明を受けたわけなんです。

今回皆さんが、各課の課長が実施計画をする上で、同じようなことが出てくるわけなんです。最終年度の平成32年、令和2年の過疎計画と併せた今回のような総合振興計画の3あるいは4年の長期計画が、これも可能かどうか。先ほどあった10年を3年・4年の7年間の計画にしたわけですから、過疎計画についても今回新たにつくるわけですので、その点についてはぜひ考えていただいて、どれが一番いいのかというような方法で、説明がしやすいのか、あるいは見て分かりやすいのかというような計画をつくっていただきたいと、改めて前の過疎計画等を含めて要請をいたしたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

まず初めに、序論、6ページ、7ページ。

8ページから11ページまで。

進めます。

次に、12ページから15ページ。

16ページから19ページまで。

20ページから23ページまで。

24ページから27ページまで。

28ページから31ページまで。

32ページから35ページまで。

36ページから39ページまで。

40ページから43ページまで。

44ページから47ページまで。

次に、本論、50ページ、51ページ。

52ページから55ページまで。

○3番（根釜昭一郎君）

昨日の一般質問のほうでも取り上げられていたんですけども、53ページからの件なんですけれども、21の未来を創るまちづくりということで、非常にテーマとしてすばらしいテーマだなと考えているんです。昨日も質問にもあったんですけども、執行部のほうに確認なんですけれども、以前、私のほうも一般質問でも質問した過去があるんですけども、21の集落がある中で字においては、人口減少によって集落を構成する各種団体というものが構成がもうつくれなくて、かなわなくなっている集落が幾つかあると思うんですけども、執行部のほうで構成状況について把握しているのかということと、それに対して、行政側はどのような対策を講じてきたのか、もしくは考えているのかというこの2点をお答えください。

○町長（今井力夫君）

日本全国、急激な人口減少によりまして、それぞれの字の人口というのが減少し、また、多様な物の考え方というようなあたりから、今ご指摘のように、各種団体等におきまして、その組織をその字の中で継続していくことを断念されているところ

があるというのは、各種団体の中で我々に話が来ているところにおいてはあります。また、ちょうどこの3月期は、次年度における各種団体の引継ぎを行うに当たり、この会を継続していくのかしていかないのかというあたりは、各字が今検討しているところではないかなど。全ての字から、まだそういうのが出されているとは聞いておりませんので、継続しているところについては、我々まだ把握はできておりません。

その中で話が出るのは、幾つかを集合合体と扱いをすることも可能になるんじゃないかというような話も出たりはしておりますけれども、最終的にそれを決定するのは、我々町ではなくて、各字が果たしてそれをするのか、合体していくのか、単独で維持していくのかというのを決定した後、それでは我々として、町としてはどういうバックアップを取っていったらいいのかというのを考えるのが、次の我々の段階ではないかなど思っておりますので、まず初めは、それぞれの字において、各種団体をどう堅持していくのかというのをしっかり論議していただきたいなと思っております。

以上です。

○3番（根釜昭一郎君）

この第6次知名町総合計画におきましては、来年度から、令和2年度から開始ということですがけれども、またこの後審議に入る一般会計予算におきましても、従来どおりの方向性で、この21の集落に目を向けた施策が乏しいのかなと感じます。この後の審議でも出てきますけれども、住宅等の整備に関しても従来どおりの継続事業を継続すると、それで移住・定住に向けたこの住宅整備に関しましても330万円程度ですか、ほぼ1件もしくは2件程度の施策しか打っていないということは、21の集落に目を向けているとは感じられないんですけれども、21の集落にどういった形で、住宅に関してでしたら、21の集落に関してどのように目を向けていくのかという方向性だけでも回答いただきたいんです。

○町長（今井力夫君）

昨日、私申し上げましたけれども、それぞれの字が独自で何を進めていきたいのかという、町がこれをするので皆さんはこれをしてくださいという部分と、私たちは私たちのアイデアでこういうことを組み立てていきたいという、これら2つのものがかみ合わさってきて、それぞれの字の特色を出せるような施策を進めていくことができるのではないかなど思っておりますので、町があなたのところはこうしてください、あなたのところにはこれをつくります、これをつくりますというそのみではなくて、今現在でも、私たちの字のほうに教員住宅を設置してほしいとかと

いう要望が来ているところもあるし、全くそれがない、別の案件で要望が出されるところもありますので、そういうものを我々は加味していきたい。

ただ町として、住宅政策はこういう方向で、あとどれぐらいの不足に対してどう取り組んでいくとか、それとか環境教育について、私たちは、学校を含めて一般社会の中で環境教育についてはこういう進め方をしたい、それから、観光面についてこんなことをしていきたいとかと、そういう大まかな路線というのは、我々はこれから当然築き上げていきます。その中で字は、じゃ、この部分は私たちの字で、こういうような策を講じていきたいというのをこれから多分出されていくのかなと思います。大まかな路線というのを私たちが全くつくっていないのではなくて、我々もこれから、大まかな町としての路線は明示していきたいと思っておりますので、それに対して、じゃ、各字がどう対応してくるのかというのもまた検討していきたい。

それ以前に、字としてはこうしたいという字の強い意思があれば、それはそれで我々も十分、大きな路線を組む前にそういうのも参考にしていくことが、行政と地域の字がタグを組んだまちづくりになっていくのかなと、私はそういう路線がこれからのまちづくりではないかなと思っております。

○3番（根釜昭一郎君）

今回、このようなすばらしい総合振興計画ができましたので、我々議員のほうも町民と真摯に向き合って会話を進めて、まちづくりに関して地域の声を取りまとめた要請をかけていきますので、その際には、ぜひ積極的に計画に取り組んでいただけるよう要請して終わります。

○町長（今井力夫君）

ぜひ、すばらしいアイデアをお待ちしております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

56ページから59ページまで。

○5番（西 文男君）

57ページ、アクションプランの8番、町長は施政方針の中でもおっしゃっていただきました。安心して出産し、子育てができる環境、これは当然、未来の知名町を創っていく新しい誕生と、町が常に継続するのは子供がいなければ成り立ちませんので。

それについて、産科医についてなんですけれども、島内に1か所、徳洲会病院に産科医がいますが、高齢のために後任で徳洲会で募集をしても条件等に合わず、なかなか医師の確保ができないという状況の説明を受け、それで、まだ知名町だけ

でもできない、当然、隣の和泊町とも協力していかなければいけないと思うんですが、実際に与論町にもいない、喜界町もないと。島外で出産をしているという状況下なんです、そうなる前に町としても早急にという話はあったんですが、その辺、和泊町と具体的にどういうふうな話をして、どこまで進んでいるのか、分かる範囲で結構ですので示してください。

○町長（今井力夫君）

この産科医の確保というのは、いわゆる地方都市周辺部においては非常に大きな課題でございます。

本町においても、今、議員ご指摘のとおり、ある一つの病院施設において、かなり高齢の産科医を有しておりますけれども、かなり高齢であるために、ある意味ではまた複数の産科医があったほうが、出産時における様々な事態に対応できるのではないかというようなことがございましたので、先般、隣町とともに、両町と関係課を集めまして、今後の産科医の確保については検討してまいりました。

その中でも、医師会のほうからの提案もございまして、医師会のほうからは、我々が鹿児島出張等があるときには、鹿児島大学の医局のほうにも、医師会のほうも同行しますのでどンドンまず声をかけていくのが大切なことであろうと、したがって、声をかけていただければ医師会のほうも一緒に動きますという回答を一ついただいております。

それから、徳洲会のほうには、待遇面でどういうふうなものが必要なのかというのを、平均的なものを我々に教えてほしいという申入れを一つしたことと、もう一つは、鹿児島大学の医局からもしドクターが確保できたときに、徳洲会としてそれを受け入れることは可能なのかという3点目の件につきましても、徳洲会の皆さんとの話合いをして、徳洲会のほうに医局のほうからドクターが配置されるのであれば、徳洲会のほうで十分受け入れる体制を整えておりますと。

あとは、4つ目は、徳洲会は全国にございますので、全国の徳洲会の中から、離島医療に非常に関心の高いドクターがおりましたら、ご相談をいただければ、両町そろって相談に行きたいというような、以上4点のことは、我々としては前回の話合いの中で行いました。

それから、奄美群島の市町村長の集まりの中で、奄美医療圏についての話合いをする機会もございました。その中で、奄美全体において医師が多いものか、それとも非常に少ないのか、そういう部類ではなくて、ちょうどその間にこの奄美群島はあるという報告を聞きましてけれども、私どもとしては、いえいえと、産科医と小児科医が我々としては不足していると思っておりますので、ぜひ今後、県、国も、

こういう奄美群島の特殊性を鑑みながら、国と県からも、この奄美群島における産科医と小児科医の確保はこれから数十年にかけて非常に大事な課題の一つでございますので協力していただきたいという申入れを両町のほうでしたところでございます。

以上、2つの取組を今進めております。

○5番（西 文男君）

ぜひタッグを組んで早急に実現するよう要請して終わります。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

資料編、62から63ページまで。

64ページから67ページまで。

○5番（西 文男君）

説明会のときに間違いがないかということであって、確認なんですけれども、66ページ、会計課は室長となっているんです。これ、室長で間違いないでしょうか。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

失礼をいたしました。役職名、課長でございます。大変失礼いたしました。

○5番（西 文男君）

何名で確認したんでしょうかとなってくるんですよ。確認を何人からして、そういう形が、数字の貼り替えはしましたよね、人口の問題で。

ですから、やはり外部委託をして書類が多いものですから、それについては各課で、課長1人の課というのはないわけですので、担当もいらっしゃれば課員もいると思うので、ぜひ今後はそういう形でチェック機能の強化をお願いしたいと。

それと、3月末にできるというんですけれども、これでもう発注をかけているんですか、製本。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

いえ、この当議会で承認を得まして、それから発注ということになります。

○5番（西 文男君）

よかったですね。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

68ページから71ページ。

進めます。

72から73まで。

○9番（今井吉男君）

これまで何度も議会のほうでも審議をして、また協議してまいりましたけれども、すばらしい総合振興計画が来年度から7年かけて行われますけれども、この委員のメンバーの作業部会、それから各種課長、各種団体の代表、合計しても78名は、この件について十分認識していると思いますが、さてこのメンバーだけで、言うまでもなくこの計画の実行、実現はできませんので、先ほど印刷の件もありますが、いつ製本ができるか分かりませんが、もうあと26日、残すところ、印刷をしたらもう4月過ぎてしまうんじゃないんですか。ちょっと遅いんじゃないかと思えます。

それから、町民にどのような方法で周知するのか。例えば4月、5月になって、またその4、5の計画がまた遅れてきますよね。やっぱりその辺をしっかりとしないと、計画はすばらしいのができましたけれども、町民は何も知らない、聞かされていない、周知されていないという形になれば、本当これは実現は不可能じゃないかと思えますので、どういう形ですか。

すぐそうすると皆さん、インターネット、町のホームページと言いますが、高齢化率が高い中で、家でこの町のホームページを見るの、何名の方が見ると思えますか。若い皆さんは見られますけれども、家にそういうパソコンを持っていない方が多いですよ。その辺はやっぱりきちんとして、絵に描いた餅で終わりますよ、これは。その辺をきちんとして。やっぱりまず町民全体がこれの計画を十分周知して一つ一つ積み上げていかないといけないと思えますが、ぜひ町民のお年寄りまで分かるような形で周知をしていただくよう、どういう計画でされるか。課長も残すところ1年ですから、ぜひその辺は十分認識をしてやっていただきたいと思えます。

○企画振興課長（高風勝一郎君）

昨日までの外山議員の一般質問でもお答えをしております。まず、町のホームページでの掲載……

〔「ホームページはもういいから」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長（高風勝一郎君）

はい。あと、広報ちな等での周知ということも考えております。外山議員から出ました、全戸に何らかのダイジェスト版的なものが出せないのかというあたりは、今後検討させていただきますというふうな返答をいたしました。またそのあたりも含め

て、若い方からお年寄りまで分かるような内容で周知できないか、また考えさせて
いただきたいと思います。

あと、その振興計画書につきましては、300冊を印刷を予定しております。一
般質問でも答弁いたしました。各集落、各小・中学校図書館、公民館を含めて、
どの場所でも見られる各施設に配布をしたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（今井吉男君）

先ほどの名間議員からの一般質問でもありましたけれども、各集落に職員がおり
ますよね。その職員の皆さんは字の行事や集会や字の常会には必ず出席をして、こ
ういうテーマも町民に周知できるようにぜひ参加をして、大変だと思えますけれど
も、いろいろ残業とか時間外の件も言われましたけれども、これは地域のやっぱり
皆さんが一番中心になっていただかないといけないと思います。

ただ、こういう計画をつくっても、各集落でほとんどの方が知らないと思います。
それをいかに周知するかは、皆さんの本当に地域に参加して、そういうところでこ
ういうことも案内していくのも一つの情報の伝達方法ですから、ぜひ皆さん、大変
でしょうが、地域の各種行事には積極的に参加していただきたいと思います。

以上、要請をして終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、ページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、第6次知名町総合振興計画の策定については原案の
とおり可決されました。

△日程第17 「予算審査特別委員会」付託

○議長（平 秀徳君）

続けます。

日程第17、議案第25号、令和2年度知名町一般会計当初予算から議案第34号、令和2年度知名町水道事業会計当初予算までの10件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第25号から議案第34号までの10件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第39条第2項の規定により、町長の提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第34号までの10件の議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第18 予算審査特別委員会の設置

○議長（平 秀徳君）

日程第18、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第25号から議案第34号までの10件の議案は、議長を除く11名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第34号までの10件の議案は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 2時27分

令和 2 年 第 1 回知名町議会定例会

第 4 日

令和 2 年 3 月 9 日

令和 2 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
令和 2 年 3 月 9 日（月曜日）午後 1 時 00 分開議

1. 議事日程（第 4 号）

- 開議の宣告
- 日程第 1 議案第 3 5 号 第 2 期知名町子ども・子育て支援事業計画について
- 日程第 2 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について（知名 C 団地 C 棟新築工事）
- 日程第 3 予算審査特別委員会付託事件の報告（令和 2 年度各会計当初予算（議案第 2 5 号～議案第 3 4 号））
- 日程第 4 陳情第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について
- 日程第 5 陳情第 4 号 宇田美川地区及び宮田地区に畑灌施設の早期完成を願う陳情書について
- 日程第 6 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について
- 日程第 7 発議第 1 号 議員派遣について
- 日程第 8 決定第 1 号 閉会中の継続審査の件について
- 日程第 9 決定第 2 号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 9 まで議事日程に同じ
- 追加日程第 1 選挙第 1 号 知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	新山直樹君	2番	外山利章君
3番	根釜昭一郎君	5番	西文男君
6番	宗村勝君	7番	大藏哲治君
8番	中野賢一君	9番	今井吉男君
10番	福井源乃介君	11番	奥山直武君
12番	名間武忠君	13番	平秀徳君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員 of 職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井力夫君	会計管理者兼会計課長	大山幹雄君
副町長	赤地邦男君	税務課長	甲斐敬造君
教育長	林富義志君	町民課長	元栄吉治君
総務課長	瀬島徳幸君	保健福祉課長	新納哲仁君
総務課参事	村山裕一郎君	水道課長	山田悟君
企画振興課長	高風勝一郎君	子育て支援課長	安田末広君
農林課長	上村隆一郎君	教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	迫田昭三君
農業委員会事務局長	元栄恵美子君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	榮照和君
建設課長	平山盛文君	中央公民館長兼図書館長	前利潔君
耕地課長	窪田政英君		

△開 会 午後 1時00分

○議長（平 秀徳君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第35号 第2期知名町子ども・子育て支援事業計画について

○議長（平 秀徳君）

日程第1、議案第35号、第2期知名町子ども・子育て支援事業計画についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第35号は、第2期知名町子ども・子育て支援事業計画についての案件であります。

本議案は、子ども・子育て支援法第61条第1項により、市町村は5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、第1期事業計画に引き続き、第2期の事業計画につきましても、知名町議会基本条例第8条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、第2期事業計画の提出においては、県とのヒアリングを経て、第3回知名町子ども・子育て会議の協議、了承を経て提出していることを申し添えます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

第1章の計画の策定に当たって、1ページから5ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

第2章、知名町を取り巻く状況、7ページから44ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

次に、第3章、計画の基本的な考え、45ページから49ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

第4章、施策の展開、51ページから77ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

第5章、事業計画、79ページから93ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

次に、第6章、計画の推進体制、95ページから97ページまで。

○2番（外山利章君）

97ページの進捗状況の管理についてお尋ねいたします。

以前、一般質問で、この子育て支援事業計画について質問した際に、適正に評価というものがなされておりますかと言ったときに、本来であれば、毎年ごとの知名町子ども・子育て会議において評価するべきところを行われていなかった部分もあったというふうに、たしか回答いただいたと思います。

その反省を踏まえて、今度の計画ではどのような進捗状況の管理を行うのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長（安田末広君）

令和2年度においても、子ども・子育て会議を2回ほど計画しております。また、中間的な見直し時期というのも2年半後には控えておりますので、随時、年度年度、進捗状況を管理・チェックしていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

資料編、99ページから103ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、第2期知名町子ども・子育て支援事業計画は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第2 議案第36号 工事請負契約の締結について（知名C団地C棟新築工事）

○議長（平 秀徳君）

日程第2、議案第36号、工事請負契約の締結について（知名C団地C棟新築工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

では、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第36号は、工事請負契約の締結について（知名C団地C棟新築工事）の案件であります。

今回の知名C団地C棟新築工事は、3月3日に株式会社親和建設、株式会社宗岡組、株式会社久保建設、株式会社坂井建設の4社で入札執行し、工事請負金額1億4,355万円で株式会社親和建設が落札し、工事請負仮契約を結んでおります。

工事の概要としましては、鉄筋コンクリート造り2階建て6戸の公営住宅、延べ

面積378平米、2DKが4戸、3DKが2戸（専用の駐車場、倉庫）を完備しております。詳細については、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○5番（西 文男君）

工事契約について全般なんですけれども、こうやって金額が建築工事の場合は5,000万円以上、土木工事の場合は3,000万円以上でしたか、条例があると思うんですけれども、議会の承認というのと承認が要らずに契約している事業があるかと思えます。

例えば、過疎であったり辺地であったり等の事業において、一覧表でもいいんですけれども、議会の議決の承認が要らない工事について、金額とか時期とか町民から聞かれることがありまして、その辺は出せるものでしょうか。

○副町長（赤地邦男君）

西議員のご質問でございます。

ホームページ等に掲載してございますので、ぜひ参照にさせていただきたいと思えます。コピーでももちろん結構です。ホームページで載っているわけでございますから、お願いします。

○7番（大藏哲治君）

工事請負契約書の中の工期について説明をお願いします。

○建設課長（平山盛文君）

今仮契約の中では、工期を3月31日で取っておりますけれども、繰越し承認を得たら、今、県のほうにはもう一応得ておりますけれども、当然工期が足りないんで繰越し事業で、一応8か月から9か月程度を工期延長したいと思っております。

○7番（大藏哲治君）

工事請負契約日から8か月ということの理解でよろしいですか。

○建設課長（平山盛文君）

そうです。一応ご可決いただければ、本日、本契約となって、工期は造成が3月いっぱいばかりそうなので、その造成の状況を見ながら工期を設定したいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号についてを採決します。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、工事請負契約の締結について（知名C団地C棟新築工事について）は、可決されました。

△追加日程第1 選挙第1号 知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（平 秀徳君）

追加日程第1、お手元に配付しました議事追加日程表のとおり、選挙第1号、知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号、知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを追加日程として議題にすることに決定しました。

追加日程第1、知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

知名町選挙管理委員には、西田盛起君、村北正一郎君、山下久則君、城村富忠君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を知名町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西田盛起君、村北正一郎君、山下久則君、城村富忠君、以上の方が知名町選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、川野兼一君、東 哲次君、藤田英博君、宮當しず江君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を知名町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川野兼一君、東 哲次君、藤田英博君、宮當しず江君、以上の方が知名町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてをお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

先ほど、根釜議員の質問について保留していたことに対して、生涯学習課からの発言を許可します。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（榮 照和君）

根釜議員の国体の関係の回答をしたいと思います。

4月19日に奄美市でパワーリフティングの国体予選を兼ねた大会が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染防止対策の関係で中止になりました。

6月7日に沖縄県のほうでパワーリフティングの九州大会があります。それで国体の選手、県体を兼ねた国体の選手選考を行うということになっております。鹿児島県枠として男子6名、女子2名は鹿児島県代表として出場できることになっております。

以上です。

△日程第3 予算審査特別委員会付託事件の報告

○議長（平 秀徳君）

日程第3、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

○7番（大藏哲治君）

委員会審査報告書。

本委員会は、令和2年第1回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 1、委員会名称、予算審査特別委員会。
- 2、設置年月日、令和2年3月5日。
- 3、審査期間、令和2年3月5日より3月9日まで5日間。
- 4、付託事件、議案第25号、令和2年度知名町一般会計予算案。

議案第26号、令和2年度知名町国民健康保険特別会計予算案。

議案第27号、令和2年度知名町介護保険特別会計予算案。

議案第28号、令和2年度知名町後期高齢者医療特別会計予算案。

議案第29号、令和2年度知名町奨学資金特別会計予算案。

議案第30号、令和2年度知名町下水道事業特別会計予算案。

議案第31号、令和2年度知名町農業集落排水事業特別会計予算案。

議案第32号、令和2年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計予算案。

議案第33号、令和2年度知名町土地改良事業換地清算特別会計予算案。

議案第34号、令和2年度知名町水道事業会計予算案。

5、審査結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定。

6、附帯意見、令和2年度知名町一般会計当初予算案に計上されている土地改良事業換地清算事務費については、町が行った土地改良事業における換地清算業務において行われるべき清算事務の未処理により生じた清算金の未払いに伴う支出である。

今回の案件により受益者間の公平性の担保及び土地改良事業の信頼性が損なわれかねず、農家の生産意欲の減退が懸念される。

本来、行政はその権限と責務において迅速かつ効率的にその所管する業務を執行しなければならず、行政の責任は大きい。

このことから、知名町議会は、令和2年度の一般会計当初予算執行に関して下記の意見を付すものとする。

1、当該事業に関わる受益者に対し、詳細な説明を行うとともに、換地清算業務の早期の執行に向け、十分な協議を行うこと。

2、予算執行に当たっては、1の協議終了後執行すること。やむを得ない状況があり、予算執行が必要な場合はこの限りではない。また協議内容については議会への報告の義務を負うものとする。

3、その他の行政業務についてもその適正性、効率性を検証するとともに、このような案件が生じることのないよう留意すること。

以上、報告を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

議案第25号、令和2年度知名町一般会計当初予算から議案第34号、令和2年度知名町水道事業会計当初予算までの10件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は10件とも原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔「起立多数」〕

○議長（平 秀徳君）

起立多数と認めます。

したがって、議案第25号、令和2年度知名町一般会計当初予算から議案第34号、令和2年度知名町水道事業会計当初予算までの10件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第4 陳情第2号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書について

○議長（平 秀徳君）

日程第4、陳情第2号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書については、採択することに決定しました。

△日程第5 陳情第4号 宇田美川地区及び宮田地区に畑灌施設の早期完成を願う陳情書について

○議長（平 秀徳君）

日程第5、陳情第4号、宇田美川地区及び宮田地区に畑灌施設の早期完成を願う陳情書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、宇田美川地区及び宮田地区に畑灌施設の早期完成を願う陳情書については、採択することに決定しました。

△日程第6 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について

○議長（平 秀徳君）

日程第6、発委第1号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書については、原案のとおり可決されました。

△日程第7 発議第1号 議員派遣について

○議長（平 秀徳君）

日程第7、発議第1号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第8 決定第1号 閉会中の継続審査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第8、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第9 決定第2号 閉会中の継続調査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 2時03分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後 2時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 平 秀徳

知名町議会議員 根釜 昭一郎

知名町議会議員 西 文男